

第二十八回 参議院内閣委員会會議録第二十九号

昭和三十三年四月十七日(木曜日)午前十一時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 大谷 隆之助君
松岡 平市君
永岡 光治君

委員

後藤 義隆君
近藤 鶴代君
佐野 廣君
苦米地義三君
中野 文門君
増原 恵吉君
松村 秀逸君
伊藤 頭道君
田畑 金光君
千葉 信君
森中 守義君
矢嶋 三義君
島村 軍次君
八木 幸吉君

國務大臣

大藏大臣 一萬田尚登君
國務大臣 郡 祐一君

政府委員

総理府恩給局長 八尋淳之輔君
自治庁行政局長 藤井 貞夫君
防衛府政務次官 小山 長規君
防衛府政務次官 門叶 宗雄君
防衛府防衛局長 加藤 陽三君
防衛府防衛局長 山下 武利君
防衛府防衛局長 山下 武利君

大蔵省主計局長 石原 周夫君

大蔵省主計局長 岸本 晋君

文部政務次官 白井 莊一君

事務局長 常任委員 杉田正三郎君

説明員 大蔵省主計局 主計監査官 總刈 誠一君

参考人 軍事評論家 今村 均君
大蔵省主計局 高橋 甫君
大蔵省主計局 土居 明夫君

本日の會議に付した案件

○國家公務員共済組合法案(内閣提出、衆議院送付)
○國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。
國家公務員共済組合法案及び國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

前日に引き続き、質疑を続行いたします。御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○森中守義君 この数日間にはわたりまして、この案件の審議の中で、ほぼ明瞭になり、しかも、私どもがどうして承服したい点が、二、三ありますので、この際、大蔵大臣に明瞭に所見を承わっておきたいと思ひます。

その第一の問題は、この法案のきわめて悪い特徴として、政令もしくは省令に多くを譲つておるといふこと、さらに、大蔵大臣の認可もしくは承認、あるいは専決権というものが非常に多いのであります。ことに、現行の法律によりまして、政令にゆだねておる点が二点、それからこの案によれば、政令にゆだねておるものが十四件、さらに、大蔵省の省令が現行法では二つ、それがこの案では六つ、こういったように、具体的にあげていっても相当多い状況であります。

私は、こういったように考えて参りますと、やはり政令や省令がこのように広範にわたる、しかも多様にわたつておるといふことは、内閣法の十一條にいう政令の規定の精神を逸脱しておるのではないかと思ひます。こういったことを考えて参りますと、やはり大蔵省の方では、やみに行政権の乱用を来たす私がおそれがあると思ひます。同時にまた、国会における審議権を無視した、さらには審議権を意識的に忌避した、こういったような判断が成り立つと思ひます。こういったものが、なせかように政令であるいは省令にゆだねたのか、大蔵大臣の専決権を特段に多くしたのか、この点を、まず第一に、大蔵大臣から明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) これはいろいろあると思ひますが、個々の具体的な点について、なぜこういったように多様にしたかという点は、事務局から答弁させますが、私としては、この制度の主管大臣といつたしまして、まず一つには、制度の運営の上で、実態をよく把握する場合には、相當の認可、報告とかいふ事項をきめておくことが適當であるといふ考え方、そういう認可、報告等につきましては、また一々法律にこれをあげるわけにもいきませんので、政令あるいは省令に譲つた点が多からうかと考えております。

そうしまして、御議論の、あるいは御意見の基本的な点は、何らか、大蔵大臣が、今回のこの制度に対して少し立ち入って、干渉がましくはないかというふうなお考えかとも思ひます。あります。決してさう考へておるものではありません。まあ国庫のこれに對する負担の割合も相當高いので、他のこの種の國家出資等による機關との關係等も考へまして、それからまた、この組合が強制加入といふことにもなつておるような点も十分考へまして、まあこういった程度の、監督といひますか、監督、命令の規定はやむを得ないだろうと、かように考へておる次第でございます。

なお、具体的に、ここのところはどういうふうな御意見がありますれば、それにつきまして御答弁を申し上げることにいたします。

○森中守義君 私の調べたところでは、政令や省令の多いのは、食糧管理法、それから外國為替及び外國貿易管理法、國家公務員法、中小企業安定法、大體この四つが比較的政令、省令が多い。しかし、この四つのものが多いとはいひながら、この法律の中にうたわれておる政令や省令あるいは省令は多くはありません。だから、やはり国会を中心にして、法律を中心にして行政というものは行われていくのが妥當だと思ひますが、こういった点について、この法律の意思といふものは、どうも政令や省令が多過ぎて、行政権の乱用をおそれるというところを聞いておるのであります。何れも政令、省令によらずとも、正規に法律の条項として出しても一向差しつかえないのではないかと、こう思ひます。何となれば、政令や省令が大蔵省から勝手に出されても、国会の審議を求めない、こういったことになれば、はなはだ私は遺憾な事態が発生することを將來において想像される。だから、法律の建前として、大蔵大臣はどう考へておるか。つまり、政令、省令によらずして、なぜほんとうな法律として出すようなことをしなかつたのか、こういったことを聞いておる。

○國務大臣(一萬田尚登君) その点につきましては、今、私、基本的な考えとして御答弁申し上げた通りであります。

す。が、しかし、問題は、この組合等の運営についての把握、それに関連して、相当技術的な問題もあると思う。どういふふうにかこの組合の実態を把握して運営していくか、それには、どういふふうな、たとえば認許可とかいうようなものが基調となるのであります。技術的な点がありますので、これは一つ、それらの点について御納得のいくように、主計局長から答弁をさせていただきます。

○森中守義君　そういう技術的なことは聞いていないのです。大臣に聞いておるのですよ。元来、岸内閣は、非常にこういうことをおやりになるのが好きなんです。しかも、最近には官僚独裁の傾向がきわめて顕著になっております。国会を中心にして行政を行い、国政を行うのが当然であるのに、政令、省令にゆだねるというところは、何といつても、これは国会の審議よりも行政権の方がより高度なものになっていく危険性がある。私も、そういう危険性をここで承知で、立法技術がどうである、具体的な運営がどうであるとかというふうな理由のもとに、国会の審議を無視されたようなこういう法律に対しては、はなはだ遺憾に思う。こういう考え方については、与党の諸君も国会の権威を高めるため、国会の審議というものをあくまでも民主政治の原則に照く限りにおいては、反対でなかろうと思うのです。だから、省令や政令にゆだねなければならぬ事項が、どういふむずかしいものであるか知りません。しかし、省令や政令に出し得るならば、当然法律の中に入らうたつてもいいんじゃないですか。これが、私はほんとうに正しい法律の運用であ

ろうと思う。技術的なことでなくて、大蔵大臣が、立法の精神、国会に対する責任、内閣法の明らかならういふものを規定している。憲法も規定しております。そういう点について、もう少し明確な答弁を求めなければ、私は国会に議席を置くものとして、そういう軽々なことで法案の審議はできないということですが。

○國務大臣(一萬田尚登君)　そういう点について、何も、私は自分の見解を不明確にしておるわけではありませんが、法律によるべき事項は、むしろ法律によらなくてはなりません。しかしながら、私が申しますように、事柄によっては、これ、すべて法律でいくというわけにはいきません。ここに政令や省令の範囲によるものも、事柄によってはある。

そこで問題は、あなたの御質問からすれば、省令や政令によるところ多いじゃないかという御意見ですから、多量といふれば、なぜそうならざるを得ないか、その個々の省令や政令によつておるところは、こういうわけだ、政令や省令によつておるところを説明すれば、なるほど、それは立法によらなくても、省令、政令でよいということに納得できればいいと、私はこういうふうにか考へる。基本的なもので、法律によるべきものは法律でやっていたらだ。政令でいいとは考えられませんが、それは法律によるべきである。省令、政令によるべきもの、しかも、それが行政運営の上から、政治をやる上においてそれが適当であるとすれば、採用することに何もちゅうちょすることもない。それはそれでよろしい。何も、それが国会の審議権をどうかという問題はありません。法律によるべきもの

は法律によると、こういうのでありますから、省令、政令でやるのはおかしいじゃないか、法律によるべきじゃないかという御意見があるいは実際にあれば、それは両方の意見を聞かなければ……私は、なぜここで政令、省令によるのかということ、説明させるのが適當である、かように考えるわけですが。

○森中守義君　はなはだ本末転倒してありますよ。理由を聞けばこれでもいいじゃないか。なるほど、ずっと後退した考え方はそういうことになるでしょう。しかし、それは、憲法や内閣法や、あるいは立法権というものはどうなるのです。理由を聞けばいいということであれば、これは法律なんか要らないというふうな解釈も、極端にいけば成り立つてきます。そういう考へ方で大蔵当局が関係のいろいろな法律を出してきたり、しかも、政令あるいは省令にゆだねようとするところに、さなきだに、大蔵官僚が各行政省庁に対して不当な行政干渉をやつておるといふことが出てきた。あるいは国の財政を大蔵省の私物的なものに考えられ

ておると指摘されておるような、そういうことが私はあると思う。立法の精神、それはやはり、大蔵大臣、そういうふうにか内容さえ聞いてくれば、何も法律でいいかなくてもいいじゃないかという考へ方そのものが、國務大臣として、私はいささか見識がないと思ふのですが、ここまで追及しても、やはりそう思いますか。

○國務大臣(一萬田尚登君)　私はきわめてわかりよく話しておるのであります。法律によるべきことは法律によらなくちゃならぬ。何も異存はない。国会で御審議を願つて、立法手続をとつてそれに基いてやるのでありますから……しかし、すべて何もかも法律に、言いかえれば、政令、省令は一切相ならぬという御意見でも私はないだらうと思う。問題は、省令、政令でやる範囲が逸脱しておるか、少くともそれが法律によるべき事項ではないかとか、その点に私は問題があるべきだと思ふ。私も、法律によるべきものは、今回法律に御審議を願つて立法して、その法律の許す範囲内において、行政をやつていく上において妥協であると思ふという事柄について、省令、政令による、こう言うておるのである、何も私は御意見と食い違つたものはないと思ひます。

○森中守義君　この点についてはこれで終わりますが、しかし、最後に一口申し上げておきたいのは、私は省令、政令が全然いかぬと言つておるのじゃないのですよ。内閣法の十一條をごらん下さい。政令の限界を規定してある。だから、政令、省令というものは、法律の背景を持つておる以上は、その限りにおいてはいいでしょう。しかし、それには限度がある、程度があるということなんです。その他、六法全書の中に盛り込まれておる法律も、かように多種多様な政令を持つておるものはない。ほとんどこれは、本法よりも政令にゆだねておるじゃないですか。省令にゆだねておるじゃないですか。法律としての体をなしていない。そのことをさらに考へてみれば、国会における審議権に対してはどう考へておるのか、こういうことを私は言つておるのである、何も政令、省令が一切がつかないかぬ、こういうむ

ちやなことは言つておりません。しかし、この案に関する限りは、政令、省令があまりにも多過ぎる。しかも、あまりにも多過ぎるということは、さなきだに、大蔵省が行政を乱用する危険性がある、こういうことを言つておるのです。だから、この点については、私はいささか警告を発すると同時に、次の国会あたりではもう少し真剣にこの扱いを考へてもらいたいと思ふ。また、資料が出ております。同僚議員の伊藤さんからの要求によつて、あらかた政令の内容が出ておりますが、やはり随時、この政令の扱いについては、立法の精神を逸脱しないように、そして大蔵省が不当に行政干渉をして、あるいは不当に権限を拡大するといふことを受けないように、特段の注意を私は喚起しておきたいと思ふ。それで、第二番目の問題であります。この法の百二十九條の中に、極度な罰則事項が設けられてあります。この罰則事項に対しては國家公務員法との関係をどうようにお考へになつてゐるか、その点を明瞭にしろまいたい。

○政府委員(石原周夫君)　技術的な点でございしますので、私がかわつてお答えを申し上げます。

現在の共済組合の役員は、この法規に基づきまして省庁の長が長になります。事実上公務員たるものがその仕事をやる場合が多いわけでありまして、それがそれといたしまして、この共済組合ないし連合会は、當然であります。が、独立の主体に相なります。ので、これはいささか便宜さういふものがその事務を行うというだけでございます。本米のこの共済組合関係の業務につきましては、本米の業務の基

すから当然これは国家公務員が国の仕事をするというのと同義になりますよ。だから、さっき大臣が言われた、この仕事をやる、その仕事によって發生した事犯であるからこういう罰則条項を作るといふのは、これは私は法律の建前からいっても、さような解釈は成り立たない。勝手に好きこのんでこの仕事をやっておるのじゃないけれども、上司の命令によってこの仕事をやるわけで、いわんや、その身分というものには国家公務員であるわけです。ど

う思いますか、こういうことは。

○國務大臣（一萬田衛登君）　ただいま私が説明したので私は尽きておると思ひます。これを繰り返すこともないと思ひます。なお、御不満がありますれば、法律の問題でありますから法律の専門家に一つ答弁させます。

○委員長（藤田進君）　森中委員にお伺ひいたしますが、政府委員の答弁でよろしゅうございますか。

○森中守義君　けっこうでございます。

○政府委員(石原周夫君)　ただいま御指摘に相なりましたように、この法律の十二条によりまして、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他国に使用される者をして組合員の業務に従事させることができるわけでございますが、この条文に基づきまして、当該官庁の職員がこの業務に従事をして、当該官庁の職員の、これは国家公務員として当該の人が雇用をせられまして本来の目的と違う仕事をいたすわけ

であります。従いまして、國家公務員の身分は保有はいたしておりますが、現に行なっております業務は、この組合の關係の業務であります。従いまし

て、この組合関係の業務を行うにつきましてどういふような問題があるか。たとへば、認可証を受けなくて仕事をやる、ないしは規定に違反して積立金、余裕金の運用をいたすというふうな、この組合固有の、本来の国家公務員の仕事とは全然別の、こういうふうな業務を営みます。これは便宜、仕事の都合上という方が都合がいいという事で、その人の配置をいたします。しかしながら、その仕事の内容は全く組合関係の事務でございまして、従いまして、その関係の事務につきましては規律関係はこれは全然別途の体系に立つのが適當であるというふうに考へまして、こういう立法をいたした次第でございまして。

○森中守義君 これは本来ならば、法制局長がどなたかおいていただいで、明確に法律の問題を論議するのが私は至當だと思ふ。しかし、私の判断からいけば、身分というものがやはり私は先行して行くと思ふ。仕事というものはあとになります。それで、先行する身分上に関係のある事項が現存すれば、それによって懲罰を受けるということが、法律論として私は正しいのじゃないかと思ふのです。また、こういういたつた事例が各省庁の中にはあります。たとえば、純然たる国の行政以外の所管事項について、身分保障を受けながら仕事をやった場合に、こういう罰則事項はありませんか。おそれるこの共済組合をもって嚆矢とするでしよう。だから、私は自説を曲げるわけには参らないし、この点は法制局と打ち合せの結果大蔵省でお作りになったのかどうか知りませんが、もう少し国家公務員の身分の問題については真剣にお考へいただかないと、大へんなことになるのです。

だから、私は、大へん言葉が過ぎるかわかりませんが、二重、三重に国家公務員を罰則下に置くという事は、およそ六十数万人なんなんとする国家公務員に対する侮辱であると思ふ。しかも、先刻も申し上げたように、こういうことに該当するようになると、現行法が効力を発生して以来、一回もその事実がないという、こういう厳然たる事実の上に立つて、予防措置を講ずるという事は、いささか私は大蔵当局の行き過ぎではないか、こういうことも考へる。

その点について大臣の私は明らかに行き過ぎであると、こう思うのです。が、もう一度大臣の所見を承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは先ほど詳しく私申し上げたつもりでありまして、が、なお、要約して申し上げますれば、一つには、この組合が今回のこの独立の自主的な性格を明らかにして、今まで国との関係は必ずしも明確でなかつたのであります。これが明確になる。もう一つは、この組合のなす仕事がかつて重大な仕事で、かつ膨大なものでもあり、従つて、これに携わる職員に対しては、その違反に対してある程度の罰則を設けると。これが理由でありまして、これは何も公務員等に対して特別に何か、こう、今の言葉で返せば、侮辱的なことだとか、そういうことはもう全然考へておりません。ただ、事柄がきつめて重要なことでありますから、かようにいたしました次第であります。

○森中守義君 問題は、現行の法律が効力を発生して以来、こういう罰則を適用しなければならぬような事犯が一つもなかった、こういう答へがきつてあつておるのです。そうしてまた、現行法と新法とを照らし合せてみた場合に、運用上の問題としては、今大蔵大臣が説明されたように、非常に大きな変化があつておられます。従来通りの運用の形態であると私は思ふ。基本的にこれが特段に予防措置を講じておかなければならぬような運用の仕組みになつておるといふならば、話は別なんです。しかし、全体的な運営の方式としては、基本的に大きな変革はどこにも発見できません。だとすれば、過去においてそういう罰則事項の発動をしなければならぬというやうな事犯が一件もない。いんや、運営の中において基本的な大きな変革がないとするならば、ことさらにこういう罰則事項の設定といふことは必要ないのではないかと、こういうことを私は大臣に聞いておるのです。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは、あるいはまた、専門的な法律論になるので、御満足を得るかどうかわかりませんが、私の確信をいたしましては、むろん過去において罰則に値するやうな重大な違反がかりになつたといひました。今回は、先ほどからしばしば申し上げるやうに、組合と国との関係を明確にいたしまして、そうして、これを、自主的な性格を明らかにいたしたわけでありまして、従いまして、その意味におきまして、私はこの組合自体に罰則を設けるといふことは適當であると考へるわけでありまして。

○森中守義君 今、大臣のその言葉から感ずることは、国と組合の関係を區別をすると、こういうことですが、先刻から指摘しておるやうに、政令あるいは省令が、大蔵大臣の専決権が拡大をされる。こういうことだと、これは二分した状態というよりも、むしろ国の干渉というものが極度に強いということも成り立つと思ふのです。今、大蔵大臣の答弁からいくなれば、もう少し組合自体の自主性を尊重するやうな体をなさなければ、今の答弁は適當でないと思ふ。政令はたくさん作る、省令はたくさん出す、大蔵大臣の専決権は拡大をされておる。これでは、理屈に合致しないのですか。私はそう思います。だから、今の大臣の答えて私は承服できない。組合の自主性をあたかも區別をして尊重するがゆゑに、こういう罰則事項の設定を必要であると主張される。反対なんです。従前にも増して、専決権も拡大をされる、政令も多く出る、省令も多く出るというならば、逆に国家の干渉が強いじゃないか。大いなる矛盾がある。私はそう思う。

○國務大臣(一萬田尚登君) いかにも政令、省令を何か乱発でもして、そうして乱用するかのやうな考へが、まずあるかのやうに私は感ずるのであります。が、そういうことは絶対に考へておりません。これは事柄の性質上、省令、政令によるのが適當、適切である、一般的に認められるものに限るのであります。何もいたすに政令、省令を乱用するといふことは考へておりません。問題は適切なりやいなやといふところにあると私は考へておるのであります。

○森中守義君 もう簡単に承わります。が、どうも私がお尋ねしている点とポイントがときどき合いません。大臣は、要するに国の仕事、組合の仕事は確実に分離する、そういう説明が今行われて、分離をするがゆゑに罰則事項は強いのにしておかなければならぬ、こういう説明なんです。だから、私は、分離をしたといふならば、当然、この立法の精神、少くとも公務員制度調査会の答申、こういうものも出ています。日、さらに国民皆保険というやうなそういう社会保障制度の確立の方向に時代の趨勢は向いておられます。そういう時代の趨勢に依つてこの立法措置がとられたといふ解釈に立つならば、やはりこれは具体的に組合の自主性というものが大幅に尊重され、自主性にすべてがゆだねられる、こういう行き方ではないと理屈に合致しない、こう言つておる。しかるに、運用資金については全部これは預金部に預託をする、こういうやうな事項がたくさんあつてみた。あるいは各省庁の連合会の中に審議会というものができ、こういう事項があるけれども、具体的に考へていけば、やはり大蔵省が特段に権限を強化しておるといふことは、逆から言ふならば當りまゝであります。一つも

自主性が認められていない。だから、国と組合と分離して、そうしてこの精神に沿うという意味には成り立たないのではないかと、承わっておる。これに対してもう一度大蔵大臣の見解を述べていただきたいと思ひます。

さらに、もう一つ申し上げておきたいのは、この罰則の過料三万円というのがありますね。おそらく、これは刑事罰ではなくて行政罰でしょう。しかし、行政罰の過料に三万円というものは、あまりその例を多く見ないようです。考えてみて下さい。今この仕事に従事する国家公務員諸君は、おそらく事務次官やあるいは局長クラスばかりではないはずで、下級職員がおります。そうすると、三万円というような俸給を取る者はよいおりません。たまたま報告を漏らした、あるいはこの条項にたまたま違反したがゆえに、一月分の俸給はそのまま罰金に、過料に払わなくちゃならぬというような、こういう不当な過料なんというものは、ないと思ひます。こういうことについても、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 国と共済組合との関係を今回明確にして、この共済組合の自主的な性格を明らかにした。その意味におきまして、この罰則を設けたなら、さような自主的な性格は——この共済組合の自主的な性格を明らかにしたのなら、自主的にやればよいじゃないか。それは一つの見解でありましょう。しかしながら、この共済組合に対しては国家は非常にやほり負担をいたしております。これはおそらく五五〇程度の負担になると思ひます。

が、そういうこの負担もいたすのであります。また、これは単に、その個々の組合が個々に勝手にやっておればよいというような性格の組合でもありません。仕事の内容からいけば、きわめてこれは公けの性格も持つております。まず、そういうことから考えまして、一面この可能な限り自主的な点を強めていきますが、同時にまた、国の監督ということも適当な範囲内においてこれを認めないわけにはいかないのであります。それがまた私は適切であると考えております。

ただ、今お言葉のうちにちよつと——私、何も言葉じりをつかまえるのではありません。そういうふうなことは極力避けるのであります。しかし、ちよつと誤解がそういう点にも現われていると思ひます。私に申し上げるのですが、たとえば共済組合の積立金を全部何か資金部に預けさせる、ここに巻き上げてしまふんだというふうな考えのようではあります。私はさうには思つておりません。これはまあ、どういふ程度を資金部に入れてもらうか、相談をしよう。そうして福祉施設等については困らないように考へようというふうな相なつていふことは思ひます。それと、そう何かも、むちゃくちゃなことを、何か大蔵省が権力といふますか、何か勢力範囲を拡張するかのようなそういうことは、私は非常に今日つしんでいふのであります。かりにそういうふうなことがあるとすれば、それはいかんないで、むしろ、この適当なところでどめることに意を用いていふのであります。そういうような点もありまして、私は、十分関係者と大蔵省も相談をいたしまして、適切な運用をはかつていきたい、かように考えている次第でございます。

それから、今の罰則の重さについてであります。これはまあ私も罰則を必要とするというところは、法制局長官にも立案のときに申してあるのであります。しかし、どういふ内容にするか、これは他のいろいろな法律の關係もありまゝで、具体的なその罰則の点につきましては、他から説明をする方がよいと思ひます。ただ、この種のものは、御承知のように、私学共済組合にやはり罰則がありまして、大体これと私は似たものではないか、かように考えている次第でございます。

○森中守義君 今の罰則の問題です。これ、私は、その三万円の根拠がどこにあるかということも、ちよつと聞いておかねばならぬ。私共共済か何かの話を、今一つの対比の中に出されたようですが、法律として罰金等臨時措置法というものがあつた。それで科料は幾ら——もちろん最高、最低という規定はない。しかし、大体科料にしろ、罰金にしろ、こういう一つの基準的なものはあるのです。基準的なものは、それと、やはり私は、根本的に問題になるのは、報告を怠つた程度のこと、一カ月開まるまるむだ働きをしなればならぬような科料といふものは、この過料といふものは、どう見ても過酷に過ぎる、こういうことを言つておる。

が、おそらく、お聞きになつていられる皆さんも、そういう意味で私は盲点が残されていふと思ひます。それと、さらに一つは、政令あるいは省令の問題も、私の言うことにも、若干の価値はあるのじゃないか。押し売りはしませんよ。押し売りはしません。通念的に考えても、そういうことは成り立つ事柄でありまして、うし、また罰金の三万円ということも、この罰金等臨時措置法に照らして考えるならば、必ずしも当を得ていない。だから、こういう項目だけの問題に限つても、きょうにわかにこの問題をどうせ、あせむというところは言いませんが、少くとも、おそくとも次の国会等には再検討して、この問題に對しては一応の何がしかの回答をする、検討を加えるというふうなことをお考へてございませうか。その点を明瞭にしていただいて、私の質問を、ちよつと時間が来ましたから、終ります。

○国務大臣(一萬田尚登君) だいたい御謙遜で、御意見が全然価値がないとかという非常に御謙遜ですが、私は価値のあるものは大いに認め、敬服してゐるわけでありまして。なお、しかし、これをさらに考え直す、あるいはもう少し考へてみるというところは、私も最善を尽してこれだといふ、かように考へておりますので、さう御了承をいただきたいと思ひます。

えになつたならば、いづつする、こゝうするということではないにしても、当然これは行政上の問題として、一応の措置を講ずるという、検討を加えるというところは当然だと思ひます。自分がやつたことはオールマイティだ、最上のものであるという、そういう思ひ上つたこととや困ります。だから、次の国会には、今指摘した問題点については、何がしかの検討を加える、こういう答を私はほしいと思ひます。その点、どうでございますか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 私は、先ほどお答え申し上げましたように、いろいろと御注意もありましたが、そういう御注意の点については十分注意を申し上げる、かように答へたいと思ひます。なお、この案自体につきましても、とても私はオールマイティとか、そういうことは全然考へておられない。私は、やはり事務當局とも、そういう方々にいろいろと説明も受け、こつちも一生懸命勉強しましてやつておるといふようなわけで、オールマイティといふやうな、そういうふうな方向じゃない。しかしながら、研究あるいはいろいろ衆知を集めて作つたその結果は、私は今日最善と確信をいたしまして御審議を願つておるのでありますから、さう答へたいしたので、決してオールマイティとか、そういうやうな独断的な考えは私自身が持つておりません。

○森中守義君 しかし、大蔵大臣、結果的にはオールマイティじゃないですか。国会の審議なんというのは形式だけだ、いろいろの問題点が指摘されて、その指摘されたことに対しては、もうこの問題が解決した以上は、一考も与

えないというふうな、たとえ譲渡、譲渡、虚勢があつても、これはやはりオールマイティといわざるを得ない。私は、国会の審議というものは、国会法のどこを見ても、やはり行政上の問題について、是非、非は非として指摘をして、それでよいものを作つていくというものが、国会審議の私は大きな使命であると思う。そういう使命の一環として、今指摘したようなことが、なるほど大臣の方で、にわかにその通りにすることはできないとしても、そういう問題点については、将来何がしかの、これは検討の要素にならなければ、国会の審議というものは価値がない。私もここへ出てきて、何も口角あわを飛ばしてしゃべるだけが能じゃない。そういう意味合で、次の国会あたりには、今申し上げた二、三の事柄については検討を加えるという答えがあるのは、当然私にはあり得ることだと思ふ。そういう意味で、次の国会に直せとか、もちろん大蔵当局で直さなければならぬとか、直さぬでいいという、いずれの結論になるかわかりませんが、要するに、検討を加えるといった答えは出さうではありませんか。そのことを、もう一回、答弁を願います。

○国務大臣(一萬田尚登君) 私もう少しあるいは理解が悪いかもしれないが、しかしながら、私は国会の審議をどうというふうなことはむろん考えられぬことでありまして、周知を集めて、国会の御審議を仰ぐ原案を、最善を尽くして出しているということを、申し上げるのであります。国会の審議をどううぞ原案については全然これは別個で、どうぞ原案について十分な御審議を願います。

たい。私は、原案自体は周知を集めて、確信を持つて提案申し上げた、かように申したのであります。

従いまして、今これについて、私は最善と考えてやっているのでありますから、今のところは、これについていゝるな検討を加えるというお約束はいたしかねる。そういうあやふやな案は出してはいけないと思う。それから、しかしながら、運営の上においていろいろと、たとえば省令や政令や何かあるから、そういう点については乱用にならないように、十分の注意をしよう。そうしないと、また大蔵省が何かかんとかいうふうなことがあると。そういう点について、私は謹んで承わつて、注意いたしておるのであります。

○委員長(藤田進君) 大蔵大臣に対する質疑はまだありますか。

ちよつと、速記とめて。

【速記中止】

○委員長(藤田進君) 速記つけて下さい。

自治庁長官は十分間くらい抜けて来ているようですから、この際、一つ御了解を得て、自治庁長官に質疑をしていただきます。それで、大蔵大臣はそのまま一つ、いていただきます。

○矢嶋三義君 審議の時間の関係上、本法律案の逐条審議をすることができずに、アウトラインの審議となると思ふ。そこで、大蔵大臣に対する質疑は、あたは岸内閣の国務大臣の一人でございまして、大まかな線を承わりたいと思ふのです。

務員でない者を適用対象とし、さらに、地方公務員の中で恩給公務員でない人を対象とするものが、ここに共済組合法案として出てくること、御承知の通りでございます。そこで、お伺いしたい点は、すべての法体制というものは、地方公務員は国家公務員に準じて取扱われるように、わが国の立法体系はなっているわけですか。ところが、所管大臣として十分御承知の通り、地方公務員に対しては、地方職員共済組合とあるいは市町村職員云々と、まあ数多くのものがありまして、その適用対象から、給付額から、内容等、ばらばらなわけなんです。ところが、このたび岸総理の裁断によつて、ある方向を指向する法律案がここに出てきたわけですか。そこで、当然これと関連して、一体地方公務員の共済組織というものは、民主的な老齢年金制度というものは、今後いかようにされようかと今研究をされておられるのか、その指向しておられる方向と、われわれ立法院において審議をさせていただく時期の見通し等について、承わりたいと思ふ。

○国務大臣(都祐一君) 矢嶋委員の御指摘のように、私は地方公務員というものが一つの統一した体系を持つことが望ましいと思ふ。御指摘のように、府県の恩給条例によつておられますもの、市の条例によつておられますもの、あるいは町村の恩給組合によつておられますもの、共済組織によつておられますもの、それから、こういう国家公務員の共済制度の中に盛り込んでおられますもの、いろいろございまして。私は、地方の公務員というものについて、一つの統一したものを持ちたいと思ふ。

その時期でございしますが、私は、地方の公務員については、国家の公務員についての恩給の扱い方、共済の制度についての扱い方、こういうものに準じて地方の公務員を考えなければなりません。地方の公務員についての一つの統一した考え方をもちたいと思つております。ただいま恩給についての考え方というものが、なお一つの検討の段階にございまして。今度国家公務員の共済制度につきましても御審議をわすらわしてまいります。それらの決定と相待ちまして、地方公務員についても、時期をいたしましては、来たるべき通常国会にはぜひ地方公務員については一つの体系を整えまして、御審議をわすらわしたいものと私は考えております。

○矢嶋三義君 重ねてお伺いいたしますが、この法律案の審議に際して、政府委員の答弁では、恩給というものをやめて退職年金制度でいこう、その一つのはしりとして、国家公務員共済組合法案なり、この法案が立法院に提出された。そうしますと、あなたの答弁を推察するに、この国家公務員共済組合法案に準ずるいは地方公務員共済組合法案というものが、自治庁当局において検討され、次の国会くらいに審議の対象として国会に提案されるであろう、かような方向をたどつておると、かように了承してよろしいございしますか。

○国務大臣(都祐一君) 広く国家公務員、雇用人も何も非常に広く含めまして、国家に奉仕しております者のこれらの年金制度がどのように相なるか、そうしたことにらみ合せまして、それと均衡のとれまして、地方の、地方団体に奉仕しております一切の者を含めて、はすの合ったものをこしらえたい。矢嶋委員のおっしゃること、私はただいま申し上げたように理解する意味合におきましては、私は矢嶋委員と同じ意見です。

○矢嶋三義君 次に、もう一、二点承わりたいのであります。それは、本法の第三条の二項の二に「地方自治法附則第八条に規定する職員」とあるわけですが、この職員はどういう職種で、何人ぐらいおられるのかということ、こういう方々に対しては、この法律と並列審議しております国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案、これによって退職金が支給されると思うのです。それは間違いないかどうかということ、もう一つは、地方公務員で恩給公務員でない人がこの適用を受けるわけですか。そういう方々は、ただいま審議しております国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案によつて退職金は支給されるのではなくて、都道府県の条例によつて支給されるわけですか。従つて、同じこの共済組合法案の適用対象となつておられる公務員の中でも、地方公務員で一部入つておられる人と国家公務員関係で入つておられる人とは、退職手当暫定措置法の適用でアンバランスになる。従つて、これをなくするためには、われわれの今審議しております国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案に準じたものをこれらの地方公務員に適用するようにしなければならぬ。そういう行政指導を自治庁は都道府県にやられるべきだと思ふが、以上の点についてお答え願ひたいと思ふ。

○國務大臣(都祐一君) 御指摘のものは、職安、保険、道路整備、これらのものについてございまして、大体八千四、五百人でございまして、それらのうちの雇用人に對しますものは、御指摘の通り、御審議を願つておる法律で扱うことに相なりますし、それから、従来の恩給を受けておるものについて、それらの國家公務員と同じに処遇されるわけでございまして、それから、確かに、おっしゃるやうに、アンバランスが起つて参ります。これはそれぞれその條例を直さなければ相なりません。行政指導をそのやうにいたすことにしております。決定次第はつきりいたそうとしておりますが、時々そういうやうな指導をいたしておるのでございまして、

○矢嶋三義君 付則二十条の五項、百十七頁であります。地方公共団体の退職年金及び退職一時金に關する條例の「云々」とございまして、これを「適用しない」となつてゐる。これに對してそういう措置をとられるということですか、その点はどうか。

○國務大臣(都祐一君) この点、一つ、行政局長の方からお聞き取りを願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) ただいまの点でございまして、退職手当の臨時措置法の改正というものは、これは年金制度の改正と照応してとられるものでございまして、國家公務員につきましても、いわゆる雇用人について國家公務員共済組合法の退職年金制度の適用があるというに相なります。ことに照應して、退職手当の臨時措置法の改正でございまして、地方職員につきましても、國の改正措置に

照應いたしまして、退職手当臨時措置法というのに對應いたします。條例の改正措置というものを講じて参ることに相なるのでありまして、一般の職員、その他恩給の適用を受けておる教職員、あるいは警察職員等につきましまして、この退職年金制度が改正をせられますことに相なります。際において、退職手当の臨時措置法も適用していくというに相なつております。

○矢嶋三義君 大藏大臣に對する質疑は、他の委員が質疑をなされた後に、少しやりたいと思ひます。自治庁長官並びに行政局長の御答弁はきかめて明確でございまして、これをもつて質問を参ります。

○八木幸吉君 自治庁長官にお尋ねをいたします。共済組合關係長期給付、短期給付を含めまして、地方公共団体の負担額と組合員の負担額は、大體總額でどの程度になつておりましたか。ごく大ざっぱなことを伺ひまして、こまかいことは資料で後ほどいたしてつけようです。

○國務大臣(都祐一君) 即刻資料をお届けいたしますが……、ちよつと私承知をいたしておりません。

○伊藤道雄君 本法案に關連して、大藏大臣に二、三お伺ひしたいと思ひます。時間の關係で、ごく要點だけを簡単に、簡明にお尋ねしますので、要領よくお答えいただきたいと思ひます。

まず、組合の設立についてでありまして、現行法では、御承知のやうに、國庫から報酬を受ける職員で各省各庁、それぞれに組合を設置しておる、これは御承知の通りであります。本法案の第三条を見ますと、「各省各庁ごと、その所屬の職員をもつて組織する

國家公務員共済組合を設ける。」、これを見ますと、行政組織上における行政機關との結びつきが非常に強くなつておる、そういうふうな感じられるわけですね。組合の性格が、現行法との法案によつて、非常に大きな開きを出しておる、こういうふうに見受けられるわけでありまして、この点を、明確に伺ひたいと思ひます。

○説明員(穂刈誠一君) 事務的なこととございまして、私がかつて御答弁をいたしていただきます。

今度の共済組合法のこの改正におきまして、組合の構成区分が三条に規定してございまして、これは現行は各省各庁の長がその組合の代表者になつておる、こういうことになつております。ところが、たとえば大藏省におきまして、印刷局とか造幣局は、これは現在は大藏大臣がその組合の代表者になつておるのでございまして、いろいろ事務上、手続上に繁雜であるという面がございまして、その組合の代表者をそれぞれ印刷局長、造幣局長、こういうふうな改めた次第でございまして、実体的に見ましては、現行と何ら変らない内容になつておるのでございまして、

○伊藤道雄君 今指摘申し上げましたやうに、これは労働管理に結びつけて共済組合を利用しようとする、そういうねらいがうかがわれるわけですね。この点を、はっきりお伺ひしたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 政府委員でよろしうございませうか。

○伊藤道雄君 けつこうです。

○説明員(穂刈誠一君) まことに失礼いたしました。今ちよつと局長と話し

ておりましたので……。

○伊藤道雄君 今申し上げた点は、労働管理というに結びつけて共済組合を利用するものではないか、そういうねらいがあるやうにうかがわれるが、この点はどうかというのを伺ひておるのです。しつかり聞いておつて下さい。

○説明員(穂刈誠一君) 実は、この点につきまして、昨日もこの委員会でもなにか御質問になつたことと思はれるのでございまして、制度といたしましては、労働管理上に關連が全然ないとは申さないでございまして、と申しますのは、この共済組合法の第一条にもございまして、この制度は國が負担金といたしまして五割五分、それ以上も負担しておるわけでありまして、そして共済組合のこの制度の目的といたしまして、一条の末段に「公務の能率的運営に資することを目的とする」と、こういうふうにはつきり目的を明確に規定してあるわけでございますので、關連をつけてこの法律を規定してある、こういうこととございまして、

○伊藤道雄君 次に、運営規則についてお伺ひしますが、現行法においては運営審議会の議を経て制定あるいは改定するといふふうになつておる。この規則の内容について、あらかじめ大藏大臣に協議するといふことでありますけれども、実際には各組合の自主性が尊重されておる。ところが、この本法案第十一条ですが、大藏省令ですべてが制約を受けておる。そういうことで、非常にここに遺憾な点がうかがわれるわけなんです。この点を明確にしたい

○政府委員(石原周夫君) 従来は、御承知のやうに、共済組合に定款というものがなかつたわけでありまして、今回定款を作ることになりました。獨立の法人格と申しますか、そういう趣旨を明らかにいたしたわけでございまして、従来は運営規則で一本で行つていたものであります。それが定款で参るものと大藏省令で運営していくものと、二本に分れることになつたわけでありまして、その運営規則に残る部分につきましては、これは技術的な事項でございまして、大藏省令で定めることにいたしたい、こういうことにいたしたわけでございまして、

○伊藤道雄君 次に、法案の十三条になります。これは「組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については」ということがあつたわけですね。ここに「その他」というのは、具体的には一体どういふことなのか、適用の範圍をこの際明確にしたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 刑法以外に、公務員といたしまして行政罰の適用があるといふことでございまして、その方の行政罰の適用を受けるといふのが「その他」といふことになつております。

○伊藤道雄君 今度の法案では、組合が他から借入金をしてはならない、こういう制約をしてあるわけですが、どういふやうな考えから、こういうやう

な制約をしたか、そこを明確にしてい
ただきたい。

○政府委員(石原周夫君) 従来も、法
律にはございせんが、実際におきま
しては、借入金をはたさないことにし
ておりましたので、今回はそれを成文
化をいたしましたことに相なっております。
御承知のように、この組合は
積立金を相当持つような組合でござい
ますので、これは従来もそういうよう
な運用で参つておりましたし、今後も
制限を一般的にいたす。しかしなが
ら、そこにたゞし書きがございまして、
「組合の目的を達成するため必要な場
合において、大蔵大臣の承認」云々と
いうことで、例外的な場合につきまし
て掲げてあるわけでございます。

○伊藤道雄君 従来はこのような規定
はなかったと思う。従つて、原則的に
はこの借入金自由であったはずで
す。なぜこういうような制約を設けな
ければならないのか。

○政府委員(石原周夫君) 大蔵省令の
条文を見つけたから、条文を申し
上げます。先ほど御答弁申し上げま
したように、法律にはございせん
が、省令におきまして制限をする規定
がございす。従つて、その点は実体的
には、先ほど申し上げましたのと、同
様のわけでございす。

○伊藤道雄君 実際には、組合の事業
計画あるいはまた予算等について、大
蔵大臣の権限が非常に強化されている
規定である。そこで、このように大蔵
大臣の権限強化という一面は、現
在は各条項にかがえるわけですが、こ
こでもその一つがかがえるわけ
です。こういうような規定は必要ない

思うわけですが、これに対する大臣の
お考えはどうですか。

○國務大臣(一高田尚登君) これはこ
まかくいろいろあるかも知れぬが、
私はやはり何もこういうような規定を
置いて、大蔵大臣の権限を強化する
そういう目的でやるのじゃございませ
んの。ただ、この法案が通過して実
施した場合に、事務内容や積立金の量
等がだんだん大きくなります。そうし
て同時に、この組合の目的からいたし
て、その健全性を確保することが
必要であり、同時に発展もしなければ
ならない、こういうふうなことであり
ますので、従来のこの組合の運営が自
主的に行えるように、その考え方に何
も変りはありませんが、こういうふう
な今申しましたようなことからして、
大蔵大臣にある程度の監督権を与える
というところは至当である、かように考
えておるのであります。特に私自身
としては、権限を大いに強化して、こ
の自主性を少くするという考え方には
立つておりません。

○伊藤道雄君 次に、資金の運用につ
いてお伺いしたいと思ひますが、厚生
年金保険で積立金の資金運用部への預
託、この事自体が組合で現在問題に
なつてゐるわけです。それなのに、今
同国家公務員共済組合がこれに足を入
れてきたというところ、これは将来の障
害が非常に予測されるわけです。こう
いうことは必要ないじゃないか。預託
運用というところについては、この際再
考が必要であらうと思ひます。この点、大
臣はいかようにお考えになりますか。

○國務大臣(一高田尚登君) これは資
金の量が相当大きくなるというところ
一つであると思ひますが、一番大事な

点は、年金というふうなものを扱う財
源であります。その運用はきつめて堅
実性を持たなければならぬ。むしろ
組合自体が自由に運用されたからと
いつて、何も私はそれで不健全である
と、そういうふうなことを申すのじゃ
ありませんけれども、しかし、この資金
の健全な運用のためには、従来の例か
らいたしまして、ある程度資金部と
いうところ、いわゆる国に預けてそ
うして健全性を確保するということ
が、これは常識的になつておりますの
で、そういう意味におきまして、ある
程度の量はこれは資金部に預託して運
用していただく、かように考えてお
ります。そういう量はどうか、こ
れはよく相談をいたした上で、この組
合が主義、施策をいろいろと考えてお
りましようから、そういう目的を阻害
しないようにという配慮のもとで考え
たい、かように考えております。

○伊藤道雄君 安全かつ効率的に運用
を考慮するといふ項があるわけですが、
これはここで安全かつ効率的に運
用といふのは、一体具体的にどのよ
うな運用をさしているのか、ここを明
確にしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾君) 十九条一項の
規定は、これは事務的な問題がござい
ますので、私の方から答弁させていただきます
と思ひます。

この「安全かつ効率的」といふ
のは、具体的にどうするかといふ
ことは、大体資金の構成割合、たとへば不
動産投資はどれくらい、有価証券はど
れくらい——これは現在の共済組合制
度のもとにおきましても、国家公務員共
済組合経理規程と申します大蔵省令が
ございまして、その中で資金の構成割合

をきめておるわけでありす。その目
的は、あまり不動産投資のようなもの
に重点を置いて資金が固定化しても困
りますからして、そういうような関係
で、あるいは有価証券で不健全なもの
に投資されても困ります。そういう意
味で、総体の健全な資産に対して、ど
ういう程度の割合で運用するか、その
割合をきめるものであります。

○伊藤道雄君 ここでいう「安全」と
は、どのようなものをさしておるか
といふことが一点と、それから労働金庫
に対してはどのように考えているかと
いうこと、それから「効率的」とはどの
くらいの利率をさしているのか、この
三点を明確にしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾君) 第一点の「安
全」と申しますのは、これは先ほど例
示いたしました、たとえば不動産投資
といふようなものはあまり困る。ある
いは有価証券の中でも、株式のように
元利保証のないものは、投資対象の中
からは遠慮する。資金が安全な形で、
流動的な形でいふもあるようにしたい
といふのが第一点。

それから「効率的」と申しますのは、
やはり組合の全体の資産の運用上、予
定金利を五分五厘程度に今まで想定い
たしております。少くとも五分五厘は
確保いたすような資金運用をいたす。
たとえば、金が余つておりますから、
これは利率の低い当座預金に回すとい
うことは、困るわけでございす。で
きるだけ利率の高いものに回していた
だいて、将来金利が下つたような場合
に備えておくといふことも必要になる
かと思ひます。これが「効率的」とい
ふ意味であります。

それから、労働金庫に対する関係で

ございす。金庫機関に對しますと
たとえば預金でございすとか、これは
若干認めております。これは別に制約
を加えておりません。労働金庫自体に
對しても、労働金庫に預託してはなら
ないといふことは何も言つておらな
いわけでありす。これはただ、各組合
連合会、そういうところの自主性にま
かしておる問題でございす。

○伊藤道雄君 次に、資産の運用につ
いてお伺いしますが、この資産総額の十
分の六をこえることができない、そう
いうふうになつておるわけですが、こ
の額は新法案においても資金運用総額と
して確保できるといふことなのか、こ
の点が不明確ですから、はっきりお伺
いしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾君) 失礼でござ
いす。資産総額の十分の六と申しま
す、法律にある事柄でございす。
か。法律にはないようすが。

○伊藤道雄君 連合会の定款にありま
す。

○政府委員(岸本晋吾君) 定款にもその
ような規定はございせんが、……
あとで取り調べまして、お答えさして
いただきますと思ひます。

○伊藤道雄君 現行では十分の六をこ
えることができないが、これを新法案
ではどういふふうにするのかというこ
とです。

は、組合が運用できる預託した以外の額というのがあるわけですが、この比率はどのくらいかというところをお伺いしたい。

○政府委員(岸本晋吾) 資金運用部に預託する金額は、組合が厚生年金保険給付を行うとするならば、必要となる積立金ということになっております。現在の国家公務員全員につきまして厚生年金保険制度をやったとしたらどうなるかという一つの見通しを立てまして、それに基づきましてこの積立金を算出するわけでありまして、まだ正確な計算を私も済ましておりません。米年の一月一日の実施時期までには間に合うようにいたしたいと存するのであります。

○伊藤頼道君 次に、役員についてお伺いいたしますが、現行では理事長とか常務理事は評議員会の議を経て大蔵大臣が委嘱すると、そういうふうになっておりますが、新法案では、理事長、監事というものは大蔵大臣が任命して、理事は、理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命する。こういうふうな任命権は一切あげて大蔵大臣にあるという。そこで、組合関係以外のものが多くこの連合会役員となる公算が相当出てきたわけですが、かくなると、運営上いろいろの問題があるかと思う。支障の根源となるかと思われ。なぜこういうふうにしたか、その理由をはつきりお伺いしたい。

○国務大臣(一高田尚登君) これは、理事長と役員が大蔵大臣の任命になっておりますが、その際は、評議員会の意向を十分徴しまして、これを尊重して遺憾ないようしていきたいと、かように考えます。

○伊藤頼道君 評議員についても、従来から職員組合の代表も加えるべきであるという声があるわけでありまして、なお、大蔵省の主計局長も、反対するものではないというふうな発言があったと承わっております。この点は、どう措置されるのか、この本法案ではどういうふうな措置されるのか、その点、明確にお伺いしたい。

○政府委員(石原周夫君) ちょっと、私の昨日のお答えと関連をいたしておきますから、つけ加えて申し上げさせていただきますかと思ひます。

昨日、職員団体の代表者をもつてと答えたいたしましたのは、これは運営審議会の方の問題でありまして、運営審議会の三者構成の場合におきまして、学識経験者とともに、組合の関係者という意味におきましては、これは職員団体の代表者をもつて充てるつもりだということをお答え申し上げたのであります。この評議員会の方におきましては、これはやはり組合の代表者でございまして、これは運営者側の代表者というところに相なるかというように考えます。

○伊藤頼道君 この法案では、Aの組合の組合員がBの組合の職員になった場合、Aの組合の組合員の資格を失つて、Bの組合の組合員となる、そういうふうになっておるわけですが、各単位共済組合ごとに組合員の資格をきめ、そういうふうになっておるわけですが、ところが、連合会をもつて集中的に本制度運営をはかろうとしておる本法案では、はなはだその点が矛盾しておるのではないかと。そこで、組合員の資格については組合員一本でよろしいのではないかと、こういうふうな考えられ

るわけですが、こういうふうにはならないのか、そういうふうにお伺いしたい。

○政府委員(岸本晋吾) 共済組合の組合員の資格につきましては、これはやはり同じ法律のもとに入つて参りますものは、どこの省に勤めておられますか、同一の組合員であります。ただ、組合の所属を異にした場合は、職員の身分には変更がありますが、組合員としての身分はどこまでも続いておりますのでございまして、その点は特に、よそに行つたから組合員じゃなくなるとかいうような取扱いはいたしておらないわけでございます。

○伊藤頼道君 これは、共済組合の趣旨あるいはまた共済組合の性格からいって、職員の範囲とかあるいはまた雇用の形式、こういうことにはこだわる必要はない、こういう点がこの法案にはうかがわれるわけですが、この点をお伺いして、時間の関係で、私の質問を終ります。

○政府委員(岸本晋吾) 組合員の範囲の問題につきましては、いろいろもの考へ方がございまして、この共済組合制度と申しますのは、やはり国家公務員として長期間継続雇用され、しかも常時勤務に服している、しかも特殊ないろいろな勤務条件の制約を受けておる、そういう公務員を対象とした一つの職域保障制度でございまして、そういう意味合いにおきまして、今申し上げた常勤とか長期雇用、あるいは特殊な任用、勤務条件、そういうものを前提とした、そういうものがあふせられておる公務員だけをやはりこの共済組合制度の対象とせざるを得ないわけでございます。この点は御了承願ひます。

○矢嶋三義君 大蔵大臣に若干伺ひます。この法律案は、第一院を四月四日通過いたしました、本院に送付されて参つたのでありますが、その第一院で可決する場合に付帯決議がなされておりました。この付帯決議につきましては、当然所管大臣としては、立法院の意思でございまして、尊重されることと存じますが、いかがこの付帯決議をお考えになつておられますか、伺つておきます。

○国務大臣(一高田尚登君) 尊重いたしますつもりでございます。

○矢嶋三義君 主計局長に伺ひます。が、いづれ解散、総選挙となりまして、法の基とすることによつて、内閣は総辭職をして、新たに首班が指名され、組閣されるわけですが、その場合も、おそろしく今の大蔵大臣が引き続いて大蔵大臣に就任されるであろうと私は予想いたしておるわけでありまして、万が一、大臣がかかるような場合においても、事務当局はこの立法院の付帯決議というものを尊重して、そして新たに就任された大臣を輔佐し、その指導に従うべきものと、かように私は国家公務員法の立場から考えるわけでありまして、この点、念のために局長に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) すべて大臣の御指示に従つて職務を執行いたすつもりでございます。

○矢嶋三義君 従つて、ただいま責任大臣が衆議院の付帯決議を尊重すると答弁されたそのことは、事務当局としましては、現在においても将来においても、内閣がかかわるうかがわれるまい

が、あなたが仕えるところの大臣がかわるうかがわれるまいが、立法院の意思というものは決定されておるわけなんですから、当然これは連带的なものとして尊重して事を運ぶべきである。これは申し上げぬでもわかるかと思うのでございましてけれども、先ほど行政権の云々なんというお言葉もありましたので、私は念のために所管局長に伺つておくわけでございます。もう一回。

○政府委員(石原周夫君) 先ほど申し上げましたように、すべて大臣から御指示をいたしまして、その御指示に従つて事務的な処理をいたすというつもりでございます。

○矢嶋三義君 あなたの答弁は、奥歯に何か物のほさまつたようなことを言いますが、何ですか、大臣がかかれ、そのときの大蔵の指示に従つてということなんですか。今の国会で決議された立法院の意思というものは、内閣がかかれ、これを無視していいというものは、私は私にはないと思ひます。まさか、あなたはそういう意味で答弁しておるのじゃないと思ひますが、念のために伺つておきます。

○政府委員(石原周夫君) この付帯決議に対しまして、大臣が御答弁になりました通り、尊重するということを大臣がおっしゃつております。私どもも、大臣の御意思を体しまして仕事をやつて参りたいというふうな考えでございます。

○矢嶋三義君 そこで、若干念のために申し上げておきますが、この付帯決議を見ますと、これは大臣の方針と同一であります。非現業国家公務員についても本法の適用をすべきことが当然である。と、与野党一致して決議を

いたしております。それから、第二條第一項の臨時に使用されるもので本法の適用をうけるものの範囲を定める政令の制定に当っては、一年以上雇傭される常勤的非常勤職員を適用の対象にしよう、その実態を吟味の上深甚の考慮を払うべきである。ところが、本日伊藤委員の要求によつて出されたこの政令草案と申しますか、まあ固まつたものではなく、なまなものでありますが、それを見ますと、若干第一院の意思決定とずれている点があるようにございますので、これらの点については十分検討されるよう、注意を私は喚起いたしておきます。それ以外に幾つかの付帯決議がなされておるわけですが、私は、なるほどさすが第一院だと感心してこれを拝見いたしましたわけでございます。時間の関係上、これらを一々お説き上げませんが、大臣の答弁もあつたことですから、その点はお忘れなく、事務当局としては、この法案成立と同時に、その作業を始められるよう要望いたします。

なお、大臣に一、二伺いますが、先般大まかなことを、大蔵大臣のお考えを承りました。あなたが、恩給とかあるいは退職年金、民主的な老齢年金に対して持たれているあなたの考え方、私は政党内違ふけれども、あなたの考え方、私はよろしいと思ひます。まあ進歩的保守党でも申しますが、やはり幾分か新しい味がある。この法律案につきましても、先ほどから他の委員から指摘されましたように、まあ自分で法律を書くとおのずとこうなるのが人の弱さとおのずと、人情の常と申しますか、大蔵官僚の言葉でいくと

いうとお氣にさわるかもしれせんが、自分のもとにこれらを掌握したい、抱えておきたいというようにおのの大蔵大臣の権限が強化されているところ、新しい民主時代における近代的な社会保障政策の一環として行われる共済組合法として、やや難点が伏在している点を、他の委員から指摘されたわけですが、その点を除けば、私は大きな方向としては、これは、この法案というものは、やはり前進したものである。私は、他の非現業なり地方公務員と、全般的に体制を整えれば、一步の前進である、かように私は考えておるわけですが、

そこで、私は大臣に率直に伺うのですが、あなたもせつかく苦勞されて、閣議でいろいろ議論されて、この法律を出してこられたわけですが、まああせつかるやうな、やっぱり人が喜ぶようにされた方がいいと思う。それが国家財政に非常にと響くとか、あなたが政治的信念をもつて一步も退けないというところ、別ですけれども、そうでなくて、運営の面でこうすることによつて離出金を出している組合員も安心をし喜ぶということになれば、為政者としては、人の喜ぶようにするのがあなたの私は本意だろうと思うのです。そこで、先ほどからいろいろ委員さんから質疑され、また組合員等も要望があるわけですが、それが十分大臣にのみ込めていないのじゃないかと思ひますので、私は一、二点について伺ひをしたいのであります。

○委員長(藤田進君) 簡潔にお願いいたします。

○矢嶋三義君 それは、具体的に申し

ますよ。たとえば百十一条ですね。国家公務員共済組合審議会、これは論じられたものであります。たとえばこの第三項に、審議会の委員は九人以内で組織するとの規定があります。この以内なんという言葉は術語としておかしいじゃないか、やはり何人というふうに明確にしておくべきじゃないかと、このういふことを言われているわけですが、たとえば八十七ページをこらんなさういふこと、八十七ページの「審査会の設置及び組織」のところには「審査会は、委員九人をもつて組織する」とある。こちらの方は「九人以内で組織する」としてある。だから、そんなら二、三人でやるような場合もあるのじゃないかというふうな心配するわけですね。それから、審査会の方は三項をこらんなさい。これでは結構だと思ふ。ところが、今度は審議会になりますと、大蔵大臣が任命するといふふうにこわばつてきているわけですね。ところが、質疑をしてみますと、理事とかを任命するに当つては評議員会の意向を聞いて尊重してやるというのですが、それならば、評議員会の議決を経て大臣が任命する、こつちからといつて、私は、一つも運営を誤らぬし、かつ大蔵の皆様の権威に關することもないと思ふ。

それから、局長よく聞いて下さい。あなたは、この審議会はずいぶん大事だから、委員九人では少な過ぎるのではなないかと、こつちの質疑に對しまして、現業と非現業と地方と、だから三人になるから、三の倍数だから九人だといふわけですね。そういうこわばつた

ことを言わないで、九人は確かに少ないですよ。

そこで、私は数を調べてみますと、同じ非現業と現業、地方公共団体にしまして、数はずいぶん違ふのです。私の調査では、現業は三十一万もあるのです。現業関係は。ところが、非現業は十五万程度しかないのです。それから、組合員の数は違ふのでしょ。従つて、離出金も納付金も違ふわけですね。だから、あなた、九人で少なければ、非現業から一人出せば、現業から二人出すとか、地方公共団体から――これは二十万ばかりあるのです。一人ないし二人出すといふふうにして、結論としては採決をするのだから奇数になるようにして、この九人といふのをもう少しふやすうなことは、そんなに私はがらんばんでもいいのではないかと。そうすることによつて、組合員の方が安心して喜べば、それにこしたことはないじゃないですか。きょうの委員会の運営について、委員長もいろいろお考えがあるようです。今この法律をあなたの方修正手続をとりなさいといふようなことを私は申しません。しかし、委員会では指摘された点については、私は次の国会にこれを改めて出すといふことを言ひなさい、そんなことは私は申しません。しかし、こつちのわれわれの意見といふものは、私は聞こうと思ひます。聞けると思ふのです。そして組合員がみな安心して喜ぶわけなんですからね。それから、もう一つ例をあげれば、たとえば十条をあげてこらんなさい。これは逐条審議がでないから、一、二拾つて質疑を終ることにしますけれども、十条あたりでも「次に掲げる料

項は、運営審議会の議を経なければならぬ」と書いてある。こんな不明確な法律の術語をなぜ使われるのですか。これを「議決を経なければならぬ」といふても、少しも差しかえないじゃないですか。それそれ責任者が責任を持つて運営審議会の委員といふ任命するのでしょうか。あるいは、そこで議決をしてやるというふうな書かれたらいいじゃないですか。これは議決という意味ですか、あるいはそれとは違ふものでありましようか。それを答えるとともに、私が今まで申し述べたことについて、一つ、大蔵大臣並びに主計局長の答弁を求めます。

○政府委員(石原周夫君) 便宜、私からお答えいたすものから先に、お答えを申し上げます。

ただいまの最後のお尋ねの方から申し上げますと、第十條の「運営審議会の議を経なければならぬ」と書いてございすのは、これは諮問機関の建前でございすので、諮問機関といつた文章に相なるわけでございます。こつちの文章がこつちの性質の審議会の例文に相なつておるわけでありす。

その前にお尋ねのございました委員の数の問題でございますが、これは昨日も申し上げましたように、三者構成の場合におきまして、職員団体の代表者といふことで、三つのグループがありといふことを申し上げたわけでありす。今、矢嶋委員が御指摘に相なりましたように、その人数には多少の違ひがございす。従ひまして、人数を違へるといふのも御一案かと思ふので

ありますが、相当な人数をおのおののグループが用意してございますので、これの代表者という意味では、一人という方がかえっておさまりがよろしいのではないかと判断をいたしました次第であります。

なお、九人以内ということでございますが、これは昨日来御答弁を申し上げておりますように、九人といつてもいいのでございまして、実行上九人という数は間違いなく確保して参りたいというふうに考えておる次第であります。

○国務大臣(一萬田尚登君) 大へん御親切な御注意、これについて何も私がこれこれ異論を言つても、やはり私はもう議論の相違とかいうことになりまして、非常に御注意はありがたく拝聴いたしましたのでありますが、これにつきましても、今主計局長から話がありまして、この委員の数は、幾人ぐらゐがよろうか——大体先ほど話がありましたように、公益代表、国の代表と組合の代表の三者の代表でもって構成することを予定しておりますので、審議会のまとまり等から九名程度が適当である、こういう結論から出ておると思ひます。これを多くふやすかあるいはどうなるか、これはなかなか論議が私は尽きないと思ひます。そういう点について十分検討を加えた結果、一応この九名を予定しておる、かように考へて、私もそれでよろう、かようにいたしましたわけでありまして。

○矢嶋三義君 まあ、あな方、今この法律案を最善と思つて出されておるのですから、今さら、その数はもう少し変えた方がいいと思ふなんかというこ

とは、腹の中でおつても、言葉で表わすわけにはいかぬと思ふので、もしこれが通過して公布、施行されるに至りましたら、運用してみても、その結果に基いて私はあなた方に勉強していただきたいということを要望しておきます。

そこで、主計局長に伺ひますが、先ほどあなたは「議を経なければならぬ」といふのは、これは諮問機関だから議決という術語を使わなかつたのだ、こういうことですが、今の民主主義時代において考えられることは、諮問機関であつても、その諮問機関で議し、答申してきたものは、よほどのこととない限りは、それは曲げられることなく、諮問機関のきめられた通りに進むのが、今の時代のあるべき姿だと思ふのです。おそらく立案者のあなた方としても、そういうお考えだろうと思ひますが、念のためにそれを伺つておきます。

○政府委員(石原周夫君) 運用の面におきまして、まさに今矢嶋委員から御指摘に相なりましたように、この運営審議会の答申を十分尊重いたしましてやることになっております。従来におきまして、大体この審議会の答申の通りやつてきておるつもりでございます。

○矢嶋三義君 さいに検討する時間がないのでありますが、私もこの法律案を検討し、それからまた関係者の意見も承つて、総合するところ、非現業関係のこの法の適用を受ける人にかかれては、現業と比べてかなり不安を持たれておるようです。ですから、要望はかなりあるようです。それらの点は、もし法律が施行された際においては、

十分運用の衝に当られる局長において私は配慮をしていただきたいと思ふのですが、非現業関係にそういう声のあることをあなたは承知なさつておるかどうか、それをあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 現実の運用の面におきましては、できるだけ御注意のございましたようなところにおきまして、行き過ぎのございましたように、円滑な運用をはかるようにやつて参りたいというふうに考えております。

○矢嶋三義君 今度利率を、四分五厘を五分五厘にしましたね。これでは、福祉事業をやること等に當つて、非常に支障を来たすのではないのでしょうか。大蔵大臣、お聞き願ひたいと思ふのですが、今何ですね、火災保険はせいぶんもうけておりますね。それから生命保険の方も、強弱の差はあるけれども、せいぶん利潤を上げております。あの生命保険あたりにおいても、金を回す場合の利率は四分でやっていますね。ところが、このたび組合が金でも借りて、そうして今福祉事業でもやろうという場合に、今の四分五厘を一律に一分上げて五分五厘にしたということ、これは、ちよつと私は、この資金の構成から考へても、穏かでないのじやないかと思ふのですが、これはどういう根拠でござつたのか、検討されるべきものかと思ふ。

それから、要求しました財政投融資計画の原資、資金運用部資金の内訳等、詳しく提示されましたが、あれを見ればわかるように、勤労者の積み立てた資金がせいぶんあれて入つて、そうして国の財政投融資計画というものが立て

られておるわけですが、勤労者住宅等に七十億程度の還元はされておりますけれども、全般的に見たときに、この勤労者がささやかな金を繰出した金の還元のやり方というものは、まあ私は、資本主義経済に立脚する保守党と、社会主義経済に立脚する革新党が政権を取つた場合とで、その金融財政計画にはかなりの差があるのじやないか。のじやない、あると私は思ひます。そういう点はあわせて、私は、やはり国民の九割以上を占める勤労者のために、利益を擁護するため、私は考慮をなくちやならぬと、

かように私は考へます。私はむづかしいことを言つておるつもりはない。具体的に四分五厘を一律に一分上げて五分五厘にしたということは、これは私はできるだけ早い期間に検討して、そうしてこの組合員の繰出した金が広く組合員の福祉厚生のために活用される、よい意味において循環していくように、私は財政運用というものを考へていたすべきである、かように考へるのですが、局長から一つ答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 利率の点でございしますが、これは従来の運用の実績から見まして、五分五厘を相当上回る実績を上げておるのであります。矢嶋委員御承知の通りに、利率の関係と払い込みます保険料との関係は、一定の関係があるわけでございますから、現実のこの利回りが相当高いところに来ております関係上、むしろこれはある程度まで現実と近づけて保険料を低下するという方が、保険経済の本来的趣旨からいって適當ではないかというところから、現在の四分五厘を五

分五厘に引き上げた。現実のこの利回りはそれより相当上回つておる状態でございますので、矢嶋委員の御心配に相なりましたという点につきましては、支障になるようなことは今後の運営上ないようにいたします。そこらは十分まかないがつくように考へてやつて参りたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(藤田進君) 速記をつけて。
○矢嶋三義君 それで、お待たせいたしました、文部省に最後に一つ伺ひます。

それは、この法規が施行されますと、あなた方の所管にかかる、限定しますよ、地方公務員の、ただいま教育公務員の中には、公立学校共済組合法と恩給法と二本適用される人と、それから公立学校共済組合法とこの国立学校共済組合法と適用される人と、この二種類に分離されると思ふのですが、この点と、それからさらに、あなた方の所管にかかる私立学校教職員共済組合法、これは私立学校教職員共済組合法一本が適用される。そこで問題は、公共関係が二十四国会に成立しているわけですが、その方と、今審議している国家公務員共済組合法と私立学校共済法とのアンバランスはあるのかないのか、もしあるならば、どういふ措置をとらうと思ひますのか、それだけ伺つておきます。

○政府委員(白井莊一君) ただいま矢嶋委員の御質問の国家公務員につきましては、短期が準用されるわけでございますが、長期につきましては、地方公務員につきましてはこれは現在準用されませんが、しかし、将来につい

改正がなされるものと理解し、また、わが党としてこの際そのことを強く要求しておきたいと思うものであります。

本法各条項中、短期、長期を通じまして、その給付対象の範囲、給付の条件、給付の内容、これらについては、わが党としては多くの不満を持つておるのであります。なかんずく、今回適用となつておりますの主体である五現業職員と同一の公労法適用下にある公社職員に現に適用となつておる公共企業体職員等共済組合法、あるいは現行法より、多くの点についてレベルダウンになつておることであり、これらの点について、政府は、大半の理由を厚生年金との均衡論をもつて正当づけようとしておるのであります。が、これは本末転倒もはなはだしと言わなければなりません。政府は、厚生年金を含め、より改善された方向に漸進させるべき立場にありながら、現行共済組合法に現に規定されている条件、あるいは最も近似する諸条件にあつて、公共企業体共済組合法が現に与えている条件より低い条件を、ことさらに厚生年金を引き合いに出して、両制度間に新制度制定時から不均衡を生ぜしめることは、職員に対する人事労務管理上に与える影響はもとより、今後制度的に混乱をもたらす原因を、政府みずから種をまいておると言わなければならぬのであります。良識ある政府は、すみやかにこれらの不均衡をなしている条項を再検討いたしまして、改善と調整のための改正をなさなければ、将来大きな禍根を残すことになることを銘記しなければなりません。その際の問題点として特に指摘して

おきたい点は、まず短期給付におきまして、第一に、被扶養者の範囲を現行法並びに公共企業体の場合の線に復活すべきこと、第二は、休業手当金支給対象に、現行法通り「公務によりない疾病または負傷」を復活すべきこと、長期給付には、第一点は、給付額算定の基礎俸給を三年平均として、退職手当を増額しているのか、というところは理由にはならないのでありまして、現行法並みに改善すべきこと、第二点は、一時金の支給対象を三年以上に制限したことは、強制加入を建前としている限り、きわめて不当な犠牲の強要でありまして、少くとも掛金程度は返還をすることが常識的に妥当であると考えられるのであります。以上のほか、なお細部にわたれば多くの問題点があるが、前申しました趣旨に沿ひ、政府において誠意をもつてすみやかに善処されることを、強く要望するものであります。

次に、本法案において特筆すべき問題点は、全条項を通じて、大蔵省権限を極端に露骨に強化し、各共済組合の運営を規制しようとしている点であります。具体的には比較してみますと、現行共済組合法で大蔵大臣の認可、承認、あるいは政令、省令という表現のある条項は、わずかに十八カ所であるに對し、本法では、実に四十カ所以上の多きに及んでおる。さらにまた、これに関連をいたしまして、新たに設けられました罰則条項第二百二十八条について問題があるのでありまして、これを指摘しておきたいと思つてあります。

政府の説明によれば、共済職員を本法の適用対象としたと称して、そのために國家公務員法に規定した國家公務員に対する罰則に準じて新設したと言つておるのであります。しかし、同条にいう「その他組合又は連合会の事務を行う者」という中には、國家公務員である者が多数事務を行なつておるが、その者が本条各号に該当した違反があつた場合は、國家公務員法の罰則と本条の罰則との重複処罰を受けることになることは行過ぎであるのでありまして、所要の改正を行つべきことを強く主張いたしておきます。

運営上肝心なところはほとんど政令あるいは省令にゆだね、大蔵省の意のままに運営をさせようとしているのであります。これは一体どういうことであるのか、政府は、質疑の中で、運営の現状において、これ以上規制しなければならぬような不都合な事実は今までなかったと答弁をしておられるが、このような極限強化を大蔵省に許すことは何の必要性に基くものであるか、全く了解に苦しむところであり、その際特に強く指摘しておきたい点

は、連合会に關する条項と資金運営についてであります。連合会については、本法においては従来自由加盟であつたものを強制加入制度とし、理事長は大蔵大臣の一方的任命とし、理事は理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命するとしている等、全く官制連合会である。これは少くも現行法程度の自律性を各組合に認めべきであるのであります。あわせて、評議員会の構成には、各単位組合から労使各一名の評議員が参加できるように改めるべきであります。

次に資金運営であります。本法第十九条、第二十条を見ると、大蔵省の思う通りに資金運営ができる仕組みになつております。しかも、資金の一部は強制的に資金運用部に預託せしめようとしております。これは根本的に問題であるのでありまして、一体、政府、特に大蔵省は、共済資金というものをどのように認識しているのか承わりたいのであります。共済資金は國家資金ではないのでありまして、共済組合の資金であります。共済組合の資金は、その共済組合が組合と組合員の利益のために運営せしめることが原則でなければなりません。しかるに、大蔵省があえてこのように第十九条で罰則まで付した強行措置に出たのは、本法案要綱草案の当時、大蔵省に第二資金運用部の特別会計を設け、全共済組合の資金を大蔵省が一手に握ろうとする考へ方が出され、各省共済組合の猛反

對にあつて、それを引つ込めざるを得なかつたという一幕があつたと聞いておりますが、この法文を見ると、大蔵省はこの際一歩後退した形を示しております。各組合に形式的に資金運営権を与えた形をとりながら、實質的にはがんじがらめにし、将来一手に握るための布石としようとしているのではないかとさえ危惧される条文となつておるのであります。政府は、この点についても共済組合の本旨に立ち返り、少くとも現行程度の監督に改めるよう強く要望いたしておきます。

最後に、今まで申し述べましたことと関連して、その政府、特に大蔵省に善処を要求しておきたいことは、本法には多数の政令あるいは省令事項があり、この内容いかんによつては、共済組合のあり方、運営に重大な影響をもたらすものばかりであります。従いま

各組合の意見を十分に徴しまして、各組合が納得する案において制定されるよう強く要望いたしておきます。

次に、付帯決議案を説き上げます。
国家公務員退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議(案)

一、地方公務員で国家公務員共済組合法の長期給付の適用を受ける者の退職手当については、地方公共団体の退職手当支給条例の適用となるので、これと均衡を失しないよう政府は善処すべきである。

二、本邦外より引揚げた公務員で、本邦に上陸後他に就職することなく、一十年以内に現公務員となつた者の引揚げ前の勤務期間は、特別の事情ある場合は、そのものの職員としての在職期間に引続いたものとみなすべきである。

以上、申し上げまして、私の賛成討論を終ります。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入りま

まず、国家公務員共済組合法案全部を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました永岡君提出の付帯決議案を議題といたします。永岡君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よって永岡君提出の付帯決議案は、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、ただいまの付帯決議に対する政府の御所信をお述べ願います。

○國務大臣(一萬田尚登君) ただいまの付帯決議は、誠意をもって尊重いたしたいと考えております。

○委員長(藤田進君) それでは、本会議における委員長長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それから、両案を可とされた方は、順次、御署名を願います。

多数意見者署名
永岡 光治 矢嶋 三義
島村 軍次 田畑 金光

森中 守義 千葉 信
伊藤 顕道 八木 幸吉
松岡 平市 大谷藤之助
吉米地義三 増原 恵吉
中野 文門 近藤 鶴代
後藤 義隆 佐野 廣
○委員長(藤田進君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下さい。
これにて暫時休憩いたします。
午後一時四十九分休憩
午後二時三十四分開会

○委員長(藤田進君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。
防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

本日は、さきの本委員会の決定に基づき、右両案について参考人から御意見を承ります。

本日、御出席の参考人は、元陸軍大將、現在、偕行会理事長をしておられます今村均君、元海軍主計少佐で軍事評論家の高橋甫君、大陸問題研究所長の土屋明夫君、以上三名の方でございます。

参考人の方々には、御多用中のところ、本委員会のため御出席いただきまして、まことにありがとうございます。参考人の方々からは、二法案について御意見を述べたいかどうかでございますが、わが国防衛問題の前提である憲法との関係の問題を初め、世界的な現防衛態勢に関連するわが国防衛のあり方等の問題を含めて、広範な視野から御意見を承りたいと存じます。なお、時間の都合もございますので、御陳述は二十分程度にお願いいたします。

議事の進め方でございますが、まず、参考人から、順次、御意見を承わります。その後で一括して委員から御質疑を願うことにいたします。存じますが、それでは、まず今村均君から御意見を承ります。

○参考人(今村均君) 私、元軍人でありました今村均でございます。

まず、次の五つの区分に分けて私の所見を申し上げたいと存じます。

まず、核兵器の出現と国防との関係、第二には憲法と自衛隊との関係、第三には自衛隊無用論に対する意見、第四には国際連合とわが自衛隊との関係、第五には自衛隊の今日問題になつております整備増強についての私の意見、かような項目に分けて申し上げて、後に御質問に答えようと思存いたします。

まず、核兵器と国防事情との関係でございますが、昨年八月末に、ソ連の大陸間弾道兵器の試験がなり、また、十月、十一月の二発の人工衛星の発射成功が、米国のそれよりも数歩先んじましたことが、世界各国民に大きな衝動を与えておりまして、もはや民主主義陣営は、共産陣営に対して、はるかに軍事上劣つてしまつて、もう追いつき得なくなつておる。従つて、核兵器を持ち得ない国のときは、民主主義陣営にとどまつて、共通の基地などを持つことは、核兵器の犠牲をこうむる危険があるから、むしろ中立陣営の中に移るがよいと、こういう考えを生ぜしめたのであります。特にわが国では、従来、兵備によるところの現在の自衛隊のごときは、全く無価値のも

のであり、これに国費をつぎ込むようなことは、無用のことであるとするものが相当に生じておりました。しかるに昨年末以来、四月月余りのこの日月は、世界の人心をして平静を取り戻さしめております。従つて、昨今の世界の世論は、大体次のようになっておると私は觀察しております。一つは、大陸間弾道兵器は、幾年か後には実用兵器になるだらうけれども、現在の段階では、まだ実験過程であり、現在の軍艦等から撃ちます火砲でも、射距離の千分の一の誤差は免れ得ないと言われております。でありますから、八千キロの遠大な距離に飛ばす弾が、果して目標近くで爆発し得るかどうか疑いがある。ともかく大陸間弾道兵器というものは、さらに数年後にならなければ実用兵器にはならない。だから大陸間のものよりは、射程が三分の一くらいではありますけれども、すなわち、二千五百キロメートルを飛ばす中距離弾道兵器の方は、もはや整備時期に至つており、この中距離弾道兵器では、米ソの相対する陣営の原子力はほぼ同程度である。もちろん一人ない数人で戦争を決定し得る共産陣営というものが、この独裁國が先制の利を占めやすいことは、その通りである。しかしながら、ソ連の周囲に三百以上の基地を持つ自由主義陣営、ことにソ連よりは相当すぐれておる遠距離重爆機の整備を持つ民主主義陣営が、かりに敵から先制の利を占められたとしても、同時に、ことごとく亡ぼされてしまふというようなことはなく、幾時間の後には、やはりソ連國も同様な運命に入つてしまふだらうと、かようなことをソ連内の指導者が知らぬはずはない。

従って、核兵器を持つ弾道兵器というものは、戦争抑制のためには大へん大きな威力を持つけれども、使用されない兵器という考え方が正しく示しております。また、戦争の歴史が正しく示しておりますように、まず攻撃的兵器というものが発達し、それに伴って防衛用兵器というものが追いつくという観点から、やがて、ことに誘導弾兵器というものが日進月歩に進んでおる今日に至りましては、大陸間なり、中距離弾道兵器の弾というものは、空中で破壊されてしまふということも不可能ではない。こんなことからしても、弾道兵器というものは、使われない兵器というものになる公算が多くなるだろう、かように世界の多くの人が考えかけております。これが、弾道兵器を持ちかかっておる米ソ兩國初め、世界の約九十の独立国中八十カ国以上の国家が、依然として従来軍備の防衛施設をやめておらないというわけでありましよう。今朝の新聞によりますと、北大西洋条約諸国は、さらに従来の地上兵力を増そうとしておるといふようなことも見えておった次第でございます。ただ、防衛施設と申しますものは相対的なものでありますから、かりに日本を取り巻く近い諸国が、ことごとく核装備をした場合に、わが国だけが核兵器を持たないで済むかと、そういう疑問を持ち出した者が相当ありまして、しばしば私の意見を求めます。これに對しまして、私はいつも次のように答えております。それは、人類全部の滅亡が予期されるようなもの、また小規模のものでありましても、無辜の老幼婦女子までも一緒に葬り去るような残忍な核兵器というものは、その実験、生

産、使用を世界的に厳禁いたしまして、現在持つておる核兵器などというものは、ことごとくこれを廃棄すべしと、そういうような国際法を制定することを、最初の犠牲者でありますわが国が、率先して国際連合に提議するのが、早急を要する第一の手段である。しかしながら、もし世界の絶対多数の国が、さような国際法を作ったとしても、また監察制度をよくいたしましても、どこかの国がひそかにこれを作り、これを使用する不安が依然としてあるということでありますれば、わが国としては、次のことを国際連合に提案すべきである。それは、核兵器を使用し得るものは、国際連合のほか、いずれの国もこれを使えない、国際連合はこれに参加しておる八十二カ国のうち所要の地域に基地を持ち、これに核兵器を整備する、そうして国際連合だけがこれを指揮をする、万がいずれかの国であつても、国際紛争の解決手段として核兵器を用いる国があらざればならぬ、その国に對して、国際連合のすべての基地から懲戒手段をとる、かような手段を講ずることが人類の滅亡を救うた一つの道である、これが先決であつて、それできないという場合には、これはまた慎重に考慮を重ねべきである、これが私の常に答えておりますところの返答であります。

憲法と自衛隊との関係であります。自衛隊の存在を憲法違反であると申す人もあります。けれども、私はそれは考えておりません。現憲法は、国際紛争を解決する手段として、戦争と武力の行使とを放棄するといふのでありまして、わが国が何らその意思がないのに、他国が祖国に侵入した場合に、全く無抵抗で、他の国がなすままにまかしておくと、かように規定したものではないと信じております。たとえば、他人の犬が、こちらが何もしないのに、わが子にかみつこうとしたときに、これをそのまま、やむを得ないとほっておくようなことは、人道でもなく、神の道にもそむいておることと信じます。すなわち同様に、自衛隊は国際紛争を解決する手段としての戦力ではなくして、不法な侵略国に對して、直接、祖国と国民とを守るための戦力でありまして、憲法違反ではないと、かように私は解しております。もつとも、かように疑いを生ぜしめるようなものは、憲法上の文字と字句とを、もつとはつきりと、疑いのないような表現に改むべきでありましよう。従つて、やはり憲法といふものは、やがては私は改正されなければならぬものと考えております。

次に、防衛不要論についてでございます。私は、キリスト教徒中のクエーカー教徒のように、信仰上の信念から、いかなる圧迫があつても絶対に戦争行為に参加しないと、そういうことを信条としておる人々に、甚だなる敬意を抱いております。しかしながら、不幸にして、かような信念の人は世界中にまだ幾十万人はかすまません。もちろん、かつての生物進化論の優勝劣敗とか、弱肉強食といふような思想は、大規模に下火にはなつております。しかしながら、不幸にして、社会の進歩は階級闘争により求められるといふような思想が、かつて生物進化論の場所を占めまして、平和を口にしたがら闘争をおるような現代の世相から考えまして、わが祖国の防衛は無用であるとか、無抵抗主義がよいといふような説には、私は絶対に同意いたしておりません。現に、国際連合が設けられて、国際平和の維持と安全保障とを目的として、国際問題を平和手段によつて解決するといふことを任務としております国際連合、成立以来十二年を経過しておりますけれども、ほとんど毎年のように、地球上のどこかには熱戦が行われております。しかも、その局地戦争の背後には、いつも何らかの思想的冷戦の影響がある。こう觀察されます以上、わが国だけが一切の防衛を捨ててしまつた方が、かえつて国を安全にするゆえんだなどと説く論には同調いたされません。そのよい例が、八年以前の朝鮮戦争でありまして、私はこれら自衛隊廃止論者が、わが国を取り巻く近い諸国、しかも平和共存を言うておる國々に向つてこそ、大軍備縮小を説くべきじゃないか。しかるに、それに対しては何らの処置を考えずに、ただ、おのれだけの防衛をせぬといふようなことは納得されません。現に、わが長野県と群馬県だけの大きな国で、しかも両県の人口の半分の百七十万より持たないイスラエルが、その周囲を取り巻く敵性國家に對して、国の安全を果しておりますものは、従来兵備による二十五万の地上軍隊といふものが、それを可能ならしておるのであります。また、絶対中立主義のスイスさえも国民皆兵の主義をとつております。そして國民所得の割合では、わが防衛費の負担より一倍半もの費用を投じて、これが同国の絶対中立を可能なら

しめておる事實を見落してはならないと考えます。次は、国際連合とわが自衛隊との関係であります。今や世界の趨勢は、軍事科学の大進歩から、各國とも国際連合の活動によつて紛争を防止しよう、なお、これを補うために、集團安全保障の線によつて各國の安全をはかる時代になつておりました。米ソのごとき國でさえも、やはり集團安全保障の線を守つております。わが國は國民一致の熱願によりまして、この連合内の一國となりまして、また安全保障理事國の一國ともなつております。そして、國際連合憲章中の自衛権に關する項の中には、「安全保障理事會が國際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集團的自衛の固有の權利を害するものではない」としてありますのは、國際連合の具體的措置に依するまでは、各國互いに自力でその國を防衛せよといふ意味でありまして、一切がつかさいを國連に依頼して、おのれは防衛上何の努力もしないといふような、わがままなやり方は、決して國連の容認も受けるものではなく、やはり國際連合に入つた以上、その義務は確實にこれを守る、また、具體的にその措置を示すといふことが世の信頼を受けるゆゑんであると思ひます。説をなす人がありまして、現在の國際連合は無力であるから、別に世界連邦といふものを作るべきだ、それまでは何もしないがよろしいと主張いたしておるものもありまして、國連の無力といふものは、安全保障理事國十一カ國中の五大國だけが、いわゆる拒否権を持つておりました、その參加國八十二カ國中の八十一カ國が、

いかなることを議決いたしましたし、また、たつた一國の反対でいつも有効な処置がとり得ない。そのためでありますので、この拒否権を認めないような改正さえ実現すれば、この国際連合が世界連邦の第一歩となるものと私は信じます。従つて、国際連合を認めずして世界連邦を期待するような話、全く不可能を夢想しておるもののように考えております。

次に、今問題になっております自衛隊の整備、増強のごときでございますが、核兵器の時代に、昔の陸軍の平時兵力二十万に近い十八万の陸上自衛隊を作るなどは、全く愚ることだと説く人もあります。しかし、昔の陸軍の平時兵力二十万というものは、平素よりの動員計画によりまして、教習間の間に三倍、すなわち六十万に直ちに拡張し得る準備のものと二十万でありました。が、今日は戦争の様式というものが昔より違ひまして、昔のように、じりじりと戦局が拡大するものではない。今や戦争勃発の初めが一番危険である、こういう時期に変わっておりますので、今日のうちに、わが国が何らそういう動員計画的なことを持たないことは、私は政府、特に議會等においては、十分に熟慮され、研究するべきものだと思いますが、しかし、次の理由によりまして、今度の計画には、私はこれを多過ぎるなどとはちつとも思っておりません。

その第一の理由は、極東地域では、わが国を取り囲みまして、南千島、樺太、朝鮮、中共というふうなところには、約三百万近い陸兵、また、飛行機の数には約八千機も配置されており、軍艦の数は六百隻、潜水艦の数は百隻近いものが

配置されている現状で、何にもしないのでいいのか。もちろん、これは対米の備えである、その背景とする台湾に対する備えであると言つてしうけれども、かりに共產陣営と米國との争いがあつたとして、わが国が戦略上大値を有するものが無事であり得ようか。かりにわが国が中立の態度をとつたとしても、このわが国をおさめるといふことが、太平洋の半分以上をその威力圏におさめるゆゑんでありまして、だから、中立させるといふのは、わが国が無事に過せざる、何らの兵備、防衛上の自衛の措置が要らないといふことは、私は間違つてゐると思つております。

第二の理由は、わが国が絶対防勢に立つといふことは、憲法上また私はこれは当然のことと考えております。しかしながら、防衛体制をとるといふときの兵力は、攻勢作戦のように、初めから計画的に一点に兵力の重点を向け得るといふことにはならないものである。まして、もちろんアジア大陸の極東における他國の兵備配置から、第一は北海道及び東北、第二は九州あたりに重点が置かれまして、だからと言つて、中部の海岸地帯には何もせぬでいいか、そういうことはできません。さういふ見地から、私は絶対防勢に立つ場合においては、かえつて兵力の分散ということが余儀なくされるものである。従つて相当の数を要する、こう考へております。

第三の理由といひましては、核兵器の現出から、世界のすべての國は、平素から民間防衛体制といふものの緊要さを痛感いたしました。その最も徹底した民間防衛体制を持つておりますのはソ連と中共でございますが、民主

主義陣営の米英仏のごときも、それをやつており、また、中立國のスイスのごときは、わが國の人口の十三分の一でありまして、九万の常備兵員のほか四十五万の予備兵員を持つており、その以外に民間防衛部隊として常設のものが二万八千、また、毎年三十五万ものものを集めて、これは一年四、五十時間に過ぎませんが、民間防衛訓練をやつております。また、昭和三十年のイギリスの下院におきましての国防白書に関する論争のときに、野党であります労働黨のアトリー党首は、次のような一語を述べております。今後の民間防衛といふものは、在

來のものとは、はるかに違つたものでなければならぬ。しかるに、この点に關する政府の施設は十分の努力をいたしておらない、かように意見を述べて、政府の民間防衛施設を促がしてゐるのであります。がどういふわけか、わが國では、ほとんど民防に關しては施設することをやつておりません。これは私の大いに残念と考えるところでございます。この施設は、わが國のような風水害、火災、震災の多いような國におきましては、同時に、國民の災害軽減に大いに役立つものであります。しかるに、これは現在では一に自衛隊の協力といふことになつております。このようないふことから考へて、また、三十四年前の関東地方の大震災のときには、市民救済のために五万もの兵力が動いてゐる、使われてゐるということから考へまして、陸上で十八万といふような数が多いなどとは絶対に私考へておりません。

第三の理由は、現に行われております冷戦の手段として、民族の一致團結を害し、階級闘争をおる傾向が一そ

う多くなりまして、自衛隊の主任務たる直接及び間接侵略の防衛以外に、公共の秩序維持に當る機会といふものが決して減するなどは考へられ

ません。海上及び航空兵力であります。人によつてはこれからの戦争は短期間で終つてしまふのだから、わが防衛庁が考へてゐるよう、海上交通保護のため、船団護衛等の必要はないではないか、かういふふうな言ひ人もありますけれども、近代戦が次第に短期間になるという傾向はむしろあります。あります。が、これは核兵器使用といふことを前提にするものでありまして、私が前に申した通り、核兵器などといふものは、これをなくするといふことが前提であります。また、前述の通り、核兵器などといふものは使用し得ない武器ともなりまして、現に、核兵器が實現いたしましたから十二年の間に、わが國が犠牲になつただけで、その他は世界中の毎年ある紛争にも一ぺんも使われておりません。また、現に朝鮮戦争のごときは三年間を費やしてあります。でありますから、わが國に船団護衛といふようなことの必要がないといふようなことは、ふに落ちません。

また、今の世界の軍事情勢から、わずかに六千機に過ぎない貧弱なるわが航空自衛隊を、約二倍の三千三百機にしよといふような考へも、私は非常にむづかしいものである、これはもちろん集團安全保障の見地から、日米安保条約によりまして、万一の場合には米海空軍の協力を期待してのものとは存じますが、國民所得に占める国防費の負担比率が、イタリアの半分以上、スイ

スよりは五割も少い。かような現状から見、ことにわが國と同じような敗戦國でありましたドイツに比べて、ドイツは四倍半の金を使つてゐる、これから考へまして、今度の計画が國民に大きな負担となるなどとはどうも考へられず、従つて今後とも、せめて質の向上によりまして量の不足を補うといふことが、今後のわが國としては避けてはならないこと、かように考へております。

以上で私の所見を終わります。

○委員長(藤田進君) ありがとうございます。

○委員長(藤田進君) 次に、高橋南君

にお願ひいたします。

○参考人(高橋南君) 私は海軍軍人として、第二次大戦中、海軍省の軍務局の局長、それから大本營の幕僚といふような仕事に携つた人間であります。私はあの十三年前の戦争並びに敗戦といふものは、國民に対して、さらに日本國民だけでなく、世界の諸國民に対して、全く申しわけのない、一大失策であつたと、こう反省してあります。そしてまだ弱點で、また、一部分であつたとは言ひながら、このやうな戦争に自分が果たした役割といふものを通じて、この戦争の責任を非常に痛感しております。そして、生き残つた以上、何とかしてこのあやまちを二度と繰り返されないやうに努力すべきことが、私が生き残つてゐる一番大きな仕事だ、こう思つてゐる人間であります。このやうな、軍事に携つたものの一人として、私は現在の自衛隊といふものは、これはどう考へても明らかに軍隊であると、こう思つており

ます。さらにまた、これは何と言おうが明らかに戦力であると考えておるわけでありませう。

次に、今度は国民の一人としてであります。私は戦後あの二百四十万の血を流した大戦中から生れ出た日本国憲法の九条というものの、いろいろのむすかしい法律論は存じませんけれども、あれは、戦力はもう持たないのだ、こういう大原則を明らかにきめた国の基本的な立場だと、こう理解しておるわけでありませう。そして、このような考えから、私は現在、自衛隊を維持しておるということは憲法に違反しておる、こう言えると考えております。ましてや、これをさらに増強し、整備して行くというようなことは、このあやまちをますます拡大することであつて、これはいけなないことだと、こう考えておるわけでありませう。

私は基本的にはこのような立場から、本日の防衛庁設置法の一部を改正する法律案と、それから自衛隊法の一部を改正する法律案というものについて、この意見を申し述べたいと思つておるわけですが、憲法違反であるとか、ないとかいうような問題をあまり申し上げることよりも、この本日の問題になつております個々の事項について、主として政策論の立場から、以下私の考えますところを申し述べたいと思つてます。

第一番目は、世界の今大きな流れというものが、どのような状況にあるかというのを考えて見たい。イギリスの国防白書が、現在指摘しておりますように、一方において、世界は原子爆であるとか、原子戦争であるとかいうものを、何とかしてやめなくてははいけ

ないという、大きな平和への動きがあります。さらにまた、このような中で、平和への動きとまるとつきり反対に、今にも原子爆戦争が始まるのではなからうかと心配されるような、軍事的緊張の場面が同時にあるのは御承知の通りであります。すなわち、ここで世界の動きが、大きく平和に踏み切るか、あるいはそれができなくて、原子戦争に突っ込んでしまふか、まさに戦争か平和かの分岐点であるということ

を、今年度のイギリス国防白書はうたつておりますが、私もまさに、そのような、まことに大事な時期である。ことに、こゝから来年にかけての、われわれの動き方一つというものは、人類に対して、また子孫に対して、非常に大きな責任を持つておる大事な時期だと、こう考えております。このような時期に、世界の諸国民は一致して、何とかしてこの原子戦争の奈落に入つて行くのを防いで、平和をかちとるやうに、具体的に申しますと、現在、東西会談が求められ、しかもこの東西会談で、核実験の即時停止であるとか、あるいはまた大幅な軍縮協定であるとかいうような平和への大きな転換が起るかとか期待されるようなこの時期に、これはどの国民でも、このような平和の動きというものに、一致協力して、自分たちの動きもきめて行くことが正しいことだと、こう考えておるわけでありませう。なぜならば、どのような軍備を作ろうと、また何千機の飛行機を作ろうと、この原子戦争の防止というに破れば、これは国防は全部ふつ飛んでしまふというものが、私の研究の認識であるからであります。このような中で、西ドイツの動きと組

国日本の動きというものは、特に大事な意味を持つてゐると私は考えております。なぜならば、西ドイツが再武装されない限り、ヨーロッパにおいて戦争をおこし始めることが、西にとつても東にとつても不可能であります。さらにまた日本を再武装しない限り、極東において大規模な戦争をやるといふことは、これはアメリカにとつてもソビエトにとつても不可能であるからであります。このような意味で、日本と西ドイツが、このような世界の動きの中に、自分たちとの動きを、どのように姿勢をきめ、動いて行くかということが非常に大事だと、こういうことを私は考えておるものであります。しかも世界の大きな動きの中に目立っておりますことは、これはアメリカについてもソビエトについても言えることであります。また、このような大きな大国でなくとも、小さな国、そういう国についても、いわゆる軍縮というところが現在実際に起つておるわけでありませう。ソビエトについてもアメリカについても、軍縮というものが事実上なされております。さらにまた最近の例で見ますと、あの隣の韓国の軍隊に対して、アメリカはその六個師団を縮減しろと、こう言つて要求してあります。さらにまた、長い間アメリカが日本に対して、陸上自衛隊十八万を早く整備しろと言つて、強引にがんばつておつたのでありますが、このミサイル実現後、アメリカの戦略は転換いたしました。最近では陸上自衛隊の増強なんかより、もっと防空の方をしっかりとやれ、あるいはまた対潜警戒力をもつと固めろというような動きになつて参りました。これは防衛庁の事務当局の

中でも、御承知のように、第一次長期計画に続いて、先月第二次長期計画というものが研究されて、そうしてその中で、ついに十八万の陸上兵力を整備するということは取りやめになつて、十七万でもうやる、こういうことになつたように新聞も報道しております。ここで十六万から十七万という、本日の一万増員という問題が出てゐるわけでありませうが、この自衛隊自体が、十八万をやめてしまつて十七万で打ち切ると言つてゐるにまたアメリカ自体が、陸上自衛隊の増強などという、とぼけたことはやめろと言つてゐる事態、さらにまた与党である自民党の担当方面に、いろいろの異論があつたやに新聞報道で私は承知しております。このような事態は一体何を意味するのであるかといふことを、私はよく考えてみますと、これは陸上自衛隊を、こゝし一万増加するなどといふことは、どうもこれは理解ができません、どうもとんでもない、何と言いますか、時代錯誤ではないかと、こう考えるわけでありませう。さらに、一体何のためにこのような事態のものか、配付された法律案提案理由であるとか、あるいはまた政府委員の説明など、私は読んで研究いたしますが、どうもその理由がさっぱりわかりませう。〔現下の情勢に対処し、国力に応じて防衛力を整備する必要があることを認め、云々、これを要するに、昨年きめられた防衛力整備三年計画といふものを、こゝしはやつていく、こゝにアメリカに対して、陸上自衛隊を十八万にするという約束をしたから、面子上、何とかしてこれは徳義上もや

らなければいかぬというやうな意見を言う人、そうかといふと、いやそうではない、陸上自衛隊増強のねらいは別なところにあるのだ、その別なところは何かと思つて考えてみますと、この二月の二十六日、衆議院の予算委員会、船田中氏の質問に津島防衛庁長官が答へになつてゐるのを、新聞の面で読みますと国内治安に關して、間接侵略に對してどう考えてゐるかといふ船田さんの質問に對して、防衛庁長官はこゝろ答へてゐる。〔国内の治安に關する間接侵略に對しては十分の配應をしてゐる。現在、中部地区の自衛隊の配置が手薄になつてゐるので、三十三年度に増員する一万人については、一部を関東に配置するほか、大部分を中部地方に配置する考えである。〕、こゝろいふ答弁をなさつてゐる記事が、朝日新聞に出ておりました。これを読んで私はがく然とするわけでありませうが、ただいま前陳述人が申されたことが、これは日本国民の一致といふときに、一体この今国内に備へるやうな動きといふものを、この時点において、今政策として採用しなければいけないのかといふことを考えて行きますときに、私はやはり、これもとんでもない時代錯誤だと思つてゐるわけあります。なるほど思想、謀略であるとか、あるいはまた階級闘争論であるとか、いろいろのむすかしいことを言つて心配される方もありますが、私は私なりに、この現在の警察力あるいは自衛隊の武力といふものを考える際に、日本の国の国内治安といふものに対処するために、現在一万人の兵力を新たに増加するといふことは時宜も得てない

中、御承知のように、第一次長期計画に続いて、先月第二次長期計画というものが研究されて、そうしてその中で、ついに十八万の陸上兵力を整備するということは取りやめになつて、十七万でもうやる、こういうことになつたように新聞も報道しております。ここで十六万から十七万という、本日の一万増員という問題が出てゐるわけでありませうが、この自衛隊自体が、十八万をやめてしまつて十七万で打ち切ると言つてゐるにまたアメリカ自体が、陸上自衛隊の増強などという、とぼけたことはやめろと言つてゐる事態、さらにまた与党である自民党の担当方面に、いろいろの異論があつたやに新聞報道で私は承知しております。このような事態は一体何を意味するのであるかといふことを、私はよく考えてみますと、これは陸上自衛隊を、こゝし一万増加するなどといふことは、どうもこれは理解ができません、どうもとんでもない、何と言いますか、時代錯誤ではないかと、こう考えるわけでありませう。さらに、一体何のためにこのような事態のものか、配付された法律案提案理由であるとか、あるいはまた政府委員の説明など、私は読んで研究いたしますが、どうもその理由がさっぱりわかりませう。〔現下の情勢に対処し、国力に応じて防衛力を整備する必要があることを認め、云々、これを要するに、昨年きめられた防衛力整備三年計画といふものを、こゝしはやつていく、こゝにアメリカに対して、陸上自衛隊を十八万にするという約束をしたから、面子上、何とかしてこれは徳義上もや

し、また策も得てない、こう考えます。このように考えてきくと、この本日の問題になっております陸上自衛隊一万の増加という問題は、どう考えてもこれは不適当な、時宜を得た政策ではないという結論になるのであります。

次に、今度は同じこの二つの法案の中に、「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。という点がやはりございませう。これも昔、私が軍部の局員でありましたら、声を大きくしてその必要を叫んだらうと思うのですが、私は先ほど申しましたように、基本的に、今、戦争に対してわれわれが準備を固め、努力をしていくという、こういう動き方は間違いない、こう考えておりますので、この技術研究本部の出発という問題も、これは非常に気になる動きが私には感ぜられるのであります。それは何かと申しますと、いわゆるミサイル戦備に日本の自衛隊が漸次移行するこの一つの大きな踏み切りである、こう考えられるからであります。現に配付された自衛隊からのこの資料を見ましても、やれオネストジョンは核兵器でもあつた、普通兵器でもあつたとか、あるいはミサイルの中には、核弾頭のものもある、普通の弾頭のものもあるから、ミサイルはそうびくびくしないでもいいんだと言わんばかりな、いろいろな資料もありますが、これは軍事的な観点から見ますと、核戦備と結びつかないミサイル戦備というものはナンセンスである。これは私のかつての上司保科善四郎氏も、ある席で、このように兵理上の考え方をはつきりと述べておられるのを私は刷りもので見ましたが、いわゆるミサイル戦備というものは、

は、核戦備と軍事的には構造的に必須に結びついていくのだ、こういう観点から見ますと、現在、自衛隊の三軍が、三軍共通の研究項目としてミサイルの戦備をあげ、さらにまたこの間の、先月の中旬でありましたか、九十数人を動員したあの弥生研究とかいう大会や、アメリカのナイキの書籍をめぐって、すつたもんだやつたという新聞報道を見ても、それからまた新島のミサイル試験場設置の動きを見ましても、熊谷の三尻の地对空誘導弾の計画を見ましても、この一連の動きというものは、現在の自衛隊が着々としてミサイル戦備についてのコースをたどりつつあるのだと、私は推定せざるを得ません。この意味において、これもきわめて世界平和の動きに逆行した、何としてでもこれはとめなくてはならない大事な動きの一つだと考えております。

それからまた、同じくこの二つの日本の法律案の中には、軍人以外の、自衛隊員以外の人々に対して、いろいろな教育訓練を施そうという提案がなされております。これはよく考えてみますと、あの私どもが昔やつた大東亜戦争のときに、いよいよこれから戦争に入るといふ前に、私どもが国家総動員体制というものを意識して、これを実施に移して行きました。その実施の中に、総力戦研究所というものがあつたのであります。そうして、この中に軍人でない各省の官吏たちをみんな入れてきて、そうして総力戦に対処して、いろいろの教育訓練を施したのであります。これは私はこの改正法のねらつておられるのは、何のことはない、総力戦研究所の再現を意図しているものであ

る。そうして、それを通じて日本が再び国防国家になろうとする動きを示しているものである、兵舎国家になろうとしている動きを示しているものであると私は考えております。

さらにまた、この法案の中には、外国人の教育訓練という項目が掲げられております。これもそのこと自体として見れば、数人の外国人の希望者を教育することぐらい何でもないじゃないかととれますけれども、私にはそうとれません。それはなぜかというところ、御承知のようにSEATOという動きがあります。東南アジア集団防衛機構、それからまた韓国とか、台湾とか、日本とかいうこの北太平洋の諸国の一つの軍事同盟、集団安全保障という体裁のいい言葉を使いますが、これは決して集団安全保障ではありません。明らかにこれは集団軍事同盟であります。こういう本質のいわゆる軍事ブロックができてつづつある。こういう動きの中において、日本がまさに、アメリカ方面からよく伝えられる、アジアにおいて、極東において原子戦を展開して行くときに、日本こそ頼みの綱の根拠地になるあの動きを示すものと考へます。すなわちSEATOあるいはNEATO、こういうものと結びつけて、外国人を日本の自衛隊が教育訓練するといふ問題を考えた場合に、これは事は小さいと言つては済まされないのである。これはやはりいけないことだと私は考えます。

で、このような動きを総合して考えますと、一万人の増加といふ、あるいは総力戦体制の整備の措置といふ、あるいは今度は自衛隊のPRという問題、いわゆる宣伝教育、またこの法案の中に

やはり出ておりますが、このような動きの意味するものは何かというところ、あのわれわれが十数年前、泣いて、われらあやまてりと言つたあの敗戦というもの、すつかりこれをたな上げしてしまつて、再び日本の国を平和国家から逆に国防国家、兵舎国家に、これをだんだん再編成して行く動きだと、私は理解せざるを得ないのであります。

しかも、十数年前の軍事国家日本というものは、まだまだ自分自身の軍国主義の遂行のために、これは努力した動きであつたのですが、今のこの日本の軍の軍事化というものは、人の国の軍国主義に、いわゆる共同という美名のもとに、お先棒をかつく動きと私は理解するのであります。私はこれを兵舎国家という名で呼んでおります。基地国家という名で呼んでおります。基地国家といふものは、国ぐるみ基地化されていく国家で、この一番いい例はイスラエルという、また西ドイツという、またアジアにおいては日本という国、これは残念ですが、祖国日本が今の、このように国ぐるみ他国の軍事政策に奉仕するいわゆる基地国家になつていく、軍事化されていく、これは一体どういふことになるのだという心配を、国民の一人として、また元軍人の一人として表明せざるを得ません。

原子戦争が始まつた場合に、あるいは民防衛といふものが、まだこのような効用があるとか、あるいはこういうような方法によつて、アンチ・ミサイル・ミサイル、いわゆる大陸間弾道弾を途中に要撃して落して、またミサイルが生まれますとか、いろいろな議論がございすけれども、どなたでも、胸に手を当てて考えればわかるように、

われわれの頭上で原子戦争が始まつたならば、国民をいわゆる原爆の惨禍から防ぐことは、私は絶対に不可能であるといふことを、軍事研究家の良心において私は言明して恥じません。原子戦争の中から人民を救ひ得ると言うことは、これは私は許すべからざる虚偽であると思ひます。うそであると思ひます。

そのような意味において、原子戦争から守り、平和を守ること、これはこのような方向にあらゆる国の政策を持つて行くことが、私は当面の生き残つた日本人の義務である、こう考えます。がゆゑに、この本日の二つの改正案に対しては、私は反対であるという意向を表明せざるを得ないのであります。

○委員長(藤田進君) ありがとうございます。

○委員長(藤田進君) 次に、土居明夫君にお願いいたします。

○参考人(土居明夫君) 私は、初めに私の世界情勢の分析からお話をし、次いで戦争あるいは原子国防というような問題について意見を申し述べ、次いで、憲法と自衛隊の問題について、次いで、日本の防衛の骨幹の一つのことについて、次いで、自衛隊は役に立たぬといふ問題について、次いで、一万人増員、こういう順序でお話をしたいと思ひます。

私は今日の世界情勢を判断をして、世界は逐次平和に近づいておる、平和勢力が強い、世界は宇宙時代になつたから戦争はできない、こういう話には、これは非常な政治的、謀略的宣伝があると断じております。事実、第二次

大戦後の終戦処理さまだできておりません。ドイツは二つに分れ、朝鮮は二つに分れ、また東ヨーロッパの五、六カ国は、終戦のときのむりやりの政権によって、今日まだ維持されておる。また、アジア、アフリカの後進諸国は、急速に民族独立、民族の発展を願う、こういうことから、いろいろの抗争の種をまいておられます。世界はちつとも平和の方に向つておりません。ことに、アメリカも自由民主という思想を絶対捨てない。ソ連も共産主義思想を絶対捨てない。フルシチョフは平和政策を言いながら思想には平和共存はないと断言しております。勝つか負けるか、世界において逐次社会主義、共産主義が勝つていく、勝たせる、こういう信念で戦うのだと、これが去年の十一月の十二カ国、ソ連を先頭とした、ソ連を頭に仰いだ十二カ国の共産党の宣言であり、六十四カ国の共産党の宣言であります。こういうふうな思想、これらは絶対相対相対相対というなら、平和に向つていられるとおくびにも言えない。いわんや、これに伴う経済戦はますます熾烈をきわめると思ひます。だから世界が平和に向つていられるか、平和勢力が強いとか、そういうことは、おのおのこの陣営におけるところの勝手な熱である。私は、従つて原子爆弾戦争をやれば人類は絶滅する。水爆一発で日本は絶滅する、こういうことは私は謀略宣伝の一つの型である、決して人類が絶滅するような水爆戦争はやらぬと思う。決して日本は一発の水爆で日本が壊滅するような戦争はしなけないうと思う。まあこの点は次の問題になりますから譲りますが、とりあえず、とにかく原子爆弾戦争というものは容易に起らぬ。しかし小戦、局地戦争、制限戦争あるいはいわゆる間接侵略というふうなものには至るところに起る。決して平和の方に向つていないという情勢分析であります。

次の、世界の軍事、国防、戦争という問題であります。今やわれわれは、戦争とか、国防とか、軍事とかいうことを根本的に見直さなければいけません。時代に入つたと私は思う。軍事は、簡単に言えばミサイル核兵器の時代に入つておる。ミサイル核兵器、もつと大きく言えばICBMであり、人工衛星、これを含んだミサイル核兵器時代に入つた。一体原爆禁止は日本政府の方針でもあり、国連にも提訴しております。政策としては私はけつこうであります。しかし現実にはそうではありません。アメリカも原子爆弾をした集団にどんな切りかえております。NATO諸国も原子爆弾をする、けさの新聞にもあります。三十個師団にNATO諸国の軍隊を増員するけれども、その装備は核装備だということを原則に認めております。ソ連も原爆禁止の宣言は大いにやりますが、無通告で、今日まで、ことしも九回実験をしておる、核実験を。また、ソ連もこの四、五年前から核装備に切りかえております。だからスエズのとくにイギリスやフランスをおどす、あるいはフルシチョフは再三再四にわたつて、世界中どこへも打ち込めるミサイルと核兵器を持つていられるとおどしをかけている。日本にもアメリカの基地がある限り、日本はたたかざる、壊滅するぞというおどしをかけてきておる、去年の十二月には、ソ連も戦術的な核兵器を軍隊に装備をさせつゝあります。だから、これはもう世界のだんだん軍事世界の常識になりつつある。一方では、政策として原爆禁止政策、外交術として原爆禁止、これを唱えますが、しかし現実はどうだん進んでおります。イギリスのこと、ミサイル、核兵器に切りかえて陸海空三軍をほとんど縮小しようとしておる。これはもうイギリスの白書ではつきりしている、しかし、一方から言いますと、平和利用はこれほどだん進んでいよう。平和利用、原子力の平和利用が進めば、原子力の開発ができて、そうして現在のような人間に放射能の害があるというふうなことがだんだん減つてくると思う。科学技術の力で平和利用は各国とも猛烈にやるのですから、日本でもやらなければいけません。そうすると、科学技術の進歩は現在のような害を防ぐ、害の少ないものがだんだんできる。平和利用はいかに原爆を禁止しても禁止することはできません。しかも、平和利用が進んで、きれいな核兵器というものがすべて小型化し、これがまた平和利用から、いつでも転換ができるというふうな禁止をして、どれだけの価値があるでしょう。禁止はほとんどできないでしよう。いわんや、近ごろのソ連、アメリカNATOの軍隊を見ますと、大砲はだんだん原子砲弾の大砲に変えます。ロケットは原子砲弾のロケットに変えます。昔の大砲百個中隊で今日原子砲一門、それよりもっと力が強いでしょう。そうすると、そういうこととにだんだん小型化し、そうして普遍化して、ジュコーフはこの間迫放されましたが、ジュコーフが国防大臣のときに、次の大戦は原子戦争になる、ロケットミサイル、核兵器の戦争になる。

戦争というものはそのときの最強最大の武器が使われる。死ぬか生きるかなんだから、もう持つておるところの最強最大のものを無意識に使うのだ、こういう言い方をしておる。だからだんだん禁止しておいても、それはいざという場合には、ジュコーフが言つておる通り、この前の大戦で毒ガスが使われなかったのは、毒ガスがまだ最強最大の兵器でなかったからだ。あれは補助兵器であつて、あんなものを使わぬでも主兵器があつた。ところが今度の核兵器、これは主兵器だ。普通の兵器に取りかわりつつある。だから、これはたくさん使う、何をソ連がぐずぐずしているのか、われわれもこれによってやらなければならぬ。だから彼らの訓示を見ると、演習場はもちろん、兵營の中でも核兵器のもとにおける訓練というものを、兵營の中でもやれというのがお達しなんです。私も中共へ行つて南京の高級歩兵学校を見ました。そのときの議題は、核兵器の戦術下における連隊本部、大隊本部の防衛体制というので、日本の人は核兵器と言つたら、もう虫が走るくらいしゃくにさわるのです。しかし列国の装備は着々政策とは違つて、そういうふうに進んでおります。また、フランス、ドイツがサハラ砂漠で今度は核兵器の実験をやるといふのが、けさの新聞には載つておるのです。フランスは去年の十二月、国連総会において、米ソが核兵器を持つて、われわれが持つてゐないのは不公平である。フランスはブルトニウムから今核兵器を作りつつあるといふことをはつきり言つておる。ネールは、核兵器を大國が持つて、ほかのものに持たさぬといふのは、

大國の原子力帝國主義であると、こうまでネールは言つております。ネールはまた、中共は二、三年後、核兵器を持つたらう、そうすると、国連に入れない、それなら、少くも軍縮會議には入れぬといふと、これは大へんなことになるとまで言つておる。中共は最近五千キロワットの原子力発電所の完成を報告しております。これはもう三年前から建設に着手して、五千キロワットの原子力発電所というものが完成をした。これから先き、中共がどういうふうにかこの原子力開発をやるか知りませんが、おそらくは中共も、英、米、ソ、フランスぐらいが核兵器を持つたら、おれだつてイギリスを追い越すのだから当然持つ、こうなるでしょう。アメリカも、小國が持つて、これは大へんなことになるから、早く核兵器を持つてやつて制限しなければならぬ。しかし平和利用がだんだん進めば、これは当然平和利用からだんだん小國も核兵器を持つていふことになるのです。それは欧米の研究者が言うております。これから二十年後においてはおそらく二十の國が核兵器を持ち得るだらう。だから日本人が核兵器や、そんなもの持つたら、もうほんとうに何と言いますか、地獄のさだかと思ふけれども、そんなものではないのです。

次に戦争という問題で私の意見を申し上げますと、戦争をやつたら日本は壊滅する、水爆一発で壊滅するとか、あるいは日本はみな殺しになるとか、そんなことを申すが、戦争というものは、そんなものではないと思ふ。一億玉砕というものは戦争ではない。一億玉砕の覚悟で戦争して勝たなければならぬ。

らぬというだけであって、一億玉砕で戦争の目的を達するか。戦争には目的がある。正義の目的を達成しなければいかにぬ。その正義の目的を、日本を壊滅するといふ目的なんかに、この国だつてとらぬ。アメリカだつてソ連を壊滅する、二億一千万のロシア人をみな殺しにするといふ戦争目的、政治目的はとらぬ。いわゆる無条件降服、戦犯処罰、こんなのは外道であつて、第二次大戦以後、こういうことは絶対私成の起らぬと思ふ。戦争が政治目的の達成の一つの手段であるならば、これは政治目的を制限すればいい。はつきりすればいい。そうして、この目的で妥協するといふことにはつきりすればいい。しかし人は言います。クラウゼヴィッツは、戦争は理知の産物ではない、感情のほとばしるところ、とことんまで行く、とどめを知らぬ。原水爆戦争になったら、小さい戦術的原子兵器を使うとすると、だんだんとどめを知らぬことになつて、大きくなつて、世界戦争になつて人類が絶滅する。これは講談師がやるならいいですよ。大体こういうのは戦争恐怖感を与え、戦争嫌悪感を与える謀略宣伝です。そんなのは戦争といふものの中には入らない。だから私は理知の発達した今日において、昔のように感情で戦争を抑制し得ないといふことはだんだんなくなつてくると思ふ。それは私も思ひますよ。現在米ソの持つてゐる二万個の原爆が一ぺんに破裂したら、人類はほんとうに参つてしまふかもしれない。しかし、そんなものは私は絶対起らぬと思ふ。いかにアメリカやソ連でも、そんなばかなことはやらないですよ。やはり昔より、クラウゼヴィッツのとき

よりも理性が感情を支配する力が強い。いわんや集団防衛、集団戦争といふことになりまふから、それは昔よりやつぱり抑えがきく。それはとにかくとして、私はそこにおいて制限戦争といふものはある。地域局地戦争といふものはあり得る。たとえば、局地戦争はアメリカとソ連が加わらない。そうすると、アメリカとソ連が加わらないから局地戦争。そうすると、政治目的といふものは非常に小さいのです。国境をこゝういふふうに変えようとか、あるいはあの島はおれのところへよこせとか、そういう小さいものです。そんな小さい政治目的で局地戦争が起つたときに、どつちか知らぬが、ソ連か、アメリカからもちつた戦術的原子爆弾を使つたとしても、それがだんだん大きくなつて、米ソの世界戦争になつて人類は絶滅する。絶対そんなことはない。そんなちつぽけな政治目的のために、アメリカもソ連も、その本国が壊滅するやうな戦争はやらないです。だから朝鮮戦争でも、あそこまで行つておさまつたのです。だから戦術的核兵器を局地戦で使つても、これはそれがだんだん大戦争になつて、人類絶滅戦争になるなんて謀略宣伝、戦争恐怖感を与えるものに過ぎない。それから制限戦争については、地域的制限戦争もありまふが、時間的制限もある。たとえば、米ソがどうしても政治目的のために戦争をやらなければならぬ場合、私はこれは時間的制限をやると思ふのです。政治目的を非常に限定して、そうして原水爆、ICBMで打ち合うでしよう。これは非常に制限をうけることは、とことんまでやらぬでもす

ぐわかるのです。ICBMに対する防備が下手であつた、ICBMの能力と数が少かつたという方が……、これはこれ以上やつたならば、アメリカも壊滅するが、世界も大へんなことになる。それで、あの政治目的も妥協しよ。だから昔の戦争のように無条件降伏だとか、とことんまで戦わなければいかにぬ、そういう今は時代ではないのです。それで、私はやはり戦争のあり方、戦争といふものの本質、こういうものを今や原水爆時代において再検討せなければいかにぬ。クラウゼヴィッツを後生大事にかかえて、戦争といふのは悪いのだ、こういうのは今や時代おくれだ。だから今や戦争のあり方、やり方といふことを世界が暗中模索、今考え中である、こう私は思ふ。その一つに東洋兵學といふのがあります。最近、中共の孫子、呉子の兵法を、新しい解釈に基く孫子、呉子といふので出版しております。ソ連は革命以前から、ロシアには孫子のロシア版がある。革命後は孫子、呉子のあつた六韜三略のやり方は非常に共産主義のやり方に似ているから、これはいいといふので、ずいぶんわれわれがモスクワにおりましたときも質問を受けた。これは戦わずして勝つのが一番いいのだ。刀は抜かずして刀の用をたせばいい。それからまた敵を乱してとる。敵の内部を混乱させて乱してとる。あるいは上兵は謀を討つ、次は交を討つ、三番目が軍を討つ、四番目が一番いくさの下手なやつが城を攻めるなんということがある。ソ連と中共はそれを今一番研究している。だから水爆の投げ合ひといふものが容易にできないといふことになると、こういうことになん

だん持つてきます。経済戦、思想戦にしますます持つてこいなんです。だから戦争といふもののあり方を考えるときに、その本質、やり方といふものも、また考え直されつゝあるのです。そこで防衛庁と言ひますか、自衛隊と言ひますか、この方面におかれても、もつとも新しい時代における戦争とか、国防とかといふことを広く検討され、ことにアメリカはガラス張りですから、わかつた方が、ソ連、中共の戦争に対する考え方、やり方をもつともつと深くに御研究になる方がいいのじゃないかと思ひます。

第三段目の憲法と自衛隊の問題ですが、私は憲法は、これはやはり先ほど言ひましたように、国際間の紛争の処理のために戦争や武力行為を用ひないとか、威嚇しないとか、あるいは軍隊を持てないとかいふのであつて、自己防衛は、これはこの憲法の禁止外である、こう思ふのです。人間は敵が来たらば無意識にこれを防衛するといふのが本能です。犬でもネコでも、たかそれになつたら逃げます、あるいは抵抗します。自己防衛は動物の本能です。人間の本能なのです。国家は個人の集まりです。国家がなぐられたら、もうしようがない、なぐられればなし、そんなことは動物の本能からおかしいのです。そんなものを憲法で禁止しておるわけではないと思ふ。憲法学者はいろいろ言われるのですが、これは自己防衛は動物の本能なのです。憲法で自己防衛を禁止するなんていふのはもつてのほかなんです。これはまあそういう政変もあるかもしれせんが、これは自分が政権をとるための一つの手段としか思ひえない。自分が政権をとつたら、ものすごくやりま

利ばかり主張して義務を果さないといふのは、これはどうも工合が悪いと思ひます。

それからもう一つは、憲法を制定した当時の世界情勢、戦争というものの、の関連が今とはだいぶ違ふのです。われわれは日本の防衛を安保条約にもよつておりますが、国連にも依存してゐる。そうすると、国連がもし国際警察軍というやうなものを編成をして、いろいろ世界の治安を維持しようといふそのときに、これは国際紛争の処理のために武力これを用ゐることになる、ほんぽんやるかどうかからぬが、とにかく武力、軍隊を派遣することになる。そういう場合に、日本は、憲法にあるからおれのところは行わぬ、これはどうも国連にわれわれはやはり国の安全を託しておる部分があるのですから、われわれは、もう少し憲法もこの点を考へて作り直さなさいかぬのじゃないか。

そのくらいにしまして、次に、日本の防衛の骨幹は、これは何としまして、も国連と日米安保条約であります。おそらく終戦のときは、もしソ連軍が来て、アメリカ軍が一部であつて、アメリカ軍が帰つてソ連國內に入つておつたならば、日ソ共同防衛というものの中に入るでしょう。しかしわれわれはアメリカの中に入つた。だからアメリカの協力によつて防衛をや、その次は国連の庇護下に防衛をやる。しかし私はここで言ひたいのは、いつまでも、集団防衛とは言ひながら、アメリカの軍隊におつてもいい、アメリカの基地をふだんから置いておかなければ、日本が危いというやうなことは、これはやっぱりだんだん少くしたい、

なくしたい。イギリスはなるほどアメリカの基地を置いてありますが、いずれはあれもなくしたいと思つてゐるでしょう。スピード時代になつたから、あつと言つて、百秒戦争で片づくなつと言つて、評論家もあつたから、なかなかむずかしいのですが、しかし、まあやっぱり自力自衛というか、自衛中立というか、そういうことになるのは、スイスとか、スエーデンとか、ああいうふうにならなければいかぬという話ですが、そういうことになるのは、その前にやっぱり集団防衛のワグ内での一つの条約を結んでおいて、ふだんはおらないが、いざという場合には機を失せず来てもらうということにすれば非常によいのです。これはまあすぐはできません。将来、漸次日本の国民の心持あるいは自衛隊の強化によりまして、私はそういうことになりはせぬか、それを理想とします。最後の理想は自衛中立ですが、これはちよつとやそつとではできないから、まず第一の目標をそこに置いてあると、こう考へておきます。

その次には、自衛隊は役に立つております。役に立たぬといふのは、それはやっぱりおかしい話で、まあこれも私は私の感じを述べますが、水爆四つで日本は壊滅する、ちやちや軍隊を持つなというやうなのが電信柱にあつちこつち張られておつたことがありますが、一体ちやちや軍隊を持たぬ方がいいというなら、イスラエルあるいはハンガリー、あるいはちよつと小さい国々には軍隊なんか持つちやいかぬわけなのです。日本より小さいのは、西ドイツもイギリスも小さい、トルコもハンガリーも小さい、こういうものは持つちやいかぬといふことになるのです。これは非常に論理の飛躍である。それから今の自衛隊が役に立つておるといふことは、やはりほかの国、どこにいても、わづらはかの国、ことに強國が野心を起してゐるなら、それを防いでゐるだけでも相當の価値がある。フィリピン、あるいはエストニア、ラトヴィア、リトニアといふ三國がソ連に合併をされたあつたときに、私はモスクワにおつてつくづく、小國でも、負けるいくさでもやつて、民族國家の名譽を保つていけば、いつかは復興するといふことをつぶさに見たのです。エストニア、ラトヴィア、リトニアはどうせ負けるいくさだから、ソ連のために一人でも國民を殺すのはむだだ、ですからみんな手をあげたのです。ソ連の進駐要求に對して、最後通牒です。そのおかげで今日は國が一つもない、ソ連の九州なんです。ところがフィンランドは負けるいくさであつても、民族國家の名譽にかけて戦わなければならぬといつて戦つた。それで今日獨立を保ち世界の尊敬を受けておる。だからちやちや軍隊であるが、何であらうが、そんなに言われても、とにかく相應のものを持つといふことによつて國の名譽も維持も保つておる。またさういふうき、いたづらを防いでおると私は思ふのです。早い話が、國際間の力というものを考えますと、日本では自衛隊があるから日本の國威が、國威といふか、日本の評價が違つてゐるといふことがよくわからぬ。ところが一歩外へ出ると、やはり日本の自衛隊といふものの戦力、力によつて日本の力はやはり上つておるのです。外交もおそらくは

それで少しづつ、何と云うか、日本に有利になつてゐる。一体今の國際間には力しかありません。そんな憲法に書いてあるやうな公正と信義に信頼してなんといふ、それで國がうまいくいふなんてとんでもない。神様の世界じゃないのです。これは彼の皮の突つぱつた人間の世界なんです。利己心の多い人間の世界なんです。ですから、これは列國が、やはり日本の自衛隊といふものが伸びていつて、そうしてだんだんと力を持つてきたといふことに對して、尊敬と評價を与えておる。國內の人は、あんなちやちや自衛隊はつぶしてしまへ、こう言ふけれども、ほかの國はそう思つてゐない。だから私は自衛隊は、そりや文句はありません、私

はいろいろ今の自衛隊のあり方あるいは内容、いろいろのことについて進言もありません、批判もありません、總体的に見れば、とにかく軍隊に對する、戦争に對するといふ空氣が婦人層や、あるいは青年層に相當多い中に、よくもここまでがんばつて作つて成長させていだいたと感謝しております。

その次には、一万名増員であります。これは日本の國家、一つの家です。ね、この家にふさわしいだけの國防といふものは、これはちよつと家に玄関と便所があると同じなんです。だから家は建てたけれども便所がないといふのは、それはおかしいのです。やはり國防といふものも國家の中の一つの機構であり、外國がこれを國力の一つとして判斷する。そうすると、その家に應じたものを持たねえやならぬ。それじゃその家に應じたものはどんなものか、これは少し古いですが、やはり

私はソ連の例をあげたい。ソ連がサンフランシスコ條約に、陸軍十五万といつた、だからまああのソ連は、日本の軍人、軍隊は全部武装解除して、二十五年間強制労働をやらすといふことをモスコの外相會議で、あの終戦の年の十二月に提案しておりました。そのソ連が十五万の陸軍を持たすといふので、それから、これは大體評價の最低です。ね。だからまあ世界は、やはりあの日本が家であつたならば、陸上兵力十五万か二十万ぐらいは、これはまあ大體常識でしょう。まあしかし、先ほども言われたやうに、一万名この際増すよりは、ほかのことをやつたらいいといふこれは一応うなずけます。これは確かにそういう議論もあるべきである。ただ私は今すぐミサイル、核兵器なんて言つたならば、これはここにゐる方もみんな反對されるかもしれませぬ。しかし科學國防をやらなさいかぬ、どうしても将来は科學國防に踏み切らなさいかぬ。そうすると、今から逐次これはミサイル、核兵器、これらの防衛を研究せねばならぬ。これは中共が三年先に核兵器を持つてきて、北鮮に行くにきまつてゐるんです。そうすると、日本としては、これはやはりある程度防衛の研究をやらなさいかぬ、これは技術本部なんか大いに拡大すべきなんです。今度の一万の増加は、なるほど混成旅団一個とありますが、おもなるものは科學技術実験部隊とかヘリコプターとか、通信とか、いろいろ技術の主とする部隊を新設するといふのだから、私もこれは賛成であります。そうして國防といふものは今日の國防を考へるばかりじゃない、やはりそれを訓練して裝備するに

は時間がかかりますから、十年後、十五年後の国防を考えなきゃならぬ、そうして逐次それを整備し、研究整備して行かなくちゃならぬ。そうすると、今技術部隊なんかを作らなければ、十年後も竹やり部隊になりまして時代おくれになるのです。だから、どしどし私は科学本部を作り、そうして科学者を養成して、どんどんやらなきゃならぬ。日本の科学国防において一番欠陥は、有名な科学者、物理学者が軍事国防に協力しないという態度をとっておりまして、これが日本の国防の最大の欠陥であると思ふ。だから非常にやりにくいでしょうが、しかし、そんなことを言うてはおれないから、ぜひ一つその方にやっていただきたい。まあ一万名増加してどうだ、いいか悪いかとかいうこともありますが、先ほどの話もありましたように、大体、日本の国民には祖国防衛の義務を負わしてないんです。軍事訓練もやっていないのです。これは中共やソ連から見たら、ものすごい軍事訓練ですよ。学校だって学校配属の将校がおりまして、ばりばりやっております。中共に行ってみると、これはもう中共へ行かれた人、ソ連へ行かれた人、これが日本の国防は要らぬとか、軍事訓練は要らぬとかいうのはおかしいのです。そのかわり中共と同じようなグループに入ったら一べんにやりますよ、現に親方がやっております。それからもうアメリカさんだから、まあこれでわれわれはいいいけれども、これはソ連、中共のブロックに入ったらものすごい訓練であり、国防強化である、これはもう有無を言わさずやるのですから。だから、やはり日本が今国防の義務を負っていない

い、それから軍事訓練はやっていない、このときに際して、やはり仕方がない、まあ少しでも、千名で二千名でも自衛官を増して訓練をして行こうというのが当りまえです。それからまた予備兵力がないということ、あるいは日本が細長いから、張りつめた兵力が足りないということ、これは不経済です。もう飛行機がうんとでき、そうしてちゃんと空中機動が瞬間にできるようなになれば、少い兵力で防衛もある程度できるでしょうが、日本みたいな、のろのろした汽車に乗ったり、道路の悪い所を自動車で行ったりしたので、これは間に合わないのです。どこかとやられたら一べんにおじやんです。だからどうしてもむだな兵力が必要なんです。そういうことで私もやむを得ないと思ひます。非常に進んでは賛成はできないが、まあこの辺は大体十五万か、二十万くらいはやむを得ないところだと思ひます。

最後に私は……

○委員長(藤田進君) 土居参考人に申し上げますが、他の参考人の倍の時間にもわたりますので、あと質疑がありますから、その際また……

○参考人(土居明夫君) それじゃやめます。

最後に、私はもう少し国民に、議会からはつきり宣伝をしていただきたい。それは反対も賛成もいいのです。そうして議会がもっとも国民にいろいろの内容を知らせてもらいたい。新聞だけでは片手落ちなんです。国民の欲することだけしか新聞は書きません。だから国民に、いやなことも苦しいこともどんどん書かせる、これは国会がやるべきではないかと思ひます。

これをお願いして私の意見を終わります。○委員長(藤田進君) ありがとうございます。

○委員長(藤田進君) 以上をもちまして参考人の陳述は一応終了いたしました。

これより委員の御質疑に移ります。が、御質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○矢嶋三義君 お忙しいところを先生方においでいただきたい、それぞれの角度から御意見を承わって非常に参考になりました。ただ、皆さん方の御意見がどうであるかというところをお教えいただければよろしうございますので、

しりばりして、各先生方に一件程度承わりますので、メモしておいて、間違わなくお答え願ひたいと思ひます。それで若干意見は違ひ点があるかもしれませんが、別に頭が狂っているわけではなくて、皆さん方のお話を識別、判断するだけの能力は持っているつもりでありますから、皆さん方の御意見は多少私と意見が違ひましても、率直にお教えいただきたいと思ひます。

その第一番は、これは今村先生と、それから高橋先生の御意見を承わりたいのですが、ソビエトが核爆発の禁止、製造生産まで一切禁止するという宣明を世界に対してなしたわけですが、これに対してどういう御意見を持っておられるか、また、そのソビエトの底意がいかにあるうとも、米英はこれに同調して、核爆発の実験等は禁止すべきではないか、やめるべきではないか、こういうふうにお考えになるわけですが、先生はどうお考えになるか。なお、この四月から始

まりました南太平洋のアメリカの手による実験は、アンチ・ミサイル・ミサイル、すなわちミサイルを迎撃する防衛の実験だと、こういうふうにお聞きしておるわけなんです。それをあなた方はどういうふうにお理解されているか、これが一点。

それから第二点は、これは今村先生にお伺いしたいと思ひますが、現在、世界において、自衛のためには戦力を持つてゐる国はあるかないか、それから防衛庁の考えによりますと、北海道の領空に他国の飛行機が入ってきたり、領空侵犯をしたならば、航空自衛隊の飛行機をもってその退去を要求する、あるいは着陸を要求するといふのです。ところが相手は聞かないで、もしも向う側からパチンと撃つてきたら自己防衛の立場で応ずるといふわけですね。これは私は一つの武力行使で、国際紛争拡大の要因となると思ひます。こういうことが今の日本の憲法下で許されると今村先生はお考えになれるかどうか。

それから第三点は、高橋さんにお伺いしたいのですが、それは、宇宙時代に突入し、世界の各国の軍備状況はミサイル時代に突入して相当進んで参った、私の承知しているところでは、今村先生の言われることと違ひわけてすけれども、陸上部隊は各国とも相当削減しておられるわけですね。あるいは大艦主義等についても、いろいろと検討されているわけですね。それで飛行機の機種についても、各国は飛躍的な検討をなされている、これは高橋さん御承知と思いますが、F8を三十四年までわが自衛隊は三百機作る、来年度も百数十機作るわけですが、一機が一

億九百万円ほどするわけですね。先般、国防会議で、グラマン社のF11Fの新機種を三十四年から三十九年間で三百機、これは一機が約三億六千万円するわけですね。こういう方針を打ち出したわけですが、軍事評論家として、こういう機種の選定の仕方、世界の情勢から考えてどう考へるか、私はでき上ったときは、すでに時代おくれの、実戦に役立たない、たとえ戦つても役立たない、むだづかいに終るのではないかと、こういうふうにお推察する面があるのか、それを専門家のあなたから承わりたい。それとともに、先ほど今村先生は、ICBMは非常に誤差が大きいから、実用向きになるには数カ年かかるであらう、こう言われるわけですが、これは約八千キロ、モスコウからワシントンまで大体三十分で飛ぶと言われておるのですが、私、雑誌で見たところによると、そんなに誤差はない。そしてこれが核弾頭をつけておれば、相当威力を発揮するといふことを読んでおられるわけですが、高橋さんはICBMの実用化という点について、どういふような資料を持たれておられるか。IRBMについては、これは今村先生もすでに実用段階に入つていて、こういうことを述べられていて、これはよろしうございします。要するに、あなた方ICBM、IRBMこれらの弾道弾、さらに誘導弾の今の時点における米ソ両陣営の研究製造の現状は、いかうなつていっていると御判断になっておられるか。

最後に、土居先生に一点承わりたい点は、先生のお話を承わつていますと、核爆発の禁止ということを岸内閣は唱えているが、これは政策として

けつこうであるが、現実には云々と言われていますが、これは、おそらく理論としてはけつこうであるが、岸内閣の核爆禁止という政策は、核兵器を入れないという政策は了承できぬ、こういう意味だろうと思うのです。それで、さらに裏返してせんさくしますと、まあ世界の世論でもあるから、核爆禁止を呼びながら、あなたの分析にかかると世界情勢から、ないしよでは核装備をしなければだめだ、こういうお考えのように拝察するのですが、相違ないかということ、そういうことが今の現行憲法下で許されるとお考えになっておられるかどうか。それからわが国の国防という立場からの軍備について、うちくを傾けられてお話しだつたわけですが、あなたの今お考えになっておられるような軍備をわが国に備える、そして他国に匹敵できるように、かような軍備を整備するためには、防衛関係の予算はどの程度計上すればできると御研究なさっておられるか、それだけ承わっておきたい。

○委員長(藤田進君) まず今村参考人からお願いをいたします。

○参考人(今村均君) ソ連が核爆発の実験をやめようということ、それだけは私もけつこうだと存じます。しかし、私はそう思いますけれども、世界が果してそうとっているかどうかは私は疑問だと思っております。ソビエトは、その数週間前まで連続八回も九回も実験を繰り返してゐる。その前に言うたならば、これは大へんけつこうだと思ふのです。自分の方の実験は終つて、さあ次に他国の実験が始まるというときに、あの実験禁止を言い出したというこゝに対しては、世界は非常な

疑いを持って見てゐる。これは私はやむを得ないことだと思つております。しかしながら、趣旨がいいことでありますから、わが国がこれに反対するとうようなことは適當でない。やはり賛成すべきだと思ひます。賛成はすべきでありますけれども、先ほど私が言いましたように、もはやこの国も実験、製造、保持をやめさせるといふことを、わが国としては努力すべきだと、こういう所見でございます。

○矢嶋三義君 アメリカに対しての……

○参考人(今村均君) アメリカに対しても、それを国際連合を通じて日本から言い出すべきだと思ひます。ひとりアメリカ、イギリスだけじゃない、世界に向つて実験、製造、核兵器所持をやめさせるような提案をわが国はいたすべきだと、かように考えております。それから次の、ソ連の飛行機が北海道の上空に來たときに、わが飛行機がこれに退去を命じ、応じない場合にこれを撃つことが許されるかどうか、これは私は、国家自衛上許されるべきものと考へております。それから……

○矢嶋三義君 自衛のためでない戦力を持つてゐる国。

○参考人(今村均君) 日本はそれは自衛だと思つております。北海道の上空に來た飛行機をまず退去を命ずる、飛行機の信号その他退去を命ずるでも退去しないというやうな場合に、これを撃つというこゝは、これは私は許されるべきことだと思つております。

それから第三に、誘導兵器がこんなに発達しているときに、一機に対して何億というたぐさの金のかかる飛行機などを今作るのはどうかということ

でありましたが、これは今大きな問題になっております。しかしながら、つまり誘導弾というものが発達すれば、飛行機なんかでやるよりは、誘導弾兵器でやつた方がいいじゃないかという議論は一通り真理はあります。しかしながら、誤まつて入るといふこともある。敵の飛行機というものが、誤まつて、たとえば張などがあつて、誤まつて入つて來て、ばつと暗れたら、よその国の上空にあつたということもあり得ますので、自国の領土内に入つたから、直ちに誘導弾兵器でこれを撃ち落とすといふやうなことは、やはり避くべきであります。これに退去を命じ、きかない場合に初めて自衛の処置に出るといふことが私はほんとうだろうと思ひます。それから、そんなにくさんの金をかける兵器はやらぬ方がいいという段階には、まだなつておらぬと思ひます。しかしながら、先ほどから他の参考人も申しましたやうに、だんだん発達して、地上からの他の信号によつて敵に警告を与えるといふやうな処置ができますれば、やはりだんだんと、飛行機よりは誘導兵器といふものの方が、防空という大きな力をなすといふ時代がくるかもしれせん。しかし、それは今の段階がそうであるといふわけじゃありません。やはり今の段階においては、そうたぐさんでもありませんでしようが、ある程度のやはり飛行機を持つといふことは避けがたいことだと考へております。

何かはかにありましたか。

○委員長(藤田進君) 自衛のためでない、軍備を持つてゐる国があるか……

○参考人(今村均君) それはどこの国

でも、今や侵略、つまり積極的攻撃のために軍備を持つてゐるという国はないと思ひます。しかしながら、わが国のやうな、かような微弱なる国防、軍備を持つてゐる国に、どうして南千島から中共にわたるところに三百万以上の兵、八千機に近い飛行機、六百隻の軍艦、百隻の潜水艦などを持つのは何の必要か、私にはわかつておりません。

それだけでございます。

○委員長(藤田進君) 次に、高橋参考人にお答えを願ひます。

○参考人(高橋甫君) 私にお尋ねの点は、第一に、ソビエトが一方的に核実験の停止を今度声明したわけでありますが、この評価に關してであると思ひますが、私はまことに大したことをやつたものだといふ見方をしております。で、大したことといふ意味には、一つは、ついにソビエトのいわゆる背景の實力と言ひますか、このソビエトの軍事實力といふものもここまで成長したかといふ、背後の軍事實力の成長に対する評価として、ここまでできたかといふ考へであります。それから、それ以上にもつと私が感銘を深くしておりますのは、核実験は即時無条件にやめろといふた、この日本に起つた原子爆発実験禁止の呼び声が、日本から諸国民の間にどんだん広がつて行きまして、とうとう世界の世論にまでなつた。そしてこの世論が今現実に国際政治を動かすに至つたといふ、これは大したことである。国際政治の画期的な大事件である。こゝういふやうに評価しております。そしてこの評価と関連しまして、先ほど來、もはや軍事で国を守るなんという時代ではなくて、諸国民と仲よく

くすることによつて国を守り国民を守る時代に間違ひなくなつたのだという私の情勢判断、それら信念を披瀝したこれは根柢になつてゐるわけでありませう。これが第一点。

それから次に、エニウエトクの実験に對して、これはアンチ・ミサイル・ミサイルの実験ではなかつたかと、こゝういふ質問だと思ひますが、私もさうに了承しております。それはアメリカの原子力委員会の発表も、明らかにこれは弾道弾を防ぐための弾道弾、航空で、あるいは飛行機で核攻撃にあつた場合に、これを落とす時の防衛用の弾道弾であるといふことを聲明しておりますから、そのやうに信じていいと思ひます。ただ、こゝで注目すべきは、アメリカはこの中に、いわゆるきれいな水爆といふ一種の宣伝をまげております。しかし、私が承知いたす限り、現在の技術的な条件のもとでは、きれいな水爆といふものは、これは宣伝以上の何ものでもございせん。と申しますのは、現在ある水爆は全部原爆によつて起爆されてゐると私は理解しております。原爆によつて起爆する限り、これに核分裂が伴い、いわゆる死の灰の発生は不可避でありまして、従つて、ただ比較的放射能の少ない水爆、あるいはほんとうといたない水爆といふ程度の差はありますけれども、きれいな水爆といふのは現在のところない。

それから、ただアメリカは、これを自国の上空で使用する場合に、自分の頭の上には放射能が返つてくるために、国内のいわゆる心理を考へたり、あるいは世界のこゝういふ原子爆禁止の世論といふやうなものを考へて、アメリカは九六%であるとか、七%きれいな水爆

が漸次成功しつつあるとか何とか言つて、これを大々的に宣伝しておりますけれども、これは私はやはり今のところまだそこに至っていない。それから将来完全に放射能を出さない水爆が出るという技術的な可能性については、私もあると思つております。しかしながら、その場合であつても、なお発生する中性子、今度は死の灰にかつて中性子が人類の生存に対して致命的な悪影響を及ぼす。従つて、その場合には放射能が中性子に変わるだけであつて、依然として、この原水爆の反人類性というものは変らないのだということが大事だと、こう考へております。

それから御質問の第二点、宇宙時代の、このミサイル時代になつたというのに、F86、スーパー・タイガーでございますが、この採用についての所見でございますが、F86Fとか、あるいはF86Dとか、F102とか、F104とか、あるいはF11F1Fというふうな、五種類なら五種類の戦闘爆撃機を目前に出されて、お前は日本の国情、将来の軍備というふうなものを考へて何をとるかとか聞かれれば、私はやはりF11F1Fをとつたろうと思つております。これは純然たる軍人の技術的な判断としては、これをとつただろう。なぜかという、上昇限度もこれは一番高いし、スピードもマッハ二以上あるし、それからまた滑走距離、いろいろの性能というふうな点を総合して考へると、日本の国情では、これをとつただろうと思ふような見方をしております。しかしながら、私はこのように飛行機国防そのものが間違つていておりましたので、これは先ほど申しましたように、やはりつまらぬこと

をやつたものだと思ふ見方をしております。ことに、西ドイツは漸次戦闘機防空をあきらめて、全面的にミサイル防空に変えようとしておる。おそらく日本の航空自衛隊でも、やがてこの戦闘機防空からミサイル防空に全面的に転換を起して行くのは、私は三年を出ない時間の問題だ、今のまま進めばという見方をしておりますので、何を今、三年後はみすみすこんなものは使ひものにならぬと言つて騒ぐ飛行機です。また、新たにこれを生産システムに載せるのに百億からの金を使つて一体やりますか。まあ飛行機産業を救済するためにやむを得ないという点は、よく私も理解できますけれども、しかし、飛行機産業の救済よりも、日本の国の福祉国家の実現の方がもっとも大事だ。従つて、なんてこんなばかんなことをするものかという見方を、この問題に対しては持つておりますが、機種の選定という技術的な問題に限れば、先ほど申しました通り、選択としては一番合理的のところをついて、さすがに自衛隊の連中も見るところを見てゐるなという感じで見ております。

それから第三点、今村先生がいわゆる大陸間弾道弾、ICBMの弾着誤差について、千分の一のことを言われましたが、千分の一という弾着誤差であれば、はつきり申しますと、〇・一％というこの弾着誤差であれば、これはICBMとして理想の域、いわゆるもう使ひものになる域に達する、これは目標なのであります。私の承知しておるところは、アメリカのICBM、IRBMは、現在〇・一％なんというふうな、千分の一というふうな精

度ではなくして、百分の一というところでもたもたしている。百分の二というところまでやつてゐるために、アメリカがあのソビエトにおくれをとつてゐるのだ。それに対してソビエトは、八千キロを飛んで八千キロないし十五キロ、千分の一ないし二と、このような弾着誤差であれば、水爆弾頭を使へば、アメリカの軍人が上院で証言してゐるところによりますと、数十発の攻撃によつて、アメリカはほとんど壊滅的な、立ち上れないような打撃を受けるというところを言つておりますから、十分使ひものになるのだ、これが私の見方でありまして。それから、ソビエトのICBMがまだ実用にならないという意見が、自衛隊やあるいは公安調査庁の公式見解なんといつて新聞に出たこともありまして、いわゆる二、三年後だといふような説が流布されてゐた。しかしこれは私は何かの間違ひか、あるいは、しかるべき方面からの、いわゆる誘導による宣伝というふうなものではないかと思つて想像しておられますが、それは人工衛星の第二号といふものも飛ばすことを考へてみれば、今やICBMがソビエトにまでできてゐないかといふことは間答にならないといふこと、これはその通りだと思ひます。しかも私の理解するところでは、今村先生のおっしゃいましたように、アメリカは、確かに今後数年間は、おそらくゴールインできないでしよう。アトラスとか、タイタンとか、あるいは、二、三年中にできるかのような新聞報道が流されておりますが、私の研究によれば、ハンソン・ポールドウィーンが去年の三月に言つたように、少くとも七、八年、どんなに力

んでも五、六年はかかる。ところが、ソビエトは現在もうできておる。従つて、この間のギャップは、一般に考へられてゐる通りに、一年や二年というふうな、そんなちやちやなものではなくて、数十カ月ないしは百カ月以上におつたるような、ほとんど回復できないような大距離である。ルメーというあの戦略爆撃隊の司令官は、軍人らしい率直さで、もう回復のできないギャップといふことを言つております。また、フルシチョフも、あるいはアメリカがソビエトに追いつき得ないといふこともあり得る、といふ意味は、追いつかないうちに、世界はもう戦争なんかおかしな時代、恒久平和の時代に入つて行くだろうと私は理解しておりますが、そのくらい平和は目の前に迫つております。そういう意味で、ICBM、IRBMにおける東西の力関係の大きなギャップといふものは、これは正確に評価する必要がある、こう私は考へております。

以上で私の御質問に対するお答えといたします。

○委員長(藤田進君) 次に、土居参考人にお願ひします。

○参考人(土居明夫君) 原爆禁止は、政策としてはけつこうだが、事實はいろいろ認めにやあらぬという私の表現は、これは政策として日本がやつてゐるのは正当であるが、世界中のおもなる国の核装備、こういうものを事実として考へて、日本の防衛問題も研究せにやあいかぬという意味でありまして、表面、原爆禁止を言ひながら、ほんとには日本も核装備をせよという意味ではありません。

次の、核装備を憲法上許し得るかとい

う問題であります。私は今すぐ核装備をせよと言ふわけではありませんが、しかし、将来だんだん核装備が普遍化し、小型化していつて、核装備が兵器になつた場合には、防衛において、核装備で防衛しなければ防衛できないと思う。だから、それがいつになるかわかりませんが、私はそういう時代になつたならば、何も憲法に違反じゃないと考へております。

他国に匹敵できる軍備費をどのくらいに勘定するか、これは私にはわかりません。ただ私は、日本の国民生活をあまりに窮屈にさせないように、まあ身分相應の防衛費を出して、そのうちで、やはり最近の事態における科学国防に力を尽してもらいたい、こう言うだけであります。だから、核装備のために国民生活をうんと切り詰めるのか、あるいは、どれだけ要るとかいうことではございません。この軍事費は、私には今のところはわかりません。これで終ります。

○永岡光治君 今村参考人と高橋参考人にお尋ねしたいと思ひます。お尋ねというより御意見を承りたいと思つて承ります。非常にもまあ感銘深いところがあるわけでありまして、わが国が中立であつて、どこかの陣営につくのであれ、まあ一たび戦争が起れば、それはわが国は無事では済まされない。こういうことを今村参考人は言つたわけでありまして。それはその通りだろうと、私も情勢を分析してゐるわけですが、そうなりますと、一たび戦争になれば、土居参考人も言つておりましたように、百個中隊のものが、一個の原爆にしか値しないとい

う、おそれるべき時代になっているわけですね。しかも、今村参考人のお話によれば、侵略を防ぐということになるわけですから、絶対防衛体制になる。そのときには非常に莫大な兵力が要るんだ。こういうことをおっしゃった。

ところが、あなたのまたお話の中にも、もうすでに千島からずつと北の方をめぐって、中共までを含めてでありましょうが、三百万の陸兵、八千機の飛行機、六百隻の軍艦、百隻の潜水艦を持つてゐる。これに太刀打ちするということとは、これはなかなか容易ではないと思うのであります。そうなりますれば、今私たちが日本の国としてとるべき態度は、戦争は、起りやおしまいだ、極端に表現すれば、そういう私たちも気持があるわけで、ゆえに、それであればこそ、やはり戦争を起さないように、その刺激を少しでも取り払うということに、今、日本としては最大の努力を払うべき、少くとも今日においてはそういう時代ではないかと考えておるわけでありまして、どういうようにこの点を両御参考人は考えているのか。

それから、これは今村参考人にお尋ねいたしますが、個々の国際紛争については武力を使わない、憲法の章は、外国の侵入は、これは紛争ではない、こういう解釈をされておられますが、しかけられたものは紛争ではないのかどうか。私は国際紛争というものは、どっちがしかけたにしても、紛争が起れば全部これは紛争と見るべきだと思います。両国間の紛争は、これは全部国際紛争と言うべきだと思うのです。が、そうなりますと、こちらからしかけて行くものは紛争であって、向うか

らしかけられたものは紛争でないという字句の解釈はどういうところから出るのか。どうも私は、そういう紛争というものは、そういう区別されるべきものではないと思うのですが、そういう意味で、文字の上では少くとも、精神はどうあれ、文字の上からあなたの精神で解釈すれば、それは、侵入は当然自衛の立場に立つて、これは武力を行使し得るという解釈を持つてゐるようですが、憲法の解釈の上から、紛争という文字が使われてゐる以上は、これはいずれにしても、紛争については武力を使うべきではないじゃないか、こういうように解釈されるのであります。その点について、どういうお考えをお持ちになるか、お尋ねいたします。

○参考人(今村均君) 第一の、中立を守ろうがどうしようが、この国は油断はできないということでありまして、これはわが国ばかりじゃない、どこの世界の国も同じでございます。でありますから、世界が国際連合並びに集団安全保障というものを真剣に考えて、その処置をとつてゐるのがそうなんではないかと。今や科学兵器の発達から、い

や中立だとか何とか言つとつても、その被害というものは必ず受ける。こういう時代だからそういうふうになつたのであります。極端なことを言いますれば、たとえ中近東地区に、かりに両方が核兵器を使つたとしますれば、中立だと言つておるインドも死の灰をかぶりまして。こういうふうでありますから、努めていくさ起さないようにするには、各国の兵備というものは、すきをこしらえておつて世界紛争の種にならぬようにするための兵備であつて、みずから国際紛争の手段としての武

力を持つてゐるわけじゃ、どこの国もないのであります。これが国際連合及び集団安全保障という私は思想だ、これが世界的に是認されてゐる思想だと考えております。

第二の憲法の第九条に掲げてあるのは、私の研究では、昭和二十三年の秋にマッカーサー司令官がアメリカ政府に出した報告の中では、日本には、積極的行動が消極的行動が、一切、戦争及び戦力行使といふことはやめさせようとしたことが、はつきりわかつております。しかるにその英文の原案を見たらある憲法改正委員の一人が、これは全く国家の自衛権といふものを認めないものだ。そこで初めて国家の自衛権といふものを存続せしむるために、国際紛争を解決する手段としての戦争及び武力使用の放棄、こういうふうに変更したのだと私は承知いたしております。その見地から言つても、国家の自衛権といふものは持つておるのだ、こ

う解釈しております。

○参考人(高橋甫君) 質問者の方が、戦争を起さないように最大の努力をなすべきことが当面大事なのであつて、中立であれ、何であれ、戦争になれば国民を救うことはできないという考え方、全然同感であります。私もそのように考えまして、とにかく現在は軍事で国民を守るといふ考え方から、正し政治をすることによつて、平和の方向に行く政治をすることによつて国民を守るのだというふうに行かなくてはいけない。こういう考え方ではど来

の意見を開陳しておるわけでありまして、

それから第二の紛争の問題については、私は自衛する権利云々という問題については、ちよつと比喩的になりませんが、権利能力といふものはある、しかし行為能力は捨てた、こういうのがこの自衛戦争についての憲法の建前ではないか。すなわち自衛戦争をするために、平素から軍隊といふ戦力を使つて、自衛戦争にするのだと身がまえてゐるやり方、これでわれわれは大失敗した、国を亡ぼした、だから今度はもうやめたのだ、こういうのがあの憲法の趣旨だと考えております。また、現に大東亜戦争で、アメリカは八千キロの太平洋を越えて日本に来ていたのであるが、彼らがこれを自衛戦争と呼んでゐることは御承知の通りであります。それからまた、われわれが作つた戦争、すなわち満州事変あるいは支那事変といふものを、私たちは自衛戦争としてやつたことも御承知の通りでありまして、私は自衛戦争あるいは侵略戦争と分けて、侵略戦争はやらぬが、自衛戦争はやるのだという言い方は、まさにその行き方を戒めたものが憲法九条である、こう考えております。

○田畑金光君 各参考人に一つずつお尋ねしたいと思つて、今村参考人にお尋ねしたいことは、今村さんの御意見をお承つておられますと、だんだん戦争といふものが後退しつつある、こういう御所見のようであります。この点については、われわれも同意見であります。また、核兵器については、今村参考人としても保有すべきでない、こういうような御意見のようになつて承りました。が、さうであるかどうか。核兵器を保有しないといふのは、それは政策的な意味で保有すべきにあらざないといふ考えであるのか、それとも人道主義的な意味において核兵器は持つべきでないという見解をとつておられるのか、この点です。

それからもう一つ、今村参考人のお話では、最悪の事態では国際連合軍に核兵器を保有させて、もしどこかの直接侵略等があつた場合には、国際連合軍の名において使つたらどうか、こういうことになつて参りますと、これは核兵器を保有するとか、しないとかという、いわゆる人道主義的な立場からは、まるつきり離れてゐて、これは政策的には持つてゐるのだという思想に通ずるのであります。この点はどう解釈したらよろしいのか、今のまた質問に対する答弁の中にもありました。が、率直に、私はこの大東亜戦争といふものが一体侵略戦争であつたのか、自衛戦争であつたのか、ことに今村参考人等は、私は軍人としては、りっぱな軍人であつたといふことで敬意を表してゐる一人でありまして、ただ、あの当時、軍の最高の指導の位置にあられた今村参考人といつたしまして、あの戦争は一体侵略戦争であつたのか、自衛戦争であつたのか、この見解を一つお聞かせ願ひたいと思つてゐます。

それから高橋参考人にお尋ねしたいことは、いろいろお考え方、よくわれわれも了承できるわけでありまして、今度の自衛隊法あるいは防衛庁設置法の改正案で、国家総動員体制に一步入つたような印象を受ける、觀察を待つ。あるいはまた外国人の教育もやるような、そういうこと等は、昔の国防国家に帰つてゐるやうに思う、その通りだと、こう思ひますが、そこで、やがてSEATOからNATOの構想に入るのではなからうかという見方をとつておられますが、そこで私

は、アメリカを中心として日米安保条約というのがあり、それから一九五三年の末でありましたが、台湾とアメリカとは、米華相互援助協定を持っており、同時に、相前後して、朝鮮とアメリカとは同じような相互防衛援助協定を持っており、結局日本、韓国、台湾というものが、中心をアメリカに置いて、それぞれの同盟、防衛条約を持っており、それは私はNEATOの条約を作る、作らないにかかわらず、実質的なNEATOの対象の中に置かれていると、私は判断しているわけであり、この点についてはどういふふうに考えておられるか。

それから土居参考人にお尋ねしたいわけでありまして、非常に豊富な軍事知識をもつて、いろいろ教えていただいて感謝にたえないわけでありまして、十数年前お話を承りましたと、われわれはほんとうに感激をもつてお話を承ったと思うわけでありまして、ただ、今の国民全体の軍事常識や政治常識から申しますと、どうもいささか別の感激になってきたわけで、そこで私はお尋ねしたいわけでありまして、一発の原爆や水爆で、あるいは二、三発の原爆や水爆で日本がめっちゃめちゃになるといふのは、政治的な謀略だというふうなお話でありまして、広島と長崎に落ちた一発から、何十万という人命を失ったことは現実であるわけですが、あれは現実であったのかどうか、こういうことになってくるわけでありまして、一つこれは、昨年の四月、西ドイツの科学者が、いわゆる有名なゲッテンゲン宣言というのを出して、広島に落ちた、長崎に落ちたあれは、戦術的にはほんと

うに一番小型の原子兵器であるが、今日の原子兵器の発達には、極度に小さくなってきたけれども、今日のいわゆる戦術的な原子兵器というものは、広島、長崎に落ちたものよりも数倍に匹敵するような力を持つており、こういうようなことを、これは原子物理学者等が申しております、二発、三発受けても危なくないというふうなことは、これはどうも私は、戦争中、戦争前の日本の、よく軍人の方が言われた話の、そういうような安心したものであるのかどうか、これが一つ。

それからもう一つ承わりたいことは、土居参考人の御意見は、世界の情勢は、平和的な方向に進みつつあるというところは逆な見方をしておられますが、岸総理は、今の世界の情勢は、ときたま、なだれのようなものはあるが、全体としては平和の方向に動いておる、こういう認識のもとに政策を立てるのだというのを言っておりますが、先ほどのお話を承りますと、平和の方向に向って行くなどということはお、もつてのはかた、これは政治的、外交上の謀略だというお考えのようでありまして、そのような見方をとっておられるわけかどうか。

それから、結局先ほどのお話を総合いたしますと、科学兵器を持たねばならぬ、周囲の情勢がそうなつてくれば、日本も科学兵器を持つべきだ、すなわち核兵器を持つべきだ、こういう御議論であつたわけでありまして、が、後ほどの質問に対しては、今直ちに持つべきではないんだという御意見のようでもありますし、しかし議論の筋を押して行きますと、核兵器に日本

が踏み切るべき時期に入つたという態度でおられるように、われわれお見受けしたわけでありまして、その点をもう少しはつきりと、土居参考人の態度を御説明したいと思うわけでありまして。

○参考人(今村均君) 私が核兵器を持つべきでないと言つたのは、人道的の問題でありまして、それから、しかるに何ゆえに国際連合だけにこれを許すべきかというところは、そのやめる手段として、核兵器というものを、この世界の上から消すためには、それ以外に手がないという私の考えであります。へたに言えば、国際連合の懲戒を受けること、この以外に、単に道徳的、人道的と言つても、なかなか聞かないというものが、今の世界の情勢だと思ひますから、この上は仕方がない、最後の手段として、国際連合だけが、懲戒の核兵器使用の権能を持つと、これは世界の八十二カ国の同意のもとにそうなることとが、最も賢明な措置だと考えるからでございます。それが第一の答え。

それから大東亜戦争は、自衛であつたか侵略であつたかという答えは、今から考えれば、いろいろの議論はありましようけれども、私が戦場に向つたときは、自衛戦争と確信して参りました。なぜか、これは日本に対するアメリカの経済封鎖というものが、このままで行けば、やがて国家は破滅してしまふ。興るか滅ぶかの道を国家は選んだものと、私は信じてました。また同時に、御詔勅にあつたように、これが、白人の植民地化されておる東亜民族を解放する一つの道でもあると考えておりました。その結果は、不幸にしてわが国は、ああいうひどい目にあ

ましたけれども、アジア諸民族というもの解放はされました。でありますから、私は今日考えても、いろいろ戦争の時期とか手段には、たくさんに論すべき欠点はありましたが、あとのときの国民全体というものは、やはりこれよりほかに手がないということ、大東亜戦争は行われたものと、今なお信じております。

○委員長(藤田進君) そういたしますと、私から関連してお伺ひいたしますが、あれが自衛戦争と定義づけられるとすれば、参考人の先刻来の御口述から申しますと、自衛のためならば、現行憲法も、国際間の紛争を解決するのに交戦権はあるのであつて、従つて軍備を持ち得るという御議論からすると、たしか大東亜戦争の初めは真珠湾の攻撃から始まつたように記憶するわけですが、まず現実の交戦と言ひますか、奇襲作戦というか、ああいう発端から、ずつと東南アジアの方向に、何と言ひますか、進軍したわけですが、戦争を通じて自衛戦争で、動機もそうだし、国際海上封鎖等によるいわゆる経済封鎖ということも、野村氏がたしかアメリカに大使として駐在されて、相当の交渉も持たれていたのである、いたしましたすと、そうすると、将来もああいう形、奇襲攻撃に始まるようなことも、やはり自衛戦争の意義のうちにも、参考人として入れ得るということにならなければ、一貫しないようにも思ひますが、あれ全体が、やはりその動機なり何なりからみて、自衛戦争と言ひ得るのかどうか、念のために重ねてお伺ひしたい。

○参考人(今村均君) あの当時の世界情勢と、今日の世界情勢は全く違つて

おります。あの当時は国際連合というものはありませんでした。全く国際連盟というものが無力化して、もはやあれは多分廃止されたときと思ひます。国際連盟はすでになし、安全保障体制という進歩もありませんでした。だから、あのときはあれより手がなかったと考へますが、今日は国際連合の力、ことに集団安全保障というふうなもの考へ方が進歩した今の時期では、かなりああいうことがありまして、手が十分にあるのであります。だから今日あのようなことが、自衛戦争であるかと言へば、私はいなしと申します。しかし、あのときはやむを得なかつたのだと、それが私の答えです。

○田畑金光君 その問題は今村参考人、私は納得がいかなければなりません、実は時間の制限があるから遠慮しておりましたが、大東亜戦争と言ひましても、これは日支事変の延長であるわけですが、日支事変はそもそも満州事変の延長に始まるのです。だから大東亜戦争と申しまして、それは満州事変、日支事変、大東亜戦争と一貫して、これはあの戦争の性格はどうであつたかと思ふべきだと思ふのです。今村参考人は満州事変は自衛の戦争であり、日支事変も自衛の戦争であるという前提の上に立つて、大東亜戦争は、あの当時は国際連盟という無力なものであつたが、しかし国際連盟を無力なものにしたのはだれかというところ、日本です。松岡全権が行つて、あの国際連盟から脱退を堂々とやつた、あれを無力化したのはだれかというところ、日本だ。この歴史的な事実を即して、満州事変、日支事変、大東亜戦争を一貫

して、これを自衛の戦争と今村参考人は考へるかどうか。

○参考人(今村均君) 満州事変、支那事変に対する私の考へは、ここでは中しません。それはすでに世の中でわかっていることだと思ひますから申しません。もちろん遺憾に考へた点はありません。けれども大東亞戦争の発起というものは、もはや支那事変もやめようにもやめようがないように、英米陣営から押し込まれたと、こういう見地でございます。

○参考人(高橋南君) 私への質問は、現在のこの自衛隊法の改正、それから防衛庁設置法の改正などに盛り込まれている総力戦体制の兆候というもののについて、それを確めておられたと思うのですが、私は去年、岸首相が渡米されたとして、そして日米共同声明が出た以後の日本の防衛体制というものは、ルビコン川を渡ったという見方をしていると思うわけですが、ルビコン川を渡ったということは、いわば準備時代がいよいよ行動の時代に入ってきたという考へなんです。いわゆる日本がアメリカの原子戦体制の中の一翼に繰り入れられまして、極東においてその任務遂行に必要なだけのいろいろな諸体制を整備して行く、そうして政治、経済あるいは労働対策、あらゆる面について、こういう一連の動きが出てくる。そういう中において、たとえば総力戦研究所みたいな政策の問題であるとか、あるいは自衛隊のPRであるとか、あるいはまたSEATO諸国の軍事教育であるとか、こういうような問題が出てくるから、また造修技術研究本部であるとか、こういうようないろいろな問題が出てくるから、これは非常

に意味が重大だと、こう考へているわけでありませう。

それから第二点の、NEATOはすでに実質的に、日米安保条約であるとか、韓米相互援助条約であるとか、あるいはまた米華相互援助条約というような、多角形なアメリカの軍事相互援助条約によって、実質的にできていないかというお説に対しては、私もその通りと思ひます。しかしながら、現在、日本と韓国とか、日本と台湾、台湾と韓国というような、こういう格好がまだおそろしく不十分と思ひてゐるのだ。それで去年の十二月以来、急速にこの相強工作が外交面において、あるいはその他の面において、たとえばいろいろアメリカのサセスチョンのもとに、これが補強工作が進みつつあるのだ。そしてこれはNEATOとSEATOとをさらに結びつけてPATO、太平洋軍事条約機構というものにまで仕上げて行くという、遠大な一つの計画の一端が今進められつつあるのだ、こういう見方を今私はいたしております。

以上であります。

○参考人(土居明夫君) 広島は現実かどうか、現実であります。しかし広島は一つの目的を持っておりました。日本を早く降参させよう、水爆一発で日本が壊滅する、これは一体何を目的にするか。日本に対する戦争目的は何であるかというのを考へると、そういうことは常識で考へられませんか。兵器は進歩しますから、膨大な水爆ができますから、一発で日本を壊滅さす水爆は私は可能である。しかし戦争に政治目的があり、政治目的によって兵器の使用、戦争の仕方を制限するという私の

判断からすれば、日本を全滅さすような水爆を投げ込むようなことは、私は将来起らないと信じております。

それからその次は、平和の方向に向いつつあると岸首相は言われたが、私はそうではないというやうな何でありませうが、私の言ひ方が悪かったかもしれませんが、世界戦争というものが非常にむずかしいこと、ほとんど不可能に近いということは私も認めます。その意味から言へば、世界は平和に向いつつあります。ただ、私が言ひましたのは、紛争というものの種はちつとも尽きない。だから、いわゆる世界が手に手をとって、にこやかに暮らす時代はなかなかこない、こういう意味なのであります。だから岸首相の言われた、平和の方向に向いつつあるという意味が、世界戦争が遠のきつつあるというように私は解釈して、全面的にこれは私は同意であります。紛争も一つも起らない、局地戦争も起らないという意味ならば、私はそれはちよつと違ふと、こういうわけでありませう。

その次には、科学兵器を大いに科学国防をやれと言つたから、核兵器を持つてのじゃないか。科学国防は核兵器をもつて飛び越えるかもしれない。核兵器を押える光線なり、電子なり、電子工学が発達するかもしれない。われわれは今日ウラジオナリ、あるいは沖繩から中距離弾道弾でどんどんやられ得る現況にあります。もし日本の科学技術、電子工学、これが発達して、向うがミサイルを発射した瞬間に、こちらは途中でそれを食い止めることができたならば、これに越した科学国防は私はないと思ひます。だから私の言ひました科学国防は、核兵器を持

つためにという、そういう小さなことではなくて、もっと大きいことなのであります。科学兵器、核兵器をいつか持つたらうから、その時期をせとおっしゃいました。私は一つその点についてお答えするならば、もし小さな水爆があるときに、飛行機がそういうものを持ってくる。あるいは砲兵がどんどんそういうものを用いるという時代になつてくる。それに対して、日本の方も研究をして、防衛的な核兵器を持つということがいつかの時期、すなわち十年か二十年か知りませんが、くるのではないか。それがためには日本の科学技術、日本の原子力開発、平和利用というものが画期的に飛躍しなければできないと思ひます。言うべくして、だから、防衛的なものは今やアメリカもソ連も持つております。それでなければ防衛できないという見地で持つておりますが、日本がこれを防衛的にも持つという時期は、これは十年、二十年先に、しっかりとこななければ、とてもできないのじゃないか。それまではかの国連なり、ほかの国にたよつて行くよりしか仕方がないのじゃないかと、こう思つております。

○委員長(藤田進君) 今村参考人から発言を求められております。この際これを許します。

○参考人(今村均君) 先ほど私の答へましたうちに、北海道上空に他国の飛行機が来た場合にどうするかというお答えの中に、私がこれをうっかりソ連の飛行機と言つたように思ひ出しますが、それは間違いであります。今までの私の聞いておるところでは、北海道にソ連の飛行機が入ってきたかどうかということは、まだ聞いておりません

から、あれは他国の飛行機が入った場合に、これに退去を指令し、それでも聞かなかつたときにどうするか、こういう問題に対して、退去の指令も聞かずに、わが領土の上空に突っ込んだときには、これを攻撃するのは憲法違反ではないと、こういうことを申ししたのであります。ソ連と申しましたことは間違いであります。

○伊藤顯道君 参考人に一、二点お伺いしたいと思ひます。時間の関係がございますから、簡明にお伺いしたいと思ひます。

最初、今村参考人にお伺いしたいと思ひます。まず日本の現状で、日本をほんとうに守るものは、ミサイルの前に弱体化してきた自衛隊でもなく、また、日米安保条約のような軍事プロテクトでもないと思ひます。米ソのいずれの陣営にも入らないで、自主独立の外交を進めて行くことが一番日本の平和と独立を守り、これがひいては世界の平和に通ずる道でなからうかと、私は確信をしておるわけでありませう。この点に関する先生の御見解を承わりたいと思ひます。

それから二点といたしましては、仮想敵国を考へないで、戦略とか、あるいは防衛計画を立て得るものであらうか、そういうことについての御見解を承わりたいと思ひます。

次に、高橋先生にお伺いしたいと思ひますが、日本に、御承知のようにアメリカの軍事基地があるわけですが、特に陸上部隊の引き揚げ等に伴ひまして、その軍事基地は数に於いてはだんだん減つて行くと思ひます。けれども、いろいろな情勢から、これらの基地が数は少くともミサイル基地化する

るおそれなしとしないと思うのです。が、こういうことを非常におそれておるわけですが、こういうような点に対する先生の御見解と、それから二点といたしましては、日本の防衛上非常に大事なことは、どの国とは言わずに、他国の軍事基地を日本の国内に置くこと、これは現在の情勢から見て、非常に危険なことではなからうかと思うわけですが、その点に対する先生の御見解を承わりたいと思います。

それから次に土居先生にお伺いしますが、一点は、先ほど先生から、各国が核兵器を持つようになれば、日本はこの核兵器の防衛の研究が必要だ。だから技術研究本部、こういうものの拡大は必要であらう、そういう御見解であつたわけですが、ここで他国の核兵器を防衛するのに、日本側が核兵器を使つて他国の核兵器を防衛しようとするのか、核兵器を使わないで他国の核兵器を防衛しようとするのか、そのところははっきりしておりませんでしたので、先生としてはどのようにお考えかということ。

それから、二点としては、先ほど田畑委員の御質問に関連のあることですが、現在の世界の中で、これは米ソいずれかに属すると思うわけですが、現在あり得る原水爆のうちで、どの国にあるどのような原水爆が一番威力があつて、その威力は、先ほど御指摘のあった広島、長崎の原爆に比べて、その威力は、大よそでけつこうですが、大よそ何十倍か何百倍ぐらいかということ、もし御存じでしたら、承わりたいと思う。以上の点についてお伺いいたします。

○参考人(今村均君) 第一の点の、中

立がよいのではないか、いずれの陣営にも加わらぬ方がいいのじゃないかという御意見であります。私は、国際連合のほか、どの国にも属しないというところが、私個人としては理想であります。けれども、実際問題として、今の国際連合の力では、わが国の独立は、安全平和は保てませんので、やむを得ず、やはり集団安全保障という線、米国の安保条約を結んだこととはやむを得ない必要であつた、かように見ております。逆に、中立主義をとつて何もしないということは、反対に、日本の戦略的に非常に価値のある位置というものが、ここに虚点、空虚な点を存して、よその国の食糧を動かすようになる。逆に、第三次世界大戦の糸口になるおそれもあるのだ。やはり集団安全保障の線、当分いく方が世界の平和に役立つ、かように私は考へております。

それから、第二の、仮想敵国というもの、それがなければ一國の国防準備というもの、できぬじゃないかと、こう申しますけれども、これは何も、国内においてこんなたくさんな警察力で安全そうに見えても、一家の戸締り、警戒というものを軽んじてはならぬように、仮想敵国がどこだ、どの国が攻めてくるのだなどというのを考えないでも、やはりお国というものは、どんな国がやってくるか、大丈夫、最初の集団安全保障の国際連合の力が来るまでのお国の安全を守るといふことはやるべきだと、かように思つております。

○参考人(高橋甫君) 基地の数の変化とその質の変化の関係の点が、第一点の質問と思ひます。

私は、基地の形態は四つの段階を経る変化してきたと考えております。第一の段階は点、ポイント、点としての基地の形態、たとえば砂川とか新潟とか美保だとか、場所でありまして、ところが、だんだん作戦の要求が高まってきたと、教頭の点が線になりまして、これが第二の段階であります。さらに、今度はそれが、作戦の要求が進んで参りますと、茨城県に七つも八つもの軍事基地が設けられるというふうな、面の段階になります。ところが、面でもまだ間に合はなくて、今度はある地理的な空間の上に社会という構造物を乗つけて、そうしてその社会の機能ぐるみ全部基地化して基地の任務を負わしていくという段階が、第四段階であります。これを私は基地国家の段階と言つております。国ぐるみ基地化される。

その国の政治も、教育も、国民生活も、地方政治も、全部基地の機能を背負わされて、国ぐるみ軍事基地化されていくのであります。原子戦略下に要求されているいわゆる基地というものは、私はまさにこの第四段階の軍事基地化であります。すなわち、国ぐるみ軍事化されていく、基地化されていく形態のケースである、こう理解しなければいかぬと思ひます。なぜならば、リーダーの、一つ一つのリーダー基地というものは、一つとして見れば大したことではありませんが、これが総合されていく機能が発揮しますし、また、この法案でも載せられておりますように、

〔委員長退席、理事永岡光治君着席〕

国の上にクモの巣のように通信施設を

充実する。これもまた、こういうクモの巣のような通信施設をしない限り、個々の基地の機能は十分全うできない。

さらに、飛行場を中心としたいわゆる空戦の段階から、ミサイルを中心とした空戦の段階に入りますと、ミサイルのある種のものは、たとえばマダールであるとかレギュラスであるとかいうものは、みんなこれは移動するものであるから、別に特定の基地に依存するものではありません。ナイキのような移動するものでも、飛行場に比べれば、段違いな狭い面積、空間しか必要といたしません。反対に、このような基地というものは、国中どこへでも引っぱつて歩いて、どこからでもぶつ放せる、いわば国ぐるみ一つのハリネズミのようないわゆるミサイル基地というものになる。従つて、ミサイル基地というものは、国ぐるみ軍事基地になつていく形態における典型的な一つの基地形態だ。

しかも、こういうものが、先ほど申しましたように、核弾頭と結びつかなければ軍事的には無意味なんだ。すなわち、核戦術である。ところが、日本のような諸条件、いわゆる核戦術を自力で遂行することのできない国が核戦術を採用しますと、この核兵器を与えてくれる国に永久に軍事的に従属します。これは戦争がなくなると、この軍事的従属から離脱できなくなります。核兵器を供給してもらふ。これが私は、現在アメリカが西ドイツや日本に對して、早く、まだ本家の傾かない一つの大いなる原因であるし、また、われわれが、今こゝ一、二年、どんなに

ふんばつてでもこの誘惑から逃げ切らなくちゃいかぬ、こう私が信じているゆゑんでもあります。

こういうわけで、いわゆる国ぐるみ軍事基地になつた国の運命がどうかというところは、戦争になつたときは、親分の国から、なぐり込みを命じられるわけですが、これはイスラエルが泣きながらアラブ地帯になぐり込みをかけたあの事件がよく表わしております。そうして、いやだといへば、ハンガリーの運命であります。戦争のせとぎわになつて、おれたちは基地国家はいやだといへば、原子戦一線部隊で、一等最前に出陣の血祭といふことになる。従つて、国ぐるみ基地化された軍事国家といふものは、戦争のせとぎわにならないうちに、今においてこそこの祖国を平和の国家に取り戻されなくちゃいかぬ。解放しなくちゃいかぬ。これが非常に大事だ。

他国の軍事基地になつてゐる云々という問題ですが、これは間違ひなく、一回核攻撃軍を送り出しますと、現在ソビエトのIRBMの場合には、七分であります。七分後に反撃を食つてしまつて、文字通り、これはやはり私は墓場になる。これは決してソビエトが使わないなんというところは、私はソビエトをそれほど人道主義者だとは思つておりません。そして、フルシチョフが、核兵器を使う国は墓場になるぞというの、これはおどしではなくて、内容証明付、配達証明付郵便の警告だと思つております。

○参考人(土居明夫君) 各国が核兵器を装備した場合に、日本は防衛的に核兵器をもつてやるかどうかという問題であります。まず、日本の科学技術

並びに国力というようなものから考へて、まず初めは向うが核装備を、ほかの国が核装備をしても、なかなか核装備は核装備によって防衛するということとはむづかしいと思う。そのほかのことであるべくやるように、当然研究されると思います。しかし、だんだん進んでいけば、あるいは核弾頭によってミサイルをたたき落さなければいかぬようになるかも知れません。その時期は、今のような放射能の害、そのほかの害が、だんだん減ってきたときだろうと思います。

その次の問題は、現在ある原水爆の中でどれが大きいのか、これはソ連のことは発表しませんからわかりません。しかし、アメリカで発表したところでは、二万トンのTNT火薬に匹敵する原水爆を広島に落したんですが、今十メガトンというのですから、その千倍に近いようなものを持っているのじゃないかと思ひます。水爆は、大きさは幾らでも大きくなるそうでありまして、これは当然そういうことが予想されます。

○森中守義君 ややもすると、今まで御質問を申し上げました同僚議員の質問に類似するかも知れませんが、ここにいらつしやる三参考人の御意見を聞かせたいと思ひます。

その第一の点は、非常に単純なものの考え方のようにありますが、わが国の防衛の体制は果して冷静な客観性を持ち、かつ純粋な状態のものであるとお思ひであるかどうか、これを第一にお尋ねいたします。

それから、第二といつたしまして、わが国の防衛は、防衛の純粋性というよりも、むしろ戦争に政治目的が存在する

ということとを、先刻土居参考人が述べられました。それと同じような意味合いにおいて、わが国の防衛に政治目的と申しましようか、あるいは戦略目標と申しましようか、こういうものが存在するとは思ひならないか。

それから、第三といつたしましては、日米安全保障条約と、それから局地戦争の可能性があり、この二つのことをたてにして、すでに日米安全保障条約は過去のものとなつたという印象を私は強く受けますし、そしてまた、いかにも局地戦争が眼前に到来するという印象をことさらに植へつけながら、実態としては日米の軍事同盟的な性格をもつて戦力の増強を行うという、こういう傾向はお三人の方は認めにならないか。

さらに、第四の問題としまして、やはり今日のわが国内における防衛論争といふものが、東西二つの陣営を頂点としており、しかも、対比の中においてやがて論議されております。しかしながら、こういうヒステリックな論争のほかに、先刻伊藤委員からもまよつと御質問があつたようにございしますが、やはり世界の中には、東西二つの陣営に属しない、つまり第三勢力、こういう規定の仕方ができるかどうか別問題であります、私は、アジア、アラブ十二カ国というものは、やはり平和を一つの中心課題に置きながらその国の運営を行い、かつまた国連とのいろいろな話し合いを進めております。従ひまして、こういう勢力に対していかなる評価をおやりになつておるか。つまり、第三勢力とかりに規定することができるとするならば、この勢力が東西陣営の橋渡しの役目を果た

し得るという状態が、将来において予見されるかどうかという問題でございします。

それから、もう一つの問題であります、先刻私は局地戦争ということとを申し上げたのでありますが、現在の時点に立つて、果して局地戦争といふものが、しかも、局地戦争といふことになれば、わが国の隣接の諸国とわが国との関係の主としてさざるを得ません。こういう状態の中において、果して局地戦争といふものが予見できるかどうか。

それと、最後にもう一つ伺つておきたいと思ひますことは、先般西ドイツを視察をして参りました同僚議員のいろいろな話によりまして、国の全力を平和産業に注入をしておる、あるいは科学技術の振興に全力をあげておる、これがその国を守るに値する国政であるし、また世界の平和を招来し得る唯一の道である、こういう確信に満ちた国であるという話を聞いたことがあります。従ひまして、この防衛の問題と連鎖反動的に、国土防衛の正しい問題としては、科学技術の振興や平和産業といふものが、とりもなおさず大きな課題になつてくると思ひますので、こういう点についてどうお考えになりますか。

大へん長々しい項目になりましたが、御三方の貴重な御意見をお漏らしただきたいと思ひます。

○参考人(今村均君) 防衛体制は客観性を持ち得るかどうかが、こういう第一の質問であります、もはやわが国ははつきりと、国家が、国際連合を中心とし、その十分力がつくまでは日米安全保障条約の線によつてやると、

はつきりと自主的にきめてしまつておりますから、これを客観的に側面から見るという事態には、今なつておらないと信じております。

第二、防衛の重要性が政策的に動かされておるのじゃないかという御意見のようでございしますが、やはり国家の防衛といふものは、政策の一つでありますから、国家の政策を離れた国防体制といふものは、私はあり得ないと思ひます。それからまた、戦略目的はどうかというお話でありましたが、戦略目標はこの祖国それ自体であると申したいのであります。この祖国に他の国が侵略しない、この祖国を守り、われわれ九千万同胞を守るというのが戦略目的でございします。

第三番目に、局地戦争があり得るかどうかが、今の日本はアメリカとの軍事同盟ではないか、こういうのであります、私は、局地戦争がどこにあり得るといふようなことを、今言う知識を持ちません。が、日米軍事同盟という言葉ではありませんが、日米共同防衛の線が出ておるのではありませんか、人によつてはこれを軍事同盟と見るかも知れません。しかし、これはさつき申しましたように、私一個は、なるべく早く国際連合といふものが有力になつて、日米だけの関係を離れたいと、こういう気持ちでございします。

第四の、防衛論争がいろいろありますが、アジア、アラブのように、またインドのように、中立、いわゆる第三勢力になる道もあるのじゃないか、こういう御意見でございました。私は、アジア、アラブの今の中近東といふものは、絶対中立的ではありません。半分は共産陣営の糸を引き、半分は民主

主義陣営の糸によつて隔られておるのだ。そのいい例が、今のジャワにおける紛争、国内紛争といふものは、今の政府陣営、ことに二百万の労働組合の背後にある共産陣営のあと押しとして、それから中央政府から離れようとしておる人々の背後の英、米、オランダ等の糸と、こういうものから免かれてはおらぬのだと、そういうふうには私は見ております。だから、現に、これは私がある信用する人がスエーデンを回つてきての話でございしましたが、その方に迷惑を与えては悪いから、名前は申しませんが、スエーデンにおいてさえ、すでにNATOの陣営に入るより仕方がないじゃないかという論がスエーデンにさえも起つておる、こういうことを耳にしておりますが、今日の情勢は、不幸にして、今の思想的の紛争といふものがどこの国にも災いをしておる。現にインドのごときは、これはわれわれとしては大きく注意しなければならぬのであります、あの全く共産主義になつてしまつたケララ州、あのケララ州といふものは絶対多数を共産党が占めておる、官吏の全部は共産党員が占めておる。そういうところを、これをソビエトとしては十分なる援助をやつて、共産陣営に入ればかくのごときみごとなものになるというので、しきりにあれに力を注いでおります。従つて、インドにおいては、すでにケララ州長が申すように、やがて次の選挙にはこれの数倍の地区が共産陣営に入るだろう、こういうふうには声

明しておりますように、もはや今の世界といふものは中立主義の方が一番安全だなどと、そんなにあまり考へているときじゃない。やつぱり私は国際連

合中心でいくべきだ、かように信じておられます。それだけでございしたか。

○森中守義君 もう一つ、科学技術と平和産業です。

○参考人(今村均君) ドイツの科学技術は平和産業の方が主体になっておると言いましたけれども、確かにそれはあります。それはありますけれども、私の知っている範囲では、同時に、NATOの一員として国の安全を保障するということがあわせて行われておると、かように知っております。聞いております。

【理事永岡光治君退席、委員長着席】

また、そうだろうとも信じております。これは主として新聞及び雑誌等によつて見る私の知識でございます。だから、そういう国防的のことよりは、平和産業の方にことごとく向いておるようには、私は信じておりません。ただ、ドイツの平和産業というものは、ドイツの六百万ですか、六百万の労働組合員というものが、国家の復興なくして労働者の生活向上はあり得ないという信念から働いておる。これがあの国の平和産業等を非常に、わが国に比べ数倍の勃興を見ておるといふことを、昨年八月に日本の生産性本部で招いたドイツの労働総同盟の二人の重要幹部がわが国で講演しておることがほんとうだと思ひます。

○参考人(高橋南君) 第一問の、わが国の防衛体制の客観性と純粋性の点であります。私はおなじみはつきりしておられますように、これは客観性と純粋性、これは両方とも持つていない。はつきり申します。いわゆる朝鮮戦争後、アメリカの戦略目的のため

に、これはこういう措置が吉田首相の抵抗を排除して強引にどんどん積み上げられてきた、こういう見方をしておられます。従つて、この政治目的あるいは戦略目的、これは日本をいわゆるアメリカの世界戦略遂行の非常に有力な要因として、これを再軍事化して、このように線をたどつておる、その政治的な発現であると、こう見ております。

それから、第三番目に、局地戦争の可能性があるかどうかという問題、これは世界について、まず局地戦争の可能性があるかどうかという問題であり、それが、これはまだ軍事紛争というものが絶滅されるとは言えない。従つて、アジアの一部分であるとか、アメリカの一部分であるとか、あるいはその他の所でも、やはり軍事紛争というものは起るであろう。しかしながら、今度はさらに、この局地戦争に核兵器、戦術核兵器を使った場合にどうなるかというところは、これは制限原子戦争論、あるいは限定原子戦争論として、先ほど来土居参考人もおっしゃられました。これは、はつきり申し上げると、全面原子戦争にならずに抑制し得るときもあるし、ところが、し得ないときもある、こう私は考えております。しかも、この抑止し得るときはどうかと申しますと、日本に対してアメリカが広島、長崎で使つたように、あるいはエジプトに対してアメリカが使用した場合のように、あるいはマライにいてイギリスが植民地支配のために原爆を使う場合であるとか、あるいはアメリカがインドネシアに——これは一例であります。例としてこういうふうなふうにインドネシアに使うとか、こ

ういうふうな場合には、私は必ずしも全面原子戦争にならずに、一、二発の原爆の犠牲で、投げられ損というふうなもの、いわゆる限定原子戦争というものが局地的に起る可能性はないとは言えない。しかしながら、それ以外に、日本とか西ドイツとかいうような軍事的対立の濃いところで、いわゆる戦術原爆を使うならば、これは戦術的構造上、必至に全面原子戦争に転化していくと私は考えております。従つて、いわゆる今では全面原子戦争を覚悟するのでなくしては、原爆、戦術原爆そのものも、鼻くそのような原爆すらも投げられないというのが事実であります。たとえ朝鮮戦争において、あるいは台湾海峡のこの間の軍事緊張において、あるいはディエンビエンフーの軍事緊張において、アメリカ自身が言明しておりますように、まさに戦術原爆を使う一歩手前まで行つたのですが、こういうところを使えば、これは全面原子戦争に転化していく危険性がきつめて多いといふことのために、アメリカ自体も投げられなかった。従つて、そういう点からいへば、いわゆる限定局地戦争すら非常にやりにくくなつてきている。いわゆる戦争なんというものはむしろ考えているほど簡単に起し得ないし、ほとんど起し得なくなつてきているという見方が、私は軍事的な見解としては正しいものだと思ひます。

今度は、具体的に日本についてどうかということを考えてみますと、私は、自衛隊でやつております統合見解は、あの見解というものがどういふ内容であるかは私は知りません。知りませんが、一昨年読売新聞の自衛隊に出入りしている記者がすっぱ

抜いたところによりますと、一昨年の統合調整見解では、やはり全面原子戦争はない。それから、ソ連が日本に攻めてくるとか、中国が攻めてくるとか、軍事攻撃というものは、こんなものはナンセンスだと、これは自衛隊で判断しております。ただ、日本が自由主義陣営から非常に遊離するような状態になつてくると、日本を中心にしていわゆる局地戦争が起るのじゃないかという判断をしてゐる。しかし、まあこの読売新聞の記者がすっぱ抜いてくるこの情報によると、ところが、この見解に対して自衛隊内部でも異論があるのだ。そうして、そういうような場合に日本で武装蜂起が起る。国内では、この武装蜂起した場合に、陸上十

五個師団、あるいは飛行機二千機、海上千二百隻ぐらいの潜水艦を含むいわゆる共産圏の軍事力が、この国内の武装蜂起を援護する。こういうものに対して自衛隊が防ぐのにどれだけの兵力が要るか。独力で防ぐとすれば、陸軍百万、海軍六十万、飛行機三千機要るのだ。しかし、わが国が独自でそんな兵力をとつても置くというわけにいかないから、アメリカに助けてもらふというところで、そのときの必要な兵力は陸上十八万、海上十二万四千トン、飛行機三千機だと、こういうような想定をさるべきだと、こう聞いておる。こういう点から見ますと、いわゆる日本を中心にして局地戦争がある場合において、局地戦争に巻き込まれる、軍事紛争に巻き込まれる可能性ありとして判断をしておられるように見受けられるのですが、しからば、具体的にどこだかというところを考へてみました。

ソビエトが攻めてくるか、中国が攻めてくるか、北朝鮮が攻めてくるかというところを考へてみますと、私はこれらの国もある程度歩いてみたのですが、それからいろいろ研究してみたのですが、唯一のこういう局地戦争が起り得る可能性、危険性があるとすれば、むしろこういう国々ではなくて、兄弟として現在やつていかにやならぬような、もつと近い、たとえば今非常に竹島だ何だといつていろいろなことを言つてゐるようなところであると、あるいはそういう思いがけないところにかえつていかに起るのじゃないか。しかし、これもおやじに兄弟げんかやめろと言われれば、しゅんとなつてしまふのだ、こういう意味から考えると、日本の具体的事態に当てはめて、局地戦争というものは、相当これは無理な説明をしないと、どうも説明がつかないように私は思つております。

それから、第四番目に、国内の防衛論争の対比的な姿をやめて、あるいは第三勢力、あるいは第三進路と申しますか、これこそが私はやはり現在の国際政治を大きく動かしている基本的な線だと考えております。この第三勢力と申しますか、第三進路、サードコースといひますか、こういうものが、いわゆる単に両方の陣営に属さないといふのではなくて、両方の陣営に属さないことによつて積極的に世界平和を開拓していくのだという動き、いわゆる平和諸国家といふもの、これはアジア、アメリカの国々は決してこれは共産主義の運動でもなくて、いわゆる民族主義の独立の運動でありまして、こういう考えが非常に第三勢力の主要な勢力になつておりますし、さらにま

てくるか、北朝鮮が攻めてくるかというところを考へてみますと、私はこれらの国もある程度歩いてみたのですが、それからいろいろ研究してみたのですが、唯一のこういう局地戦争が起り得る可能性、危険性があるとすれば、むしろこういう国々ではなくて、兄弟として現在やつていかにやならぬような、もつと近い、たとえば今非常に竹島だ何だといつていろいろなことを言つてゐるようなところであると、あるいはそういう思いがけないところにかえつていかに起るのじゃないか。しかし、これもおやじに兄弟げんかやめろと言われれば、しゅんとなつてしまふのだ、こういう意味から考えると、日本の具体的事態に当てはめて、局地戦争というものは、相当これは無理な説明をしないと、どうも説明がつかないように私は思つております。

た、イギリス自体の中において、またアメリカ自体の中においても、こういう第三の道を行こうとする動き、これが有力に起き上りつつあります。そしてまた、ソビエト自体は、やはりこの第三のコースにだんだん近寄ってくる。

たとえば二十回党大会の転向といひ、あるいは最近の動きといひ、これはだんだん平和諸国家の世論というものに影響されながら、ソビエトがだんだんコースを変えてきている。あるいはまた、アメリカ自体もだんだん変えてきている。こういう意味から、私は第三コースこそ平和に一番希望を持たせる有力な線だと評価しております。

それから、西ドイツの平和産業が非常に大きな国防力になっている、それについて意見いかんというわけでありますが、西ドイツは遺憾ながら、先ほども申しましたように、私の見るところ、やはり西ドイツの歩んでいっている道は、私は平和な道ではなくて戦争の道だと思っております。しかし、西ドイツの国民はこれに対して、現在一齊に立ち上つてきました。この一月、この運動は顕著であります。このような中で、西ドイツのしからば重要産業はどうかといふと、やはりこれは西ドイツの重要産業というものは、戦争の力としてむしろ評価しなくちゃならない。しかし、国民のこういう平和へ向う努力がだんだんとその戦争性を洗ひ流して、これを平和的な性格に変えつつある、こう評価すべきではないか。これが私の見方でありました。

○参考人(土居明夫君) 防衛体制は純粋客観性ありやいなや、これは日本の戦後から、独立、これに伴う防衛力の創設、それからいわゆる防衛力、軍事

力というものは政治目的に沿うて使用され、準備されるというのならば、これは客観性、純粋性はない。日本の政治目的、これに沿うて整備されている、こう思わざるを得ない。

次の戦略目的、これはやはり、何も敵国がどこにあるというように考えなくとも、防衛計画は立てていける。しかし、それは一番はつきりするのは、これはこの方面のこの敵に対して、これを敵として準備するというのには一番はつきりするのですが、今のようにはつきり、まあ政治目的は今、自由陣営であるアメリカと、日米安保条約を結んでいるアメリカと戦争するということは、今考えられない。そうすると、それ以外の国ということになりま

す。しかし、大体において、国家を防衛するといふ見地からいくと、国際関係はきよりの友はあしたの敵になる。今敵であつても将来味方になるというところが、ヨーロッパの歴史を見てもわかります。だから、この一つに限定をしますといふことは非常に危険である。やはり自分のところは自分で守るといふことに基礎を置かなければならぬ。集団防衛あり、日米安保条約あり、あるいは国連にたよろうといふし、あるいは現実の問題はやはりそういうところにあるのじゃないかと思つております。

安保条約と局地戦とが日米軍事同盟に向うのじゃないか、こういうことは、なかなかさう原爆の対戦はできないし、局地戦においてもなかなかやりにくくなった。それで、日本の背後にも関連しますが、隣国とどういふ局地戦が起るか、これあたりも、今日はつきり言えない。これは戦争といふの

は、われわれが過去を考えても、あの国と戦争することは思ひもつかぬ。ところが、国際間の情勢がだんだん変わる。われわれは、アメリカとソ連とイギリスが手を握つて戦いに立つたなんていうことは戦前考えられなかった。だから、なかなか国際間の状況というものは予想がつかないのです。だから、日本の安保条約に基いて局地戦がどういふふうになるかといふふうなことも、私は今はつきりお答えができませんし、日本の局地戦は隣国すなわちソ連、中共、台湾、あるいは韓国と申しますか、そういうものとの間に考えられるのでありますが、今それじゃどうか、これをはつきり私はお答えできない。これは韓国と竹島問題や李承晩ラインでいざこざが起る。しかし、こういうことについて、自衛と国際紛争との関係もありまして、なかなか今すぐどうといふことは私は答えられない。

ただ、大きく見れば、局地戦といふものはなくならぬのじゃないか。それで、どこにどういふふうに起きていようか、準備だけはせなければならぬのじゃないか、こうお答えします。その次に、東西の橋渡しになつたらしいじゃないか、第三勢力はどう考へるか。これはできた、そういうことも非常にいいと思ひます。できた、そういう状態になりたいと思ひます。しかし、日本の地位、日本の国の力というふうなものから考へて、東南アジアやアフリカや南米のようには、なかなかいいかと思ひます。だから、一番先にお話ししましたように、少くもスエーデンぐらいな比率に基く防衛力を持ち、そしてスイスのようなああいふ体制になれば、私は自立防

衛も自衛中立もできやせぬかと思つております。

最後のドイツの問題であります。これは平和産業、科学技術が国防の上に役立つ、これは私もそう思ひます。原子力の平和利用をうんとやっておれば、これはちよつとやそつとで日本をうかがう国はなくなるだらう。日本の電子工学が非常に進んでおれば、これは原爆を持つていける国でも、日本にちよつとはいはけないと思ひます。だから、平和産業、科学技術は大いに国防に役立つ、大いに推進しなければならぬと思ひます。

○矢崎三義君 大事なことだけ一つ伺ひたいのですが、どなたからも御質疑がなくて、私も大事なことだと思ひますので、簡単に伺ひますから、今村先生と高橋先生に一つ、簡単にお願いしますといひます。

今私もが審議している法案の中の自衛隊一万人増員は、これは天下周知のように、一昨年重光さんがアメリカにおいでになつたときにお約束された、昨年の予算編成の最終段階で日本府とアメリカ側と協議したとき、一九五八年の六月三十日の会計年度が変るまでに、あの一万人ふやしてくれさえすれば、一九五七年の予算に組みさえすればよろしいという了解がついて、今度法案として予算の中にも入つてきたわけですから、それで、伺ひたい点は、今後アメリカは日本のこの防衛力増強に対してどういふ希望を持ち、どういふことを期待してくるだらうか、純軍事専門的な立場から、どういふふうに見ておられるか。

それと関連するのですが、沖縄、小笠

原の施政の返還ですね、これは国民の世論のいかんにも関係しようし、また外交権を持つておる内閣の外交のやり方にも影響されると思ひます。純軍事専門的な立場から、沖縄と小笠原の施政権の返還といふものが期待できるのだからどうかどうだらうか。外電の一部伝えるところによると、半永久的に返さぬだらうと言ひし、日本政府は、努力して近いうちに返して貰うと、こう言うのですが、あなた方が純軍事専門家としてどういふふうにお考えになれるかといふことを、結論だけでよろしいから、簡単にお願いします。

それから、最後に、先ほどの今村先生の大東亜戦争観といふのは非常に私は重大だと思ひますので、もう一度お聞きしておきたいと思ひますが、それは今の私は自衛隊にも要望されなければならぬと思ひますが、当時軍が政治を支配して、それに上回る力を發揮して、そして軍の大部分の方は外国の事情もよくわからなくて、そして情勢分析も誤まつて、ああいう窮地に突入していったという面も私はあると思ひます。これは今後自衛隊がどういふふうになるかを考えていくかわかりませんが、国防を担当する自衛隊と政治の面ですね、その関係では、私は当時のことを振り返るときに、当時のあなたとは申しませんが、軍部には相当にやっぱ私は反省がなければならぬのじゃないだらうか、その前車のわだちをこれから自衛隊といふものはきよに銘じていかなければ、再び大きなあやまちをするのではないかと、かように私は考へておるのですが、先ほどの先生の大東亜戦争観を承ると、そう

いう点がないやに聞き取れましたので、かなり私はこれは重大なことだと思ひますので、重ねてその点だけをお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(今村均君) 第一の、今度の一万人増人というものが、重光前外相とアメリカとの約束に基いたというお話であります、そのようなことを新聞では見たように思ひますが、私は、直接に重光さんとも、時の総理とも話しておりませんから、その真実を知りません。けれども、ともかく日米安全保障協定というものでお互いに相談したということは、常識的にあり得るだろうとは考へております。

第二の、軍人が政治的にいわれる為政者その他の政治家を押えて大東亜戦争をしたのじゃないかという御意見でありますけれども、当時私は海外の軍司令官としてシナにいましたので、どういふわけでもございません、ああいういきさつになつたかという真実を知っておりません。知っておりませんけれども、次のことに非常なる疑点を持っております。これは渡辺鏡蔵博士の著述でございますが、あの「反戦反共二十年」という書物を見ますと、当時渡辺先生が大東亜戦争に非常に反対したときに、これに對抗して、大東亜共栄圏確立すべしと、天皇制を中心にして乗り出すべしという、南方作戦を鼓吹した人々というものが、一人も追放になつておらぬということが実に意外だと、こういうことを論じております。ことに、今度はラストボロフですか、何とかいうソビエトの中佐が、大使館付武官をして中佐が、アメリカへ行つてから、一昨年の多分三

月でありましたか、それが週刊読売に発表したところにはつきり書いておるところによりますと、ソビエトは、何とかして日本をしてシベリアを使わせないようにということで、非常な心配をした。なぜならば、ヒットラーから日本天皇陛下並びに首相に対して電報が発せられて、どうかシベリアの方から突いてくれと、こう言つたときに、絶対これに反対したのは金西院の人々であつたと。その人々は、何ゆゑにあんな不毛の地のシベリアなんかに出兵するのか、それよりは南方の資源のある所に行く方がよくて、またアジア民族解放という大義名文にも沿うじゃないか、こういうふう論じて、ついに東条首相はこれに動かされて南方作戦をきめたという記事があります。しかも、この人々は、南方作戦を鼓吹した人々は、一人も追放にかかつておりません。そのままだから、それがほんとうならば、渡辺鏡蔵博士のがほんとうならば、なかなか国際事情というものは複雑な関係で、私のような軍人出身の頭では驚くだけでございます。

それから、沖繩、小笠原は、これは当然、南千島も返還を求めると同じように、それを国民全部が一致してアメリカに交渉すべきものだ、こう思ひます。

○矢嶋三義君 アメリカは返すでしょう、か、どう思つてゐるのか。

○参考人(今村均君) アメリカが返すかどうかということは、わが国民の熱意にかんよると思ひます。もつと国民一致してこれを返すように申すべきだと思ひます。

○矢嶋三義君 高橋さん、簡単に願います。

○参考人(高橋甫君) 第一問にお答えします。一万人の問題は、私は、防衛力整備三カ年計画の一部として実行されておると。従つて、重光さんとのやりとりとか、そういうものは、いきさつにこだわつて、やはりやめ切らずにおるのだと、こう見ております。ただ、非常に注目されますことは、二十九年末島山内閣で防衛五カ年計画というものが作られました。このときも、不思議なことには、陸だけはこれは三

十年から三十五年末までに整備すべく兵力の目標をきめていたのですが、ほかのものはみな三十五年末までに、陸だけは十八万を三十五年末までにやるといふことを、このときからきめていたわけですね。そうすると、私はこれはやはり国内治安問題をにらんで、津島長官の発言なんかとの関連がこれはやはり考えられるのであつて、必ずしもアメリカのそういう関係だけではないと。それから、アメリカは今あまり一万人増員に熱心でない。それよりはむしろ、日本はたとえばこの潜水艦防衛、極東の海面における潜水艦防衛をもつとしっかりやつてもらいたい、あるいは日本は日本の防衛、自力防衛をもつとしっかりやつてもらいたい、あるいはまた、現在アメリカの核兵器の世界的な展開を調べてみますと、日本だけが現在穴になつておるわけですね。そういうわけから、日本の防衛体制をもつとしっかりやらせようというものが、アメリカの本心ではないか、現在自衛隊で作業としてやられてゐます第二次長期計画の作業にも、こういうふうな面から第一次長期計画の修正が新聞面に報道されております。

次に、第二問であります、沖繩の

軍事的価値は、これはブライス勸告が表明してゐるところによると、東シナ海の入口を扼しておるとか、あるいはまた日本の近海の潜水艦防衛の拠点になるとか、あるいは海兵隊の根拠地になるとか、あるいはまた大陸に関する原子爆撃基地、誘導弾基地とか、ずつと五つ六つ並べてゐるのですが、これ以上のことは軍地機密だから言えないといふことは、ブライス勸告に出てゐます。その軍地機密なんだ、それ以上の言えないといふものは何んだといふことは、考へてみますと、これは同盟国日本に対する監視基地である、監督基地であるといふこの一事だと思ひます。現に、ペルリがやつてくるときも、沖繩を押えてから日本にきた。大東亜戦争は、沖繩を取られてからわれわれは無条件降伏したのであります。従つて、沖繩を握つてゐる限り、基地国家日本は彼らの思う通りに屈していきま

す。ある意味で、沖繩の持つてゐる軍地基地の最大の意味は、どこまでも自己の軍事戦略に屈していく根拠地になる。従つて、日本人がどれほど忠義を尽しても、あるいはどれほど返せといつても、これが甘んじと思ひます。アメリカが半永久的に、はつきり申しますと、大陸に、あるいは中共なりあるいはソビエトなり、あるいは世界戦略体制が変らない以上は、半永久的にこれを持統していくという彼らの意思といふものは、その通り私は評価しなくては行けない。

それならば、将来永久にこれはほんとうにだめなのかといふと、私はそうではなくて、はつきり申しましたように、世界の大勢は今、速度に平和の方向に進んでゐますから、私は、遠くない将来、いわゆる平和共存という線に米ソのこの冷たい対立が雪どけが始まる時期が必ず来る。そうすれば、沖繩と何とかいふ問題も、あるいは二つの中国とか、二つの朝鮮とか、日本の解放だとか、こういう問題が、ちやうどドリトル・アメリカという永久の大陸のように思つた南極大陸が足元で解けて流れるように、私は解け出してゐると思ひます。

それから第三点、大東亜戦争の軍事指導というものが失敗がなかつたかといふ問題、私は、これは個人的には非常に崇高な主観的な意図、あるいは先ほど来今村先生がおっしゃいますように、アジア、アフリカの諸国民解放のために決起したとか、あるいは日本人の八紘一宇の愛を彼らに教えるためにやつたとかといふような、個人的な崇高な考えを持つていらつしやる方がありますけれども、私は、大東亜戦争に終る満州事変から一連の戦争といふものは、これはまことに恥すべき、また取り返しのつかない軍事的失敗だと思つております。従つて、このような経過に対して軍人のえらい人々、もちろん、私も自分の責任といふものを反省しておりますが、そういう人々にはやはりこのあやまちを二度と自衛隊なんかに繰り返さずにはいけないし、また国民にも繰り返さずにはいけないに、監視するように、私は虚心たんかいに現在訴えて歩いてゐるわけであり

ます。

以上、三点をお答え申し上げました。○苦米地義三君 私はきわめて簡単に、一点だけ今村先生にお伺ひいたします。それは、先生のお話にあります

ように、核兵器は禁止すべきである、
こういふこととそれから国連中心の強
化をしなければならぬ、こういう二つ
のお話がありました。私は、非常に
その点について興味を持っておりま
す。そこで、問題は、国連中心の強化
といっても、現在のようないくつかの
国連に独立した強力な兵備を備えて、
独立軍として各国に優越した地位を求
めるべきものか。その場合に、先ほど
あなたがおっしゃる通りに、核兵器や
何かは国連に集中すべしと、こういう
お話でありましたが、それと同時に、
各国が持つべき兵器、あるいは軍備と
いうようなものは、どういふ姿である
のか。もう要は、世界の恒久平和をい
かにして達成するかということに帰着
すると思うのですが、その点からい
ますと、私の拝聴しますところ
では、その点が最も有力なる足がかり
であるように思ふのです。それであり
ますから、どうぞあなたのおっしゃる
国連中心の強力化といううなことは
核兵器を含んでおられると思うので
すが、それにもかかわらず、各国の兵備
と国連の持つべき兵備との落差が非常
に多くなければならない。その各国の
持つべき兵備というのはいくつある
のか、その点を一つ伺
いたいと思います。

それから、高橋さんに伺いたいの
ですが、いろいろ御意見がございました
が、また平和論者のようなお説のよう
に伺いましたが、端的に世界の恒久平
和はいかにして達成するかというお考
えがありましたら一つ。それはもうき

わめて簡単でいいですから、具体的に
おっしゃっていただきたい。これだけ
を伺いたします。

○参考人(今村均君) 私は、理想とし
ては世界連邦主義者でございます。し
かし、それは今のところ単なる言葉で
あって、実現はできない。国連連合を
強力にすることによってその第一歩が
始まる可能性がある、こう見ておる。
それで、国連連合が各国の、つまり今
軍縮問題というものは重要な問題に
なっておりますが、従来、兵備までも
国連連合がやるか、個々の国はどれだ
けの兵員よりはいけないといううな
ことが、これもなすべきであります。
なすべきであります、その第一着とし
て、まず核兵器に関する限り、国連
連合以外のものは使えないということ
が、やがて第二段としては各国の従来
の兵備の軍縮というものが可能にな
る、こう見ておるのでございます。それ
が私のさつき力をこめて申しました、
核兵器というものが国連連合以外には
持たないことに早く条約できめたい、
こういうのでございます。

それから、先ほど申したのでござい
ますが、国連連合の無力化の原因のも
う一つは、国連連合総会というものが
あはれは単なる勧告権でありまして
で、強制権がないのであります。強制
権というものは、単に、御承知のよう
に、安全保障理事会だけが持つ。そ
こに大へんなやういふ欠点がある。そ
ういふ欠点が国連連合の無力化を来し
ておるのでありますから、今度も首
脳会議というものがあつたならば、ま
ず拒否権の廃止ということが必ず問題
になるのではないか。これが成立すれ

ばありがたい、かように思っております。
○参考人(高橋南君) 恒久平和への何
か手取り早い道といううな御質問
かと思ひますが、私は恒久平和への簡
単な道というものはないと考えており
ます。要するに平和は、国連である
か、政府であるとか、こういううな
ところ、あるいはそういう高いところ
から配給されるものではないというこ
とを、諸国民が自覚して、平和は自
分たちが一緒に築いていくのだ、作
り出していくのだという努力をやるこ
と、そうしてこの努力が個々になされ
ずに、みんな手を取り合つて団結し
てやる。さらに、このような努力の中
で、いわゆる共産主義だとか、やれ資
本主義だとか、いがみ合つて、体制
が違つて、信念が違つて、けんか
をせずに仲よく平和に共存していく
という当然の人間の常識を守ること、そ
うして諸国民が仲よくしてお互いに文
化的に経済的に助け合うこと、そうす
れば、私は今村先生がおっしゃるやうな
すうな世界連邦を期待し得るやうな
世界、社会というものが、長い間に
だんだんと作られてくる。そうして、そ
ういふものの中に初めて新しい政治秩
序、恒久平和体制というものを期待で
きる、こう考えております。

従つて、具体的に申しますと、原水
爆の禁止と軍縮というものを要求し
て、世界諸国民がみな一緒になつて、
この目の前に迫つた東西会議を何とか
このやうな線に妥結させる。そうして
諸国民がお互いに疑い合うのをやめ
て、仲よくして、そうしてそういう運
動のまつ先に、日本国民は原水爆を受

けたがゆゑに、これは先頭に立つて進
むべきだ、こう思つております。
○八木幸吉君 一点だけ簡単に伺いま
すが、先ほど高橋さんが、日本の関係
する局地戦争は背後関係から結局全面
戦争になるおそれがある、こうい
う御見解でありましたが、これに對し
まして今村さんはどういふうにお考
えでありますか。

○参考人(今村均君) 私は、日本が現
在の世界情勢から目をふさいで理想的
に無自衛である、自衛的措置を何もし
ないといふことこそ、世界戦争の糸口
であると、逆に考えております。そう
いふことが、この国にほかの国が手
を出すおそれを増やす。やはりこの国
は自分が自分で守るという意図の下に、
国連連合の協力が来るまではみずか
ら守るといふことだけが、この世界戦
争になることを防ぐのでありまして、こ
の国を無防備にしておくといふことは
逆の作用が来る、こう思つておりま
す。

○八木幸吉君 私の伺ひましたのは、
日本が防備をますます増強していつて
も、かりに局地戦争に巻き込まれた場
合に、結局、それは米ソの全面戦争に
なるだろう、先ほど高橋さんのお話で
は、そういうふうには私何うたのです
が、その意見に對して、限定戦争だけ
で済むと、こうお考えになるか、やは
りこれは全面戦争になるおそれが多分
にあると、こういふふうにお考えにな
るかといふことを、私は伺つたのであ
ります。

○参考人(今村均君) 今の御質疑の局
地戦争というものは、日本の祖国以外
の局地戦争に手を出すというお考えで
ございましょうか。

○八木幸吉君 日本がそれに関与した
場合の局地戦争であつて、日本の関与
しない局地戦争はこの場合論外とし、
て伺つておるわけでございます。

○参考人(今村均君) 日本は局地戦争
に介入するかどうかといふことは、朝
鮮戦争において国連連合が規定したよ
うに、国連連合から命令された場合
に、いかに国家が決心するかという問
題にかかります。そのときの国家の情
勢上、ことに国民の大多数が海外の局
地戦争に介入したくないといふときで
あつたならば、わが国は、その局地戦
争に加わらないで、国連連合に協力す
る手段は持ちます。それは朝鮮戦争に
おいて、インドは軍は持つたけれど
も、未熟で、何ら役に立つまい、イン
ドは衛生部隊だけを持つといふて、衛
生部隊をみなインドが持ちました。同
じように、かりにどこかの局地戦争の
とき、国民多数の意向によつては、日
本が衛生部隊だけは持つ、戦闘部隊は
出さないといふても、むしろ国連連合
は非常に喜ぶであらうでしょう。だか
ら、そのときに、国民多数の判断によ
りまして、国連連合が言うてきても、こ
れは国連連合は許しておりますから、
そのときの国家の事情上海外出兵がで
きない場合には、その他の方法をもつ
て協力することを認めておりますか
ら、私は努めて、海外派兵のような場
合には、インドと同じような手段をと
るのがいよいよないか。しかし、こ
れは政策に属しますから、私は必ずし
もそうせよといふうな意見ではあり
ません。

○八木幸吉君 もう一点伺ひますが、
無防備がかへつて日本の危険を増す、
こういうお話に關連してであります

が、イギリスの国防白書にあったように、戦争を防止するために日本は核装備をした方が、防止の力が強い、こういう意見に対しては、どういふふうにお考えですか。

○参考人(今村均君) その意見は一つの有力なる意見だと信じております。しかしながら、私が先ほどから繰り返しますように、人道上、核兵器というものは、この地上から避けたい、これにまず邁進しなければならぬ、こう感じます。

○八木幸吉君 もう一点。万一、不幸にして日本が核攻撃を受けた場合には、核兵器で防御する以外に方法はない、こう考える。そういう場合には、やはり日本も核戦争の戦場になる、こういうおそれがあるわけでありまして、むしろ、平和的手段でかような事態は防止することに全力をあげること、はもちろんでありますが、そういうとき、何か強力なる方法は、お考えがあるかどうかということを、最後に伺っておきます。

○参考人(今村均君) それは、先ほど申しますように、早く日本が手を打ちまして、第一発の核兵器を使ったものには国際連合が懲戒するということを、早く国際法としてきめたい。これよりほかに手はないと思います。しかし、日本に向つて、これができない場合に、核兵器を使った場合に、集団安全保障の他の国が、必ずしも核兵器というものは地上ばかりではありません。軍艦とか潜水艦からも用いられますから、そういうものをそういう不法なる国に使うというものはあり得ないとは、申し上げられません。

○八木幸吉君 ありがとうございます。また。

○委員長(藤田進君) なお、御質疑があるかと思ひますが、相対時間も経過いたしましたので、参考人に対する質疑は、この程度にとどめたいと思ひます。

御参考人の方々は、長時間にわたりました。本委員会のために、貴重な御意見を御披露いただきました。今後の審議に多大の参考となりましたことを、委員会を代表いたしまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十六分散会

四月十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第二一五号)

一、恩給改訂に関する請願(第一七〇七号)(第一七〇九号)

一、元南満洲鉄道社員に関する恩給法等の特例制定の請願(第一七〇八号)

第一六一五号 昭和三十三年四月四日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 兵庫県栗原郡波賀町有賀五ノ五 勝部正治外三十七名

紹介議員 中野 文門君

軍人恩給の加算制がいまだに復元されないため、これが七十五万の該当者は恩給権を認められず不公平の処遇におかれており、まことに憂慮に堪えないから、これらの該当者に恩給を受給しうる資格を与えるよう加算制を復元せられたいとの請願。

第一七〇七号 昭和三十三年四月九日受理

恩給改訂に関する請願(三通)

請願者 福島市宮下町三一 黒木喜一外三名

紹介議員 森中 守義君

退職公務員の処遇について、(一)一万五千円ベース完全実施の措置を講ずること、(二)文官恩給の内部に存在する不均衡を是正すること、(三)六十才の制限を撤廃すること、とくに、昭和三十一年六月十三日公布法律第一四九号による六十才未満の妻の扶助料に対する制限の除去は、昭和三十三年度から実施すること、(四)財政上の理由による制約はすみやかに排除し、公正な措置をとること等調整し、予算的、法律的措置を講ぜられたいとの請願。

第一七〇九号 昭和三十三年四月十日受理

恩給改訂に関する請願(二通)

請願者 福島県会津若松市坂山町 龍川七蔵外二名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一七〇七号と同じである。

第一七〇八号 昭和三十三年四月十日受理

元南満洲鉄道社員に関する恩給法等の特例制定の請願

請願者 宮城県古川市大柿字上

法橋河原一ノ三 斎藤才治

紹介議員 三浦 義男君

元南満洲鉄道株式会社の日本人社員にして終戦時まで引続き会社業務に従事した者に対し、満鉄在職期間を公務員の外国における公務在職期間とみなし、公務並びに戦時による死傷者は軍属とみなして、恩給法、国家公務員等退職手当暫定措置法、国家公務員共済組合法、公共企業体共済組合法、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び人事院規則を適用又は準用する臨時立法措置を講ぜられたいとの請願。